

碧南市地域防災計画

(資料編)

(案)

平成30年度

碧南市防災会議

目 次

資料 1	災害危険区域関係	1
資料1-1	急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	1
資料1-2	浸水想定区域内要配慮者利用施設	1
資料 2	気象・地震観測・予報警報の種類	3
資料2-1	地震に関する情報の種類及び津波に関する予報警報の種類	3
資料2-2	予報警報等の種類と発表基準	7
資料 3	水防関係	12
資料3-1	水防資器材備蓄状況	12
資料3-2	排水機場施設一覧表	13
資料3-3	重要水防箇所	14
資料 4	通信・連絡関係	15
資料4-1	無線局	15
資料4-2	愛知県及び消防庁の連絡先一覧	20
資料4-3	災害時情報伝達収集先一覧	22
資料4-4	被害判定基準	24
資料4-5	避難勧告等伝達系統図	27
資料4-6	東海地震に関する情報の伝達例文	28
資料4-7	東海地震警戒宣言の伝達例文	32
資料4-8	東海地震警戒宣言発令時の市長から市民への呼びかけ例文	33
資料 5	消火・救急・救助・危険物等施設	35
資料5-1	消防用資機材等保有状況	35
資料5-2	地震防災応急計画作成対象施設等	36
資料5-3	放射性物質保有事業所	37
資料5-4	石油類等大量保有事業所	37
資料5-5	高圧ガス大量保有事業所	37
資料5-6	臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	38
資料 6	輸送・交通関係	39
資料6-1	市車両保有状況	39
資料6-2	車両・船舶の調達先	39
資料6-3	緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図	40
資料6-4	指定避難所までの輸送道路	44
資料6-5	緊急通行車両等届出書	45
資料6-6	緊急通行車両確認証明書及び標章	46
資料6-7	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	47

資料6-8 緊急通行車両等事前届出一覧表	48
資料6-9 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所	49
資料6-10 着陸帯設定時における留意事項	49
資料6-11 H記号及び吹流しの基準	51
資料7 物資の備蓄・調達	52
資料7-1 食糧・生活必需品等備蓄一覧表	52
資料7-2 資機材等備蓄一覧表	53
資料7-3 市内給食設備所有施設	54
資料8 避難地・避難所関係	55
資料8-1 一時退避場所及び火災時退避場所	55
資料8-2 市の指定する避難所	58
資料8-3 福祉避難所	59
資料9 医療・衛生関係	60
資料9-1 市内の医療機関	60
資料9-2 災害拠点病院及びDMAT指定医療機関(西三河南部地域)	64
資料9-3 清掃施設(ごみ、し尿)	64
資料9-4 防疫用資機材	64
資料10 ライフライン関係	65
資料10-1 応急給水用資機材	65
資料11 過去の災害状況	66
資料11-1 災害の記録	66
資料12 条例・災害協定等	69
資料12-1 碧南市防災会議条例	69
資料12-2 碧南市災害対策本部条例	70
資料12-3 碧南市地震災害警戒本部条例	71
資料12-4 災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則	72
資料12-5 西三河地区消防相互応援協定書	80
資料12-6 水道災害相互応援に関する覚書	82
資料12-7 し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書	85
資料12-8 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 (県内市町村、一部事務組合)	86
資料12-9 災害発生時における碧南市と碧南市内郵便局の協力に関する協定(市対日 本郵便)	89
資料12-10 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定	90
資料12-11 大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定(市対碧南 高浜石油業協同組合)	92

資料12-12 愛知県防災行政無線局に関する協定書	94
資料12-13 災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書(市対衣浦東 部広域連合)	95
資料12-14 災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会)	96
資料12-15 災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会)	98
資料12-16 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協 力に関する協定書(市対碧南市薬剤師会)	100
資料12-17 災害時の放送に関する協定書(市対キャッチネットワーク、エフエムキャッ チ)	102
資料12-18 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南市災害復旧協 議会)	104
資料12-19 愛知県防災ヘリコプター支援協定	106
資料12-20 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書(市対愛知県公共嘱託登 記土地家屋調査士会)	107
資料12-21 碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書(市対碧南市 社会福祉協議会)	109
資料12-22 災害時における避難所開設に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議 会)	110
資料12-23 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書(市対 あいち中央農業協同組合)	111
資料12-24 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書(市対(株)三河機 工)	112
資料12-25 碧南市、越前市災害時相互応援協定書	113
資料12-26 災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書(市対愛知県トラ ック協会西三河支部碧南部会)	115
資料12-27 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南電設業協同組 合)	116
資料12-28 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対愛知県東部電気工 事協力会刈谷支部碧南地区)	117
資料12-29 災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書(市 対中部電気保安協会岡崎支部)	118
資料12-30 災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書に付 帯する覚書(市対中部電気保安協会岡崎支部)	119
資料12-31 災害発生時等における一時待避所の使用に関する覚書	120
資料12-32 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	122
資料12-33 災害時の情報交換に関する協定(市対国土交通省中部地方整備局) .	125

資料12-34	碧南市、由仁町災害時相互応援協定書	126
資料12-35	災害時における住居施設の使用に関する協定書(市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場)	128
資料12-36	災害救助物資の緊急調達に関する協定	129
資料12-37	災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書(市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部)	131
資料12-38	碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書	133
資料12-39	災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書(市対全国霊柩自動車協会)	135
資料12-40	災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書	137
資料12-41	災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書	139
資料12-42	災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書	140
資料12-43	西三河災害時相互応援協定書	141
資料12-44	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書	143
資料12-45	災害に係る情報発信等に関する協定書	145
資料12-46	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	147
資料12-47	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	149
資料12-48	災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書	151
資料12-49	災害時における応急対策の協力に関する協定	153
資料12-50	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	155
資料12-51	災害時の橋梁緊急点検の協力に関する協定書	157
資料12-52	災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書(市対碧南市上下水道工事店協同組合)	159
資料12-53	消火活動支援及び生活用水確保に関する協定書	161
資料12-54	災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定書	163
資料12-55	災害救助物資の緊急調達等に関する協定書	165
資料12-56	災害時における食料品・飲料品等の提供並びに談話室の管理に関する協定書	167
資料13	様式等	170
資料13-1	罹災状況調査票(罹災台帳)	170
資料13-2	罹災証明書交付申請書	171
資料13-3	罹災証明書	172
資料13-4	災害情報受信・処理票	173
資料13-5	自衛隊災害派遣要請依頼書	174

資料13-6 自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書	175
資料13-7 避難・地震防災応急対応実施状況報告書(市→県)	176
資料14 その他	178
資料14-1 自主防災会の設立状況 (設立年月日順)	178

資料1 災害危険区域関係

資料1-1 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地崩壊危険箇所(※1)所在地	人家(戸)	公共的建物		斜面形状			土砂災害警戒区域(※2)	土砂災害特別警戒区域(※3)	備考
		種類	数	延長(m)	平均勾配(度)	平均高さ(m)			
旭町1丁目	11	-	-	120	65	5	○	○	
山神町7丁目	4	-	-	98	46	6	○	○	
浅間町1丁目-1	11	-	-	171	55	6	○	○	
浅間町1丁目-2	2	-	-	29	56	5	○	○	
二本木町1丁目-1	7	-	-	214	47	6	○	○	
半崎町4丁目	4	-	-	38	56	5	○	○	
天神町2丁目	6	-	-	186	62	5	○		
住吉町4丁目	1	-	-	51	88	6	○		新川右岸
堀方町1丁目A	8	-	-	177	58	6	○	○	新川左岸
堀方町1丁目B	3	-	-	73	58	6	○	○	新川左岸
計10か所	57	-	-						

- ※1 急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜角度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上ある場所
- ※2 土砂災害警戒区域とは、傾斜角度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
- ※3 土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

資料1-2 浸水想定区域内要配慮者利用施設

以下の施設は、矢作川、高浜川及びその支川（新川、油ヶ淵、長田川）が氾濫した場合に50cm以上の浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

No.	学校区	用途	対象施設名	所在地	電話番号	避難所	想定浸水深(矢作川)	想定浸水深(高浜川等)
1	新川	児童福祉施設	新川保育園	金山町1-27-4	41-1476	新川小学校	3m~5m	浸水なし
2	新川	障害者通所施設	木陰	金山町2-1-13	48-7910	新川小学校	5m~8m	浸水なし
3	大浜	児童福祉施設	築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	大浜小学校	0.5m~1.5m	浸水なし
4	大浜	児童福祉施設	大浜児童クラブ	浜田町1-1	46-6362	大浜小学校	1.5m~3m	浸水なし
5	大浜	障害者通所施設	ふれあいの杜まんなか	若松町3-105	93-3956	大浜小学校	0.5m~1.5m	浸水なし
6	大浜	障害者通所施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町2-7	070- 1547-1890	大浜小学校	0.5m~1.5m	浸水なし
7	棚尾	児童福祉施設	棚尾保育園	汐田町5-34	41-0897	南中学校	0.5m~1.5m	浸水なし
8	棚尾	幼稚園	棚尾幼稚園	春日町2-10	42-1121	南中学校	0.5m~1.5m	浸水なし
9	棚尾	児童福祉施設	棚尾児童センター	汐田町2-28 (棚尾公民館内)	41-0892	棚尾公民館	1.5m~3m	浸水なし
10	棚尾	障害者通所施設	サンたなお	春日町2-5	56-2202	南中学校	0.5m~1.5m	浸水なし
11	日進	児童福祉施設	日進保育園	伏見町1-66	41-0091	東中学校	0.5m~1.5m	浸水なし
12	日進	児童福祉施設	東部児童センター	照光町5-3(東部市民プラザ内)	46-1188	東部市民プラザ	1.5m~3m	浸水なし
13	日進	小学校	日進小学校	日進町4-1	41-0995	碧南市文化会館	3m~5m	浸水なし
14	日進	児童福祉施設	日進児童クラブ	日進町4-1	46-1262	碧南市文化会館	3m~5m	浸水なし
15	日進	障害者・高齢者通所施設	デイサービス天神	照光町4-1 (施設所在地)	48-0541	東部市民プラザ	0.5m~1.5m	浸水なし

16	日進	障害者・高齢者通所施設	デイサービスかなりや	三宅町 2-35	42-1147	東部市民プラザ	0.5m～1.5m	浸水なし
17	鷺塚	医療施設	碧南市民病院	平和町 3-6	48-5050	東中学校	3m～5m	浸水なし
18	鷺塚	児童福祉施設	第2へきなん保育園	縄手町 5-61	42-8222	鷺塚小学校	3m～5m	浸水なし
19	鷺塚	児童福祉施設	第2へきなん保育園 クラブ	縄手町 5-61	42-8222	鷺塚小学校	3m～5m	浸水なし
20	鷺塚	児童福祉施設	荒子保育園	笹山町 3-29	42-0138	鷺塚小学校	3m～5m	浸水なし
21	鷺塚	老人保健施設	老人保健施設ひまわり	三角町 1-7-1	41-0007	鷺塚小学校	1.5m～3m	浸水なし
22	鷺塚	老人福祉施設	碧南市養護老人ホーム	鷺林町 4-109-1	41-0895	鷺塚小学校	1.5m～3m	浸水なし
23	鷺塚	老人福祉施設	特別養護老人ホーム ひまわり	鷺林町 4-109-1	41-0865	鷺塚小学校	1.5m～3m	浸水なし
24	西端	児童福祉施設	西端保育園	札木町 3-1-1	42-2566	西端小学校	1.5m～3m	1m～2m
25	西端	児童福祉施設	碧南市こどもプラザ ららくるにしばた	三度山町 2-53	43-3434	西端小学校	1.5m～3m	浸水なし
26	西端	老人福祉施設	特別養護老人ホーム シルバーピアみどり苑	油渕町 3-50	48-7111	西端小学校	5m～8m	2m～5m

※水防法の規定に基づき、国土交通大臣及び知事に指定された洪水予報河川及び水位周知河川の洪水による浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならない（水防法第15条の3）。

・矢作川は洪水予報河川に指定されている。

・高浜川及びその支川は洪水予報河川、水位周知河川ともに指定されていない。（ただし、県より浸水想定域が公表されている）

※上記施設は、河川の洪水により浸水が予測される施設であり、津波による浸水予測は考慮されていない。

資料2 気象・地震観測・予報警報の種類

資料2-1 地震に関する情報の種類及び津波に関する予報警報の種類

1 地震に関する情報の種類

情報の種類	内容等
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛生同報受信システムにより受信)
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡、長野、岐阜、三重の各県)内の観測地点の震度を発表
地震回数に関する情報	以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表(長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三重県南東部、三河湾、伊勢湾、和歌山県南方沖、東海道南方沖、熊野灘、紀伊半島沖)

2 津波に関する予報警報の種類

伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報・津波情報が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という)を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報(特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(10m<高さ)	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		(5m<高さ≤10m)	10m		
		(3m<高さ≤5m)	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	(1m<高さ≤3m)	3m	高い	

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	(0.2m ≤ 高さ ≤ 1m)	1m	-	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	---	------------------	----	---	--

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 (発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照)
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表(※1)
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」

(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」)

最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点 (推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、次表のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点 (沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点)においてすうちの発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

- (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害が大きくなる場合がある。
- (ウ) 津波観測に関する情報
 - ・潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、 碧南市 、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

資料 2-2 予警報等の種類と発表基準

1 予警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準			
警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 平均風速が陸上20m/S、海上23m/S以上になると予想される場合。			
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 降雪を伴い、平均風速が陸上20m/S、海上23m/S以上になると予想される場合。			
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。			
		市町村等を まとめた区域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		西三河南部	碧南市	23	150
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。			
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には以下の基準による。 衣浦港で観測される潮位が、東京湾平均海面(T.P)上、2.2m以上になると予想される場合。			
波浪警報	波浪・ウネリ等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 有義波高が3m以上と予想される場合。				
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。				
	市町村等を まとめた区域	市町村	指定河川洪水 予報による基準	流域雨量 指数基準	複合基準
	西三河南部	碧南市	矢作川 [岩津・米津]	蜷川流域 = 4.9 長田川流域 = 12.1	蜷川流域 = (11、4.4) 長田川流域 = (13、6.6)
注 意 報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 平均風速が陸上13m/S、海上16m/S以上になると予想される場合。			
	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 降雪を伴い、平均風速が陸上13m/S、海上16m/S以上になると予想される場合。			
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。			
		市町村等を まとめた区域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量 指数基準
	西三河南部	碧南市	13	106	
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 12時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。				

濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に支障が生ずるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 濃霧によって視程が陸上100m以下、海上500m以下になると予想される場合。				
雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合。				
乾燥注意報	空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には以下の基準による。 実効湿度が60%以下かつ、最少湿度30%以下になると予想される場合。				
着氷・着雪注意報	着氷（雪）によって通信線や送電線に災害が起こるおそれがあると予想される場合。				
霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 最低気温 3℃以下				
低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 冬季 - 4℃以下。				
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には以下の基準による。 衣浦港で観測される潮位が、東京湾平均海面(T.P)上、1.6m以上になると予想される場合。				
波浪注意報	波浪・ウネリ等によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。 有義波高が1.5m以上と予想される場合。				
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。				
	市町村等をまとめた区域	市町村	<u>指定河川洪水予報による基準</u>	流域雨量指数基準	複合基準
	西三河南部	碧南市	<u>矢作川</u> [岩津・米津]	<u>蜷川流域=3.9</u> <u>長田川流域=9.6</u>	<u>蜷川流域=</u> <u>(7、3.7)</u> <u>長田川流域=</u> <u>(9、5.9)</u>
情報	<p>1 異常気象について、その状況を具体的に通報するもので、警報や注意報の発表前又は発表中に刻々と変わる異常気象等の現況や予想について説明を要する場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合等に注意報・警報を補完するために発表する時がある。</p> <p>2 「記録的短時間大雨情報」…1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合に発表する。</p> <p>3 「土砂災害警戒情報」…大雨警報発令中に、一定の広がりを持った範囲で更に土砂災害発生危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が連携して、市町村を最小単位として発表する。</p> <p>4 「竜巻注意情報」…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を細くする情報として発表する。</p> <p>※気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長時間にわたって続き、災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に「天候情報」を発表する。</p>				

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまでの継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 地震の被災地に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合で

も、警報・注意報を発表することがある。

- 5 大雨及び洪水の欄中、R1, R3はそれぞれ1時間、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間総雨量70mm以上」を意味する。
- 6 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- 7 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

(参考)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報とともに5 km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に存在する隆起の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

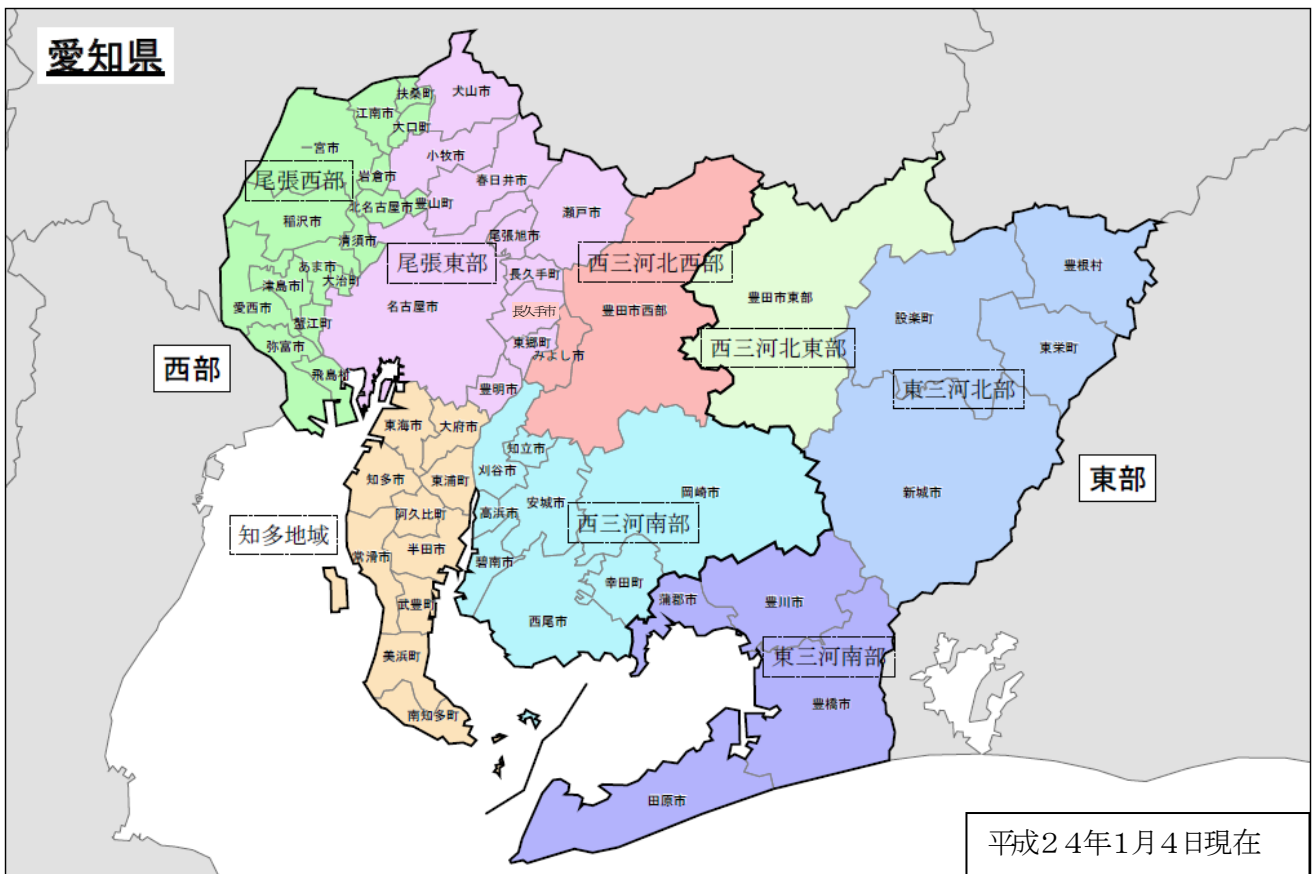
2 特別警報の種類と発表基準

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標	碧南市における50年に一度の値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報を発表する。 ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）。 2 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表する。	48時間雨量=471mm 3時間雨量=181mm 土壌雨量指数=281 ※特別警報は50年に一度の値を超過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。
地面現象 （大雨特別警報 （土砂災害））			
暴風特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、暴風特別警報を発表する。	-
高潮特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、高潮特別警報を発表する。	-
波浪特別警報	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により波浪になると予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、波浪特別警報を発表する。	-
暴風雪特別警報	数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風と同程度の雪を伴う温帯低気圧が来襲する場合に、暴風雪特別警報を発表する。	-
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も降雪が続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。	- （参考） 名古屋における50年に1度の積雪深=23cm

3 予警報の細分区域

県	一次細分区域	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
愛知県	東部	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
		西三河北東部	豊田市東部(旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る)
	西部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
		尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河北西部	豊田市西部(豊田市東部の区域を除く)、みよし市
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町

4 予警報の細分区域 (図面)



資料3 水防関係

資料3-1 水防資器材備蓄状況

1 雨池防災倉庫

河川名			倉庫名			所在地			面積		
矢作川			雨池防災倉庫			雨池町3-18			555.3㎡		
主要資機材											
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう袋	袋	15,000	鉄線	巻	20	刃かま	丁	46	木皮	束	290
大型土のう袋	袋	370	たこづち	丁	16	のこぎりかま	丁	43	かすがい	丁	600
なわ	巻	68	掛矢	丁	20	つるはし	丁	12	しの	本	64
防水シート	箱	150	ショベル	丁	147	ハンマー	丁	40	パール	本	10
くい木	1m	本	のこぎり	丁	41	クリッパー	丁	21	とうぐわ	丁	5
	2m	本	おの	丁	14	一輪車	台	5	かつぎ棒	丁	90
	3m	本	ペンチ	丁	34	発電機	台	1			
	4m	本	プライヤ	丁	11	くぎ	箱	11			

2 旭町防災倉庫

河川名			倉庫名			所在地			面積		
矢作川			旭町防災倉庫			旭町3-7-2			80.99㎡		
主要資機材											
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう袋	袋	1,400	鉄線	巻	2	刃かま	丁	5	木皮	束	
大型土のう袋	袋	20	たこづち	丁	2	のこぎりかま	丁	5	かすがい	丁	80
なわ	巻	8	掛矢	丁	2	つるはし	丁	2	しの	本	6
防水シート	箱	0	ショベル	丁	15	ハンマー	丁	4	パール	本	1
くい木	1m	本	のこぎり	丁	6	クリッパー	丁	3	とうぐわ	丁	1
	2m	本	おの	丁	2	一輪車	台	2	かつぎ棒	丁	
	3m	本	ペンチ	丁	4	発電機	台	1			
	4m	本	プライヤ	丁	2	くぎ	箱	4			

資料3-2 排水機場施設一覧表

1 下水道課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
1	堀川ポンプ場	塩浜町2丁目	800	81	2	横軸斜流
			1,100	162	2	立軸斜流
2	源氏町ポンプ場	源氏町1丁目	500	40	1	水中ポンプ
3	汐田町ポンプ場	汐田町1丁目	350	20	1	水中ポンプ
4	一ッ橋ポンプ場	岬町2丁目	1000	133	4	立軸斜流
5	新川ポンプ場	新川町6丁目	800	72	1	立軸斜流
			350	18	1	立軸軸流
6	吹上ポンプ場	吹上町4丁目	400	25	2	水中ポンプ
			500	36	1	水中ポンプ
7	権現ポンプ場	権現町4丁目	400	25	1	水中ポンプ
8	雨池ポンプ場	雨池町2丁目	1,000	150	5	立軸斜流
9	伏見屋排水機場	雨池町2丁目	800	69	2	横軸軸流
			500	25	1	横軸軸流
			1,350	250	1	横軸軸流
10	平七ポンプ場	平七町5丁目	600	45	2	ゲートポンプ
11	陣屋ポンプ場	湖西町5丁目	700	58	2	ゲートポンプ
12	中田川ポンプ場	洲先町3丁目	700	63	2	立軸斜流
			1,200	180	2	立軸斜流

2 農業水産課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
13	下洲排水機場	下洲町	500	35	2	水中ポンプ
14	広見ポンプ場	広見町1丁目	400	24	2	水中ポンプ
15	西端1号排水機場	古川町3丁目	300	13	2	水中ポンプ
16	西端2号排水機場	広見町3丁目	300	13	2	水中ポンプ
17	北浦1号排水機場	見合町2丁目	300	13	2	水中ポンプ
18	北浦2号排水機場	平和町1丁目	300	13	2	水中ポンプ
19	北浦3号排水機場	北浦町4丁目	300	13	2	水中ポンプ
20	亥新田排水機場	中江町6丁目	500	25	1	水中ポンプ
			400	17	1	水中ポンプ

3 土地改良区管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
21	前浜排水機場	潮見町3丁目	700	65	1	横軸斜流(E)
			700	64	2	横軸斜流(M)
22	前浜第2排水機場	潮見町3丁目	1,200	174	1	横軸斜流(E)
23	碧南干拓排水機場	川口町5丁目	800	78	1	横軸斜流(E)
			500	31	1	横軸斜流(E)
			800	84	1	横軸斜流(M)
24	川口排水機場	川口町5丁目	1,000	132	1	横軸斜流(E)

4 土木港湾課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m ³ /分)	台数	型式
25	蜷川排水機場	中江町5丁目	1,500	360	2	縦軸軸流II型

資料3-3 重要水防箇所

※表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。

※位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば4.0k+20mは4,020mのことである。

1 国土交通省管理区間（矢作川）

No.	重要度	種別	位置	地先名	延長 m	摘要 (水防工法)
1	A	工作物	6.4k+109m	三角町		管理橋、操作台、取付護岸 (鷺塚放水口ひ管)
2	B	堤防断面	-1.2k~1.0k	川口町~ 河方町	2,180	断面不足、天端不足(築き直し工)
3	B	堤防高	0.8k~2.0k	河方町~ 前浜町	1,180	暫定堤防(積土のう工)
4	B	堤防断面	1.6~1.6k+127m	前浜町	130	断面不足(築き直し工)
5	B	堤防高	4.6k~4.8k	矢縄町~ 野銭町	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
6	B	堤防高	5.0k~6.6k	流作町~ 鷺林町	1,580	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
7	B	堤防高	6.8k~7.2k	鷺林町~ 鷺塚町	420	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
8	B	漏水	7.0~8.0k+100m	鷺塚町	1,100	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工 (月の輪工)
9	要	新堤防	1.8k+31m~ 2.2k+77m	前浜町	440	H21矢作川前浜護岸ほか1件工事
10	要	新堤防	3.2k+172m~ 4.0k+18m	中江町~ 船江町	540	H23矢作川舟江堤防整備工事 H22矢作川舟江護岸工事
11	要	新堤防	5.0k+56m~ 5.2k+164m	流作町	330	H24矢作川下流部堤防整備工事 H23矢作川舟江堤防整備工事 H22矢作川矢縄護岸工事 H21矢作川矢縄護岸工事

2 県管理区間

No.	河川名	重要度	種別	左右岸別	位置	地名	延長(m)	選定理由 (水防工法)
1	油ヶ淵	B	工作物	左右	長田川河口	湖西町	2	堤防断面不足 (積土のう工)
2	衣浦港 海岸	B	堤防強度	—	—	川口町	1,850	基礎地盤軟弱 (積土のう工)

資料4 通信・連絡関係

資料4-1 無線局

1 防災行政無線（同報系）

	種別	設置場所	住所	摘要
	親局	碧南市役所	碧南市松本町28	
	遠隔制御局	碧南消防署	碧南市港本町1-29	
1	屋外拡声子局	明石公園内	碧南市明石町6	
2	屋外拡声子局	新川港内	碧南市明石町地先	回転灯付き
3	屋外拡声子局	須磨海岸緑地内	碧南市須磨町1-18	回転灯付き
4	屋外拡声子局	道場山西公園内	碧南市道場山町1-22	
5	屋外拡声子局	碧南緑地内	碧南市港本町1-1	回転灯付き
6	屋外拡声子局	碧南消防署内	碧南市港本町1-29	
7	屋外拡声子局	つり広場内	碧南市港本町2-8-16	回転灯付き
8	屋外拡声子局	権現岬内	碧南市権現町4-125	回転灯付き
9	屋外拡声子局	あおいパーク内	碧南市江口町3-27-1	
10	屋外拡声子局	岬公園内	碧南市岬町5-78	
11	屋外拡声子局	一ツ橋ポンプ場内	碧南市岬町2-22	
12	屋外拡声子局	川口墓地内	碧南市川口町2-295	回転灯付き
13	屋外拡声子局	川口公園内	碧南市川口町1-184-1	
14	屋外拡声子局	川口集会所内	碧南市川口町1-24-3	回転灯付き
15	屋外拡声子局	前浜揚水機場内	碧南市河方町1-133	回転灯付き
16	屋外拡声子局	前浜集落センター内	碧南市前浜町1-80、81	
17	屋外拡声子局	養護老人ホーム内	碧南市鷺林町4-109	
18	屋外拡声子局	水源公園内	碧南市鷺塚町7-33	
19	屋外拡声子局	油ヶ渚遊園地内	碧南市油渚町2-79	
20	屋外拡声子局	衣浦衛生組合内	碧南市丸山町1-14	

2 防災行政無線（携帯型、半固定型、車載型）

	種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
	基地局	ぎょうせいへきなん 100	碧南市役所無線室	
		ぎょうせいへきなん 110	市民協働部防災課（碧南市役所内）	
1	陸上移動局	へきなん 201	新川小学校	半固定型
2	陸上移動局	へきなん 202	新川公民館	半固定型
3	陸上移動局	へきなん 203	羽久手保育園	半固定型
4	陸上移動局	へきなん 204	碧南工業高校	半固定型
5	陸上移動局	へきなん 205	中央小学校	半固定型
6	陸上移動局	へきなん 206	中央中学校	半固定型
7	陸上移動局	へきなん 207	保健センター	半固定型
8	陸上移動局	へきなん 208	大浜公民館	半固定型
9	陸上移動局	へきなん 209	大浜小学校	半固定型
10	陸上移動局	へきなん 210	南部市民プラザ	半固定型
11	陸上移動局	へきなん 211	棚尾小学校	半固定型
12	陸上移動局	へきなん 212	棚尾公民館	半固定型
13	陸上移動局	へきなん 213	前浜集落センター	半固定型
14	陸上移動局	へきなん 214	川口農業センター	半固定型
15	陸上移動局	へきなん 215	中部公民館	半固定型
16	陸上移動局	へきなん 216	日進公民館	半固定型
17	陸上移動局	へきなん 217	東部市民プラザ	半固定型
18	陸上移動局	へきなん 218	東中学校	半固定型
19	陸上移動局	へきなん 219	鷺塚小学校	半固定型
20	陸上移動局	へきなん 220	鷺塚公民館	半固定型
21	陸上移動局	へきなん 221	荒子保育園	半固定型
	種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
22	陸上移動局	へきなん 222	西端小学校	半固定型
23	陸上移動局	へきなん 223	西端公民館	半固定型

24	陸上移動局	へきなん 2 2 4	農業者コミュニティセンター	半固定型
25	陸上移動局	へきなん 2 2 5	新川中学校	半固定型
26	陸上移動局	へきなん 2 2 6	新川保育園	半固定型
27	陸上移動局	へきなん 2 2 7	文化会館	半固定型
28	陸上移動局	へきなん 2 2 8	天道保育園	半固定型
29	陸上移動局	へきなん 2 2 9	南中学校	半固定型
30	陸上移動局	へきなん 2 3 0	臨海体育館	半固定型
31	陸上移動局	へきなん 2 3 1	棚尾ふれあい館	半固定型
32	陸上移動局	へきなん 2 3 2	防災の家	半固定型
33	陸上移動局	へきなん 2 3 3	西端下区民館	半固定型
34	陸上移動局	へきなん 2 3 4	西端保育園	半固定型
35	陸上移動局	へきなん 2 3 5	海浜水族館	半固定型
36	陸上移動局	へきなん 2 3 6	明石公園	半固定型
37	陸上移動局	へきなん 2 3 7	大浜保育園	半固定型
38	陸上移動局	へきなん 2 3 8	築山保育園	半固定型
39	陸上移動局	へきなん 2 3 9	棚尾保育園	半固定型
40	陸上移動局	へきなん 2 4 0	日進保育園	半固定型
41	陸上移動局	へきなん 2 4 1	鷺塚保育園	半固定型
42	陸上移動局	へきなん 2 4 2	新川幼稚園	半固定型
43	陸上移動局	へきなん 2 4 3	中央幼稚園	半固定型
44	陸上移動局	へきなん 2 4 4	大浜幼稚園	半固定型
45	陸上移動局	へきなん 2 4 5	棚尾幼稚園	半固定型
46	陸上移動局	へきなん 2 4 6	西端幼稚園	半固定型
47	陸上移動局	へきなん 2 4 7	西端中学校	半固定型
48	陸上移動局	へきなん 2 4 8	日進小学校	半固定型
49	陸上移動局	へきなん 2 4 9	市民病院	半固定型
50	陸上移動局	へきなん 2 5 0	市民図書館	半固定型
51	陸上移動局	へきなん 2 5 1	哲学たいけん村無我苑	半固定型
52	陸上移動局	へきなん 2 5 2	堀川ポンプ場	半固定型
53	陸上移動局	へきなん 2 5 3	配水管理事務所	半固定型
54	陸上移動局	へきなん 2 5 4	第1給食センター	半固定型
55	陸上移動局	へきなん 2 5 5	碧南市社会福祉協議会	半固定型
56	陸上移動局	へきなん 2 5 6	碧南消防署	半固定型
57	陸上移動局	へきなん 2 5 7	碧南消防署北分署	半固定型
58	陸上移動局	へきなん 2 5 8	碧南消防署東分署	半固定型
59	陸上移動局	へきなん 2 5 9	ものづくりセンター	半固定型
60	陸上移動局	へきなん 2 6 0	株式会社エフエムキャッチ	半固定型
61	陸上移動局	へきなん 3 0 1	医師会長	携帯型
62	陸上移動局	へきなん 3 0 2	歯科医師会長	携帯型
63	陸上移動局	へきなん 3 0 3	薬剤師会長	携帯型
64	陸上移動局	へきなん 3 0 4	連絡委員新川地区正幹事	携帯型
65	陸上移動局	へきなん 3 0 5	連絡委員新川地区副幹事	携帯型
66	陸上移動局	へきなん 3 0 6	連絡委員中央地区正幹事	携帯型
67	陸上移動局	へきなん 3 0 7	連絡委員中央地区副幹事	携帯型
68	陸上移動局	へきなん 3 0 8	連絡委員大浜地区正幹事	携帯型
69	陸上移動局	へきなん 3 0 9	連絡委員大浜地区副幹事	携帯型
70	陸上移動局	へきなん 3 1 0	連絡委員棚尾地区正幹事	携帯型
71	陸上移動局	へきなん 3 1 1	連絡委員棚尾地区副幹事	携帯型
72	陸上移動局	へきなん 3 1 2	連絡委員旭地区正幹事	携帯型
73	陸上移動局	へきなん 3 1 3	連絡委員旭地区副幹事	携帯型
	種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
74	陸上移動局	へきなん 3 1 4	連絡委員西端地区正幹事	携帯型
75	陸上移動局	へきなん 3 1 5	連絡委員西端地区副幹事	携帯型
76	陸上移動局	へきなん 3 1 6	建設部土木課	携帯型
77	陸上移動局	へきなん 3 1 7	建設部土木課	携帯型
78	陸上移動局	へきなん 3 1 8	開発水道部水道課	携帯型

79	陸上移動局	へきなん 3 1 9	開発水道部水道課	携帯型
80	陸上移動局	へきなん 3 2 0	開発水道部水道課	携帯型
81	陸上移動局	へきなん 3 2 1	災害復旧協議会長	携帯型
82	陸上移動局	へきなん 3 2 2	市民協働部防災課(応急危険度判定用)	携帯型
83	陸上移動局	へきなん 3 2 3	市民協働部防災課(応急危険度判定用)	携帯型
84	陸上移動局	へきなん 3 2 4	市民協働部防災課(応急危険度判定用)	携帯型
85	陸上移動局	へきなん 3 2 5	市民協働部防災課(応急危険度判定用)	携帯型
86	陸上移動局	へきなん 3 2 6	市民協働部防災課(応急危険度判定用)	携帯型
87	陸上移動局	へきなん 3 2 7	ボランティアセンター	携帯型
88	陸上移動局	へきなん 3 2 8	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
89	陸上移動局	へきなん 3 2 9	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
90	陸上移動局	へきなん 3 3 0	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
91	陸上移動局	へきなん 3 3 1	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
92	陸上移動局	へきなん 3 3 2	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
93	陸上移動局	へきなん 3 3 3	市民協働部防災課(巡視調査班用)	携帯型
94	陸上移動局	へきなん 3 3 4	碧南警察署	携帯型
95	陸上移動局	へきなん 3 3 5	にじの学園	携帯型
96	陸上移動局	へきなん 3 3 6	ふれあい福祉園ガイア	携帯型
97	陸上移動局	へきなん 3 3 7	碧南ふれあい作業所	携帯型
98	陸上移動局	へきなん 3 3 8	あおみJセンター	携帯型
99	陸上移動局	へきなん 3 3 9	特別養護老人ホーム川口結いの家	携帯型
100	陸上移動局	へきなん 3 4 0	特別養護老人ホームひまわり	携帯型
101	陸上移動局	へきなん 3 4 1	特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑	携帯型
102	陸上移動局	へきなん 3 4 2	碧南市養護老人ホーム	携帯型
103	陸上移動局	へきなん 3 4 3	市民協働部防災課	携帯型
104	陸上移動局	へきなん 3 4 4	市民協働部防災課	携帯型
105	陸上移動局	へきなん 3 4 5	あおいパーク	携帯型
106	陸上移動局	へきなん 3 4 6	健康推進部高齢介護課	携帯型
107	陸上移動局	へきなん 3 4 7	福祉こども部福祉課	携帯型
108	陸上移動局	へきなん 3 4 8	福祉こども部こども課	携帯型
109	陸上移動局	へきなん 3 4 9	経済環境部農業水産課	携帯型
110	陸上移動局	へきなん 3 5 0	経済環境部農業水産課	携帯型
111	陸上移動局	へきなん 3 5 1	経済環境部農業水産課	携帯型
112	陸上移動局	へきなん 4 0 1	市民協働部防災課(ヴェンガード)	車載型
113	陸上移動局	へきなん 4 0 2	市民協働部防災課(ユニック)	車載型
114	陸上移動局	へきなん 4 0 3	総務部資産活用課(プリウス2)	車載型
115	陸上移動局	へきなん 4 0 4	開発水道部水道課	車載型
116	陸上移動局	へきなん 4 0 5	開発水道部水道課	車載型
117	陸上移動局	へきなん 4 0 6	開発水道部水道課	車載型
118	陸上移動局	へきなん 4 0 7	開発水道部水道課	車載型
119	陸上移動局	へきなん 4 0 8	建設部土木課	車載型
120	陸上移動局	へきなん 4 0 9	建設部土木課	車載型
121	陸上移動局	へきなん 4 1 0	開発水道部下水道課	車載型

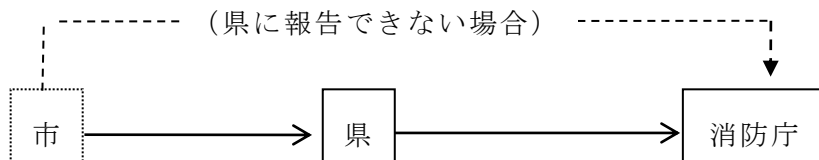
3 デジタルトランシーバー（携帯型、固定型）

	種別	呼出名称	設置場所・常置場所	摘要
1	デジタル簡易無線局	市役所 1	市民協働部防災課	携帯型
2	デジタル簡易無線局	市役所 2	市民協働部防災課	携帯型
3	デジタル簡易無線局	市役所 3	市民協働部防災課	携帯型
4	デジタル簡易無線局	消防署本署	碧南消防署庶務消防団係	携帯型
5	デジタル簡易無線局	消防署本署	碧南消防署	携帯型
6	デジタル簡易無線局	消防署北分署	碧南消防署北分署	携帯型
7	デジタル簡易無線局	消防署東分署	碧南消防署東分署	携帯型
8	デジタル簡易無線局	消防署長	碧南消防署長	携帯型
9	デジタル簡易無線局	消防副署長	碧南消防署副署長	携帯型
10	デジタル簡易無線局	消防団本団	碧南消防署内消防団長室	固定型
11	デジタル簡易無線局	消防団長	消防団長	携帯型
12	デジタル簡易無線局	消防副団長	消防副団長	携帯型
13	デジタル簡易無線局	第1分団	消防団第1分団	固定型
14	デジタル簡易無線局	第1分団 1	消防団第1分団	携帯型
15	デジタル簡易無線局	第1分団 2	消防団第1分団	携帯型
16	デジタル簡易無線局	第1分団 3	消防団第1分団	携帯型
17	デジタル簡易無線局	第1分団 4	消防団第1分団	携帯型
18	デジタル簡易無線局	第2分団	消防団第2分団	固定型
19	デジタル簡易無線局	第2分団 1	消防団第2分団	携帯型
20	デジタル簡易無線局	第2分団 2	消防団第2分団	携帯型
21	デジタル簡易無線局	第2分団 3	消防団第2分団	携帯型
22	デジタル簡易無線局	第2分団 4	消防団第2分団	携帯型
23	デジタル簡易無線局	第3分団	消防団第3分団	固定型
24	デジタル簡易無線局	第3分団 1	消防団第3分団	携帯型
25	デジタル簡易無線局	第3分団 2	消防団第3分団	携帯型
26	デジタル簡易無線局	第3分団 3	消防団第3分団	携帯型
27	デジタル簡易無線局	第3分団 4	消防団第3分団	携帯型
28	デジタル簡易無線局	第5分団	消防団第5分団	固定型
29	デジタル簡易無線局	第5分団 1	消防団第5分団	携帯型
30	デジタル簡易無線局	第5分団 2	消防団第5分団	携帯型
31	デジタル簡易無線局	第5分団 3	消防団第5分団	携帯型
32	デジタル簡易無線局	第5分団 4	消防団第5分団	携帯型
33	デジタル簡易無線局	第6分団	消防団第6分団	固定型
34	デジタル簡易無線局	第6分団 1	消防団第6分団	携帯型
35	デジタル簡易無線局	第6分団 2	消防団第6分団	携帯型
36	デジタル簡易無線局	第6分団 3	消防団第6分団	携帯型
37	デジタル簡易無線局	第6分団 4	消防団第6分団	携帯型
38	デジタル簡易無線局	消防予備隊長	消防予備隊長	携帯型
39	デジタル簡易無線局	消防予備副隊長	消防予備副隊長	携帯型
40	デジタル簡易無線局	第1分隊 1	消防予備隊第1分隊	携帯型
41	デジタル簡易無線局	第1分隊 2	消防予備隊第1分隊	携帯型
42	デジタル簡易無線局	第1分隊 3	消防予備隊第1分隊	携帯型
43	デジタル簡易無線局	第2分隊 1	消防予備隊第2分隊	携帯型
44	デジタル簡易無線局	第2分隊 2	消防予備隊第2分隊	携帯型
45	デジタル簡易無線局	第2分隊 3	消防予備隊第2分隊	携帯型
46	デジタル簡易無線局	第3分隊 1	消防予備隊第3分隊	携帯型
47	デジタル簡易無線局	第3分隊 2	消防予備隊第3分隊	携帯型
48	デジタル簡易無線局	第3分隊 3	消防予備隊第3分隊	携帯型
49	デジタル簡易無線局	第5分隊 1	消防予備隊第5分隊	携帯型
50	デジタル簡易無線局	第5分隊 2	消防予備隊第5分隊	携帯型
51	デジタル簡易無線局	第5分隊 3	消防予備隊第5分隊	携帯型
52	デジタル簡易無線局	第6分隊 1	消防予備隊第6分隊	携帯型
53	デジタル簡易無線局	第6分隊 2	消防予備隊第6分隊	携帯型

54	デジタル簡易無線局	第6分隊 3	消防予備隊第6分隊	携帯型
55	デジタル簡易無線局	災害復旧協議会 1	災害復旧協議会長	携帯型
56	デジタル簡易無線局	災害復旧協議会 2	災害復旧協議会副会長	携帯型
57	デジタル簡易無線局	災害復旧協議会 3	災害復旧協議会副会長	携帯型
58	デジタル簡易無線局	災害復旧協議会 4	災害復旧協議会副会長	携帯型
59	デジタル簡易無線局	災害復旧協議会 5	災害復旧協議会副会長	携帯型

資料4-2 愛知県及び消防庁の連絡先一覧

1 愛知県及び消防庁への連絡系統図



2 愛知県(本庁)への連絡先

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災局内			自治センター6階災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT 電話	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(県庁代表) 内線2512(災害) 内線2512(特殊災害) 内線2549(火災) 内線2548(危険物) 内線2523(救急・救助) (直通) 052-954-6193(災害、特殊災害) 052-954-6141(救急・救助) 052-954-6144(火災・危険物)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(県庁代表) 内線5302~5305(総括部総括班・復旧班) 内線5306~5307(総括部渉外班) 内線5308~5310(広報部広報班) 内線5311~5312(情報部整理班) 内線5313~5316、5320~5322(情報部部局班・公共機関班) 内線5317~5319(情報部方面班) 内線5323~5324(運用部庶務班) 内線5325~5327(運用部運用班・石コン本部) 内線5328(運用部財務会計班・調査班)	
	NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-3622(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7106(災害情報センター)	
	防災行政無線 <small>(地上系8発信 衛星系9発信)</small>	発信番号-600-2512(2階災害対策課内) 発信番号-600-2512(災害) 発信番号-600-2512(特殊災害) 発信番号-600-2549(火災) 発信番号-600-2548(危険物) 発信番号-600-2523(救急・救助)			発信番号-600-1360~1362(総括部総括班・復旧班) 発信番号-600-1363(総務部渉外班) 発信番号-600-1364(広報部広報班) 発信番号-600-1365、1367(情報部部局班・公共機関班) 発信番号-600-1366(情報部方面班) 発信番号-600-1321、1324(県警、自衛隊)	
	防災行政無線 (FAX)	発信番号-600-1510(災害対策課)			発信番号-600-1514(災害情報センター)	
勤務 外	NTT 電話	052-954-6844(宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995(宿日直室)			同上	
	防災行政無線	600-5250~5253(宿日直室)			同上	
	防災行政無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)			同上	
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災webメール	-			aichi_saigaijohocenter@bousai2.pref.aichi.jp		

3 西三河県民事務所

	電話番号	内線番号		電話設置場所
NTT電話	0564-23-1211	2265～9	2334	2階防災保安課室
	0564-27-2705、2706			
	0564-27-2793～2795			4階災害対策センター室
NTTFAX	0564-23-4316			2階県民安全課室
	0564-27-2796			4階災害対策センター室
防災行政無線電話 (地上系8発信/衛星系9発信)	発信番号-605-内線	2265～9	2334	2階防災保安課室
	発信番号-605-4110～4122、4124、4125			4階災害対策センター室
防災行政無線FAX	発信番号-605-1150			2階防災保安課室
	発信番号-605-4123			4階災害対策センター室
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp (代表)			
防災webメール	nishimikawa_homenhonbu@bousai2.pref.aichi.jp			

4 消防庁への連絡先

(1) 通常時 (平日 (祝日、年末・年始除く) 9:30～18:15) (消防庁応急対策室)

(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	(消防防災無線) 92-90-43422 92-90-49033(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 発信番号-048-500-90-43422 発信番号-048-500-90-49033(FAX)
--	---	---

(2) 夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	(消防防災無線) 92-90-49102 92-90-49036(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 発信番号-048-500-90-49102 発信番号-048-500-90-49036(FAX)
--	---	---

資料4-3 災害時情報伝達収集先一覧

設置場所		電話番号	防災行政無線
市役所	松本町28	41-3311	100、110
心身障害者福祉センター	山神町8-35	48-1720	-
保健センター	天王町1-70	48-3751	207
在宅ケアセンター	松本町28	41-3311	-
訪問看護ステーション	松本町28	41-3311	-
在宅介護支援センター	松本町28	41-3311	-
社会福祉法人碧南市社会福祉協議会	山神町8-35	46-3702	255
社団法人碧南市シルバー人材センター	汐田町1-1-2	46-3703	-
養護老人ホーム	鷺林町4-109-1	41-0895	-
碧南ふれあい作業所	中山町1-16-1	46-2941	337
農業活性化センターあおいパーク	江口町3-15-3	43-0511	-
環境課塩浜事務所	塩浜町2-2	45-2171	-
財団法人衣浦港ポータル環境事業センター	港南町2-8-2地先	46-1801	-
明石公園	明石町6-11	48-1722	-
配水管理事務所(第2配水場)	二本木町4-37	41-0070	253
伏見屋排水機場	雨池町2-52	41-6645	-
堀川下水ポンプ場	塩浜町2-1	42-6748	252
中田川ポンプ場	洲先町3	48-0286	-
蜷川排水機場	中江町5	41-1701	-
市民病院	平和町3-6	48-5050	249
第1学校給食センター	小屋下町3-15	42-2504	254
第2学校給食センター	小屋下町3-15	48-0983	-
文化会館	源氏神明町4	42-3511	227
南部市民プラザ(市民図書館南部分館)	塩浜町7-135	42-8211	210
東部市民プラザ(高齢者元気ッス館)	照光町5-3	46-1188	217
臨海体育館	浜町2-3	48-5311	230
勤労者体育センター	新川町2-1-1	41-2103	-
市民図書館	鶴見町1-70-1	41-0894	250
市民図書館中部分館	源氏神明町2	41-1980	-
芸術文化ホール	鶴見町1-70-1	48-3731	-
哲学たいけん村無我苑	坂口町3-100	41-8522	251
海浜水族館・青少年海の科学館	浜町2-3	48-3761	235
衣浦東部広域連合碧南消防署	港本町1-29	41-2400	256
衣浦東部広域連合碧南消防署北分署	三度山町2-27	48-3033	257
衣浦東部広域連合碧南消防署東分署	照光町5-5	43-3055	258
衣浦衛生組合	広見町1-1-1	41-3479	-
リサイクルプラザ	高浜市論地町4-7-17	53-5379	-
サンビレッジ衣浦	広見町1-19-1	41-2655	-
衣浦斎園	大坪町3-35	48-1620	-
臨海公園グラウンド	浜町2-4	46-1189	-
ものづくりセンター	汐田町1-1-2	43-5031	259
新川保育園	金山町1-27-4	41-1476	226
羽久手保育園	鶴見町6-17	41-1475	203
天道保育園	末広町2-32	41-0077	228
大浜保育園	本郷町2-68	41-0896	237
築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	238
棚尾保育園	汐田町5-34	41-0897	239
日進保育園	伏見町1-66	41-0091	240

設 置 場 所		電 話 番 号	防災行政無線
鷺塚保育園	旭町3-70-2	41-1460	241
荒子保育園	笹山町3-29	42-0138	221
西端保育園	札木町3-1-1	42-2566	234
新川幼稚園	新川町2-123	41-6552	242
中央幼稚園	幸町3-40-1	48-4403	243
大浜幼稚園	浜田町1-119	41-0992	244
棚尾幼稚園	春日町2-10	42-1121	245
西端幼稚園	上町2-77	48-0777	246
新川小学校	新川町2-1	41-0998	201
中央小学校	向陽町3-19	42-8700	205
大浜小学校	浜田町1-1	41-0990	209
棚尾小学校	春日町1-5	41-0993	211
日進小学校	日進町4-1	41-0995	248
鷺塚小学校	旭町2-30	41-0996	219
西端小学校	上町3-1	48-1542	222
新川中学校	新川町1-1	41-0997	225
中央中学校	植出町5-2	42-3223	206
南中学校	春日町1-1	41-0991	229
東中学校	天神町3-88	41-0994	218
西端中学校	神田町3-10	48-0981	247
新川公民館	新川町2-1-1	41-2103	202
中部公民館	向陽町3-48	42-8266	215
大浜公民館	中町1-53	42-1182	208
棚尾公民館	汐田町2-28	41-0892	212
日進公民館	日進町2-92	48-2678	216
鷺塚公民館	旭町2-66	48-5412	220
西端公民館	半崎町3-60	48-1217	223
農業者コミュニティーセンター	神田町2-6	42-5888	224
前浜集落センター	前浜町1-80	42-9616	213
川口農業センター	川口町1-24-2	42-9766	214
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所(地域総合支援室)	豊橋市中野町字平西1-6	0532-48-2111	-
国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所(地域総合支援室)	豊橋市神野ふ頭町1-1	0532-32-3251	-
衣浦海上保安署	半田市11号地2	0569-22-4999	-
愛知県防災局(災害対策課)	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-951-3800	-
西三河県民事務所(防災保安課)	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2705	-
知立建設事務所(維持管理課)	知立市上重原町蔵福寺124	82-3228	-
衣浦港務所(総務課)	半田市11号地1-1	0569-21-2450	-
衣浦東部保健所	刈谷市大手町1-12	21-4778	-
愛知県警碧南警察署(警備課)	松本町26	46-0110	334
陸上自衛隊豊川駐屯地(第10特科連隊第3大隊)	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151 (内線432)	-
㈱キャッチネットワーク	刈谷市野田町大ヒゴ1番地	27-2112	260
中部電力株式会社刈谷営業所	刈谷市大手町4-6	27-6702	-
碧南郵便局	栄町1-22	41-0985	-
名鉄知立駅	知立市栄町2-60	81-0577	-

資料4-4 被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (注) 1住家被害戸数については「独立して生計を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	棟	1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ敷地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。又、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せられている建物とする。

被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供せられている施設とする	
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水 (通行不能)	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。 道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。	
罹災世帯（被災世帯）		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	

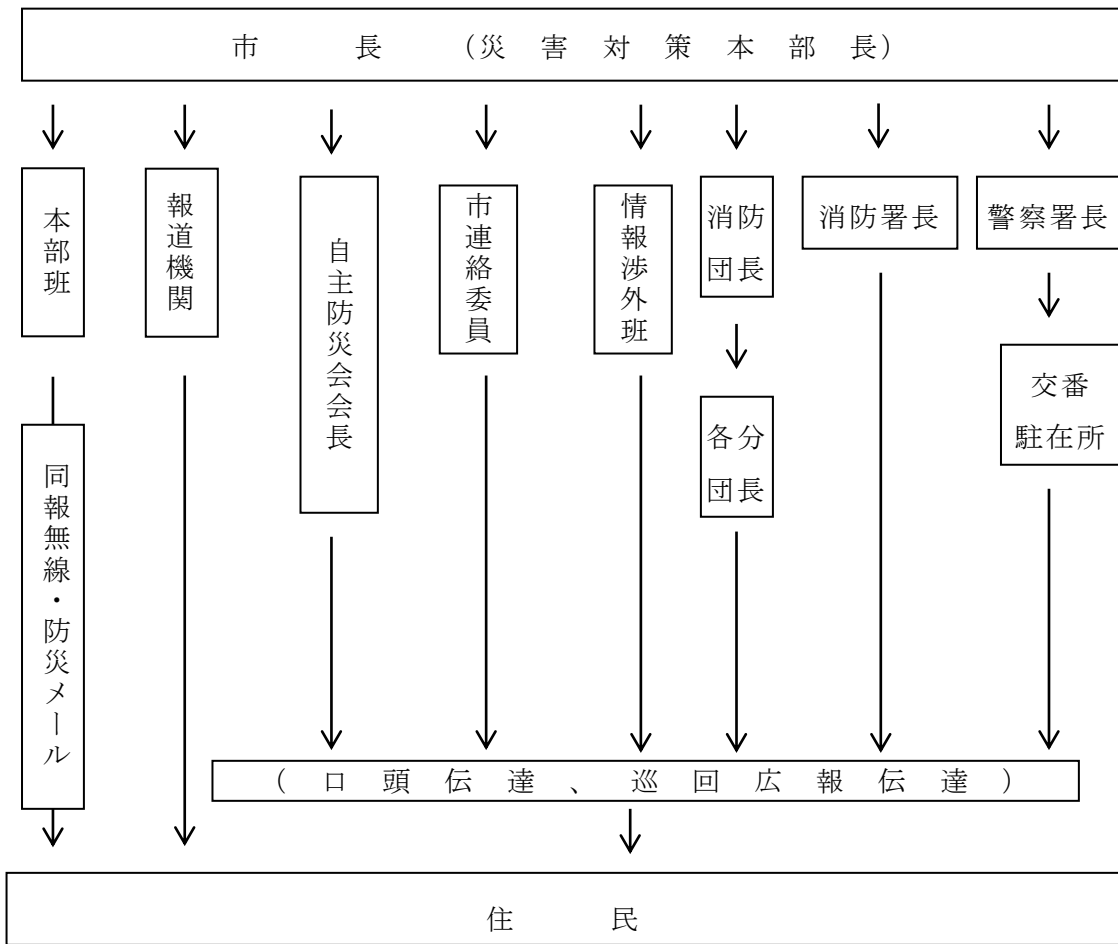
罹災者(被災者)	罹災世帯の構成員とする。	
(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。	
火災発生	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。		
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)、要請事項欄の記載の主たるものを例示すると次のとおりである。

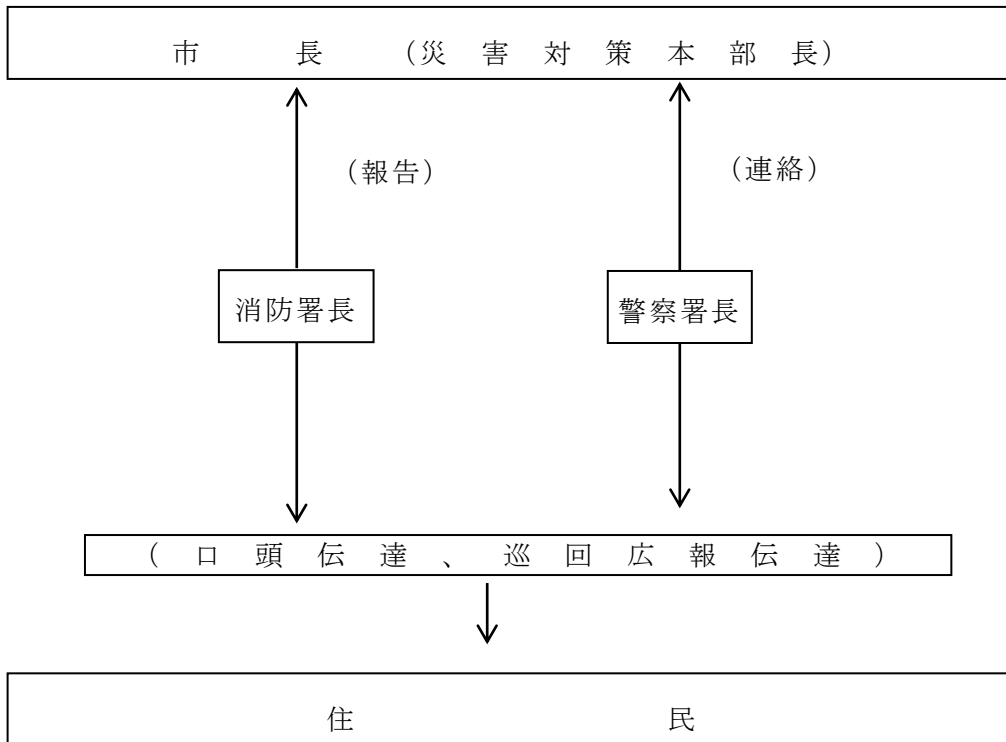
- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

資料4-5 避難勧告等伝達系統図

1 市長による避難の勧告



2 警察署長、消防署長による避難の勧告



資料4-6 東海地震に関する情報の伝達例文

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）の例文

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分
気象庁地震火山部

東海地震に関連する調査情報（臨時）

＊＊ 見出し ＊＊

〇〇観測点の地殻変動データが通常と異なる変化を示しています。気象庁では、この変化と東海地震の関連性を調査しています。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、〇〇観測点の観測データが〇〇日〇〇時頃から通常と異なる変化を示し始めました。

現在のところ、他の観測点では通常の変動レベルを越えるような変化は観測されていません。また、東海地域の地震活動にも特段の変化は見られません。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移を注意深く監視し、想定される東海地震との関連性を調査しています。

（東海地震に関する情報 第〇号）

2 東海地震注意情報の例文

(1) 東海地震注意情報の例文 1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分

気象庁地震火山部

東海地震注意情報

*** 見出し ***

〇〇及び〇〇観測点の地殻変動データに変化が現れています。この変化は、東海地震の前兆現象としてのプレスリップ発生に伴うものである可能性が高くなっています。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生について注意が必要です。

*** 本文 ***

気象庁が東海地域に設置した地殻岩石歪（ひずみ）計のうち、〇〇観測データが〇〇月〇〇日〇〇時頃から通常と異なる変化を示しており、現在も継続中です。

その後〇〇時頃から、天竜の観測データにも、通常と異なる変化が認められています。

〇〇、〇〇の2観測点のデータの変化傾向が類似しており、変化量も浜名湖北東部直下にプレスリップ（プレート境界の一部がゆっくりとずれ動く現象）が発生しているとしても説明可能です。気象庁は、地震防災対策強化地域判定会委員の意見等も踏まえ、これらの変化が、東海地震の前兆現象として考えられているプレスリップの発生に伴うものである可能性が高くなったと判断しています。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、地震発生について注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移について厳重に監視を続けます。

(東海地震に関連する情報 第〇号)

(2) 東海地震注意情報の例文2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分

気象庁地震火山部

東海地震注意情報

＊＊ 見出し ＊＊

〇〇、〇〇に加えて、〇〇でも地殻変動について通常と異なる変化が現れております。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生について注意が必要です。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁が東海地域に設置した地殻岩石歪（ひずみ）計のうち、〇月〇日から〇〇と〇〇の観測データに通常と異なる変化が現れており、現在も加速的傾向を保ったまま継続中です。〇〇日〇〇時から、〇〇でも通常と異なる変化が認められています。

このため、気象庁は〇〇日〇〇時〇〇分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震の発生のおそれについて検討を開始しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、地震発生について引き続き注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移について厳重に監視を続けることとしています。

（東海地震に関連する情報 第〇号）

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分
気象庁地震火山部

東海地震予知情報

＊＊ 見出し ＊＊

〇〇、〇〇及び〇〇観測点の地殻変動データ等が大きく変化しており、このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に東海地震が発生するおそれがあると予想されます。

＊＊ 本文 ＊＊

気象庁では、〇〇時〇〇分から判定会を開いて東海地震が発生するおそれがあるかどうか十分検討しました。その結果、次の地震予知情報を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられました。

「気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、〇〇、〇〇及び〇〇観測点の観測データ等が大きく変化しています。このほか、周辺の歪計、傾斜計、水位計にも若干の変化が現れています。

これらの異常な地殻変動は、浜名湖北東部直下深さ30kmのプレート境界の一部がゆっくりとずれ動き始めたことに伴うものと推定されます。

このままの変化が続けば、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

予想された地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部の地域では震度6弱以上、それに隣接する周辺の地域では震度5強程度になると予想されます。

また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、とくに、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆諸島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。」

地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。

（東海地震に関連する情報 第〇号）

東海地震の地震災害に関する警戒宣言（内閣総理大臣）

本日〇〇時、気象庁長官から、「東海地域の地震観測データに異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。このため、政府をあげて地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると判断したので、大規模地震特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

この東海地震が発生すると、静岡県では震度7となるところがあり、静岡県全域および神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部という広域で震度6弱以上の強い揺れになると予想されます。また、太平洋沿岸と伊豆諸島の広い地域で3m以上、高いところでは10m程度という大きな津波の来襲が予想され、東海地方を中心とした広範囲の地域で甚大な被害が発生すると予想されます。

政府といたしましては、直ちに私を本部長とする東海地震の地震災害警戒本部を設置し、自衛隊、警察、消防、海上保安庁の救出救助部隊を派遣するとともに、医療班の派遣準備を実施するなど、被害を局限化し、国民の安全を確保するための地震防災応急対策に全力で取り組みます。

国民の皆様、特に地震防災強化地域内の皆様は、警戒態勢を執り、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震が発生した場合に、建物の倒壊、津波や崖崩れなどの危険がある地域では、自治体の指示に従って避難してください。また、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

強化地域内の公的機関並びに地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災対策を実施してください。

今後も国民の皆様に必要な情報を提供していきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報には十分注意してください。

平成〇〇年〇〇日〇〇日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

1 日本語

市民の皆さん、碧南市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日（午前・午後）〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと碧南市では、震度〇ないし〇のかなり強い地震が予想されますので十分警戒してください。

既に、市では職員が非常配備について防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆様も次の点に十分留意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も市職員、警察官、消防職員などの指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今全力を注いでいます。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて万全の対策をお願いします。

2 英語

Ladies and Gentlemen: I am ○○○○, Mayor of HekinanCity.

As you are already aware, the Prime Minister issued a warning at ○○:○○ this (morning/afternoon/evening) regarding the likely occurrence of a major earthquake in this area.

Should this earthquake occur, it is expected that Hekinan would be hit with vibrations of up to ○ or ○ degrees.

All the HekinanCity employees have made enormous efforts towards disaster prevention and emergency relief schemes, and I now ask all of you for your attention as I explain the following procedures for when an earthquake occurs.

Firstly, please refrain from using an open flame, using private vehicles or engaging in dangerous works. Next, if at all possible, prepare a supply of water for drinking and fire-fighting purpose.

In addition, it is essential that everyone remains calm.

Listen for correct and up-to-date news broadcast, and do not be misled by rumors and unofficial reports.

If you are assisting with emergency relief operations, please obey the City officers, the police and the fire brigade.

I am certain that, with individual strength and co-operation of Hekinan we can cope with this emergency situation should it arise.

Finally, I encourage all the people directly involved in the emergency relief operations to give your utmost effort and carry out your duties diligently.

Thank you for your co-operation.

資料5 消火・救急・救助・危険物等施設

資料5-1 消防用資機材等保有状況

1 消防力

(1) 衣浦東部広域連合碧南消防署

職員数	75人	化学消防ポンプ自動車	1台	資機材搬送車	1台
無線電話移動局	67基	高規格救急車	3台	救助艇	2台
消防ポンプ自動車	2台	救助工作車	1台	軽連絡車	1台
水槽付消防ポンプ自動車	5台	指令車	1台	人員搬送車	1台
はしご付消防ポンプ自動車	1台	広報車	1台		
小型動力ポンプ付水槽車	1台	連絡車	3台		

(2) 消防団

分団数	5	普通消防ポンプ自動車	5台	小型動力ポンプ積載車	5台
団員数	223人	小型動力ポンプ	10台	小型動力ポンプ軽積載車	5台

2 消防水利施設（碧南消防署）

消火栓	防火水槽		その他・プール
	40m ³ 以上	40m ³ 未満	
1,417個	139基	1基	22箇所

3 流出油防除資器材保有状況（碧南消防署）

油吸着剤	オイルフェンス		油処理剤
	B型	その他	
505kg	720m	520m	1084L

4 化学消火薬剤保有状況（碧南消防署）

泡消火薬剤
14.1kL

5 救助用資器材保有状況（碧南消防署）

救助用担架	5	救命浮環	10	救命索発射銃	1	チェーンソー	4
エアージャッキ	1	油圧式救助器具	4	空気呼吸器	57	緩降器	1
チルホール	6	空気式救助マット	1	潜水器具	12	レスキューフレーム	1
救命ボート	3	酸素溶断器	1	エアータント	1	ストライカー	1
救命胴衣	185	酸素濃度測定器	4	エンジンカッター	4		

6 自衛消防力

ポンプ自動車等を有する事業所数	ポンプ車等の台数				
	普通消防ポンプ自動車	救急車	小型動力ポンプ	化学車	高所放水車
8事業所	6台	1台	1台	1台	1台

資料 5 - 2 地震防災応急計画作成対象施設等

施設	数	施設	数	施設	数
劇場等	2	浴場	1	1,000人以上の工場	2
集会場等	<u>50</u>	神社、寺院等	27	危険物製造所	1
遊技場	6	その他事業場	38	屋外タンク貯蔵所	15
飲食店	<u>40</u>	複合（特定用途）	<u>71</u>	給油取扱所	28
百貨店、店舗	<u>92</u>	複合（非特定用途）	<u>10</u>	一般取扱所	29
旅館、ホテル	<u>7</u>	幼稚園	5	石コン特定事業所	4
病院、診療場等	12	学校	<u>18</u>	合 計	<u>495</u>
図書館、博物館	2	福祉施設等	<u>35</u>		

資料5-3 放射性物質保有事業所

事業所名	所在地	機関区分	使用区分
日新製鋼(株)衣浦製造所	浜町1	民間	密封された放射性同位元素
碧南市民病院	平和町3-6	医療	放射線発生装置
(株)テクノ中部碧南事業所	港南町2-8-2 中部電力(株) 碧南火力発電所内	民間	密封された放射性同位元素

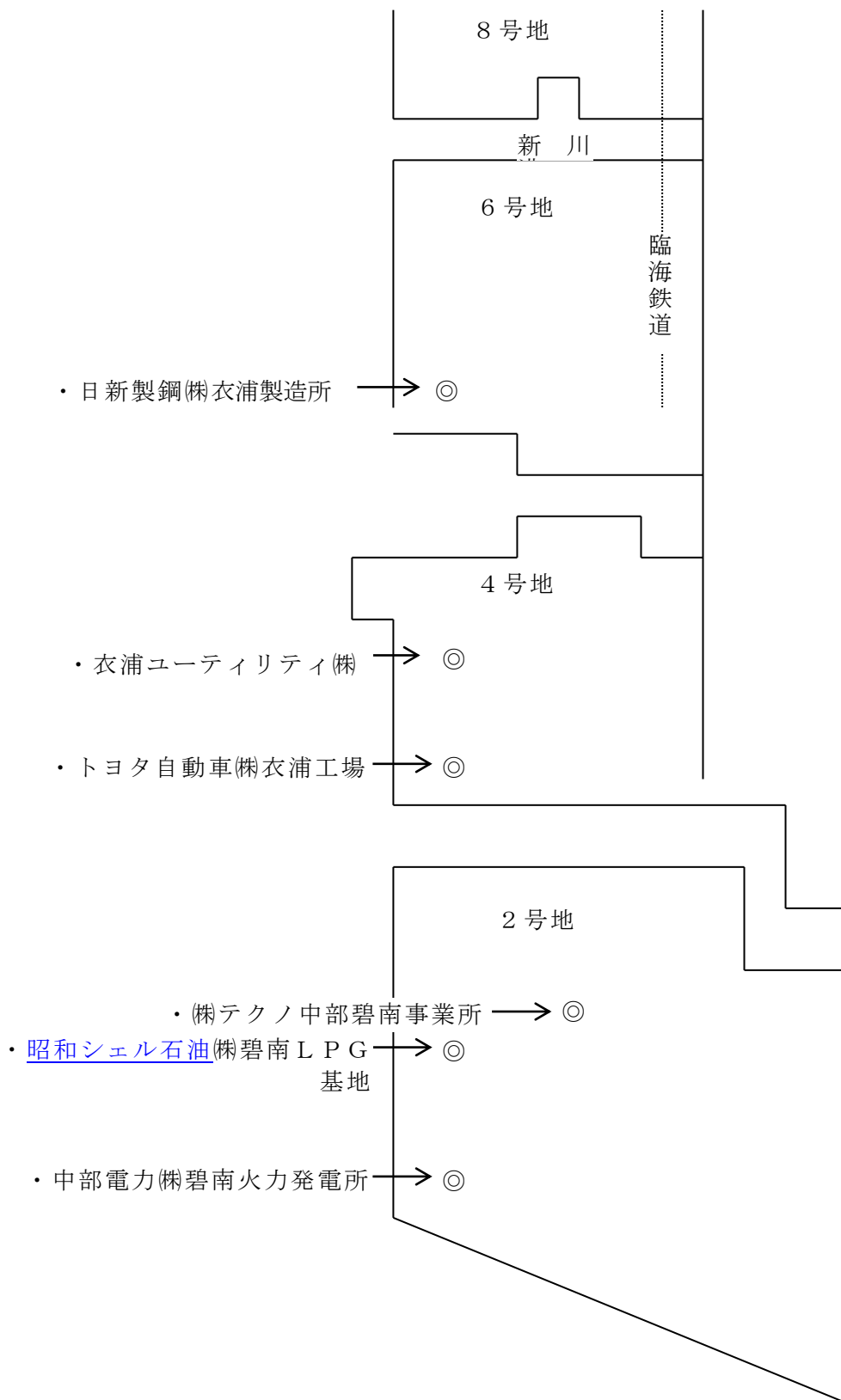
資料5-4 石油類等大量保有事業所

事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量	備考
日新製鋼(株)衣浦製造所	浜町1	第4類	1,501 kL	平成30年4月1日現在
衣浦ユーティリティ(株)	玉津浦町2-2	第4類	6,452kL	平成30年4月1日現在
中部電力(株)碧南火力発電所	港南町2-8-2	第4類	39,757 kL	平成30年4月1日現在
トヨタ自動車(株)衣浦工場	玉津浦町10-1,11	第4類	979 kL	平成30年4月1日現在

資料5-5 高圧ガス大量保有事業所

事業所名	所在地	内容	最大数量
昭和シェル石油(株) 碧南LPG基地	港南町2-1-1	LPガス	83,813t
中部電力(株) 碧南火力発電所	港南町2-8-2	液化アンモニア	251t
(株)テクノ中部 碧南事業所	港南町2-8-2	液化アンモニア	521t
日新製鋼(株)衣浦製造所	浜町1	酸素・窒素・アルゴン	262 t

資料5-6 臨海地帯危険物大量保有事業所位置図



資料6 輸送・交通関係

資料6-1 市車両保有状況

1 市長部局・教委部局関係分(計154台) ()は、うち広報活動可能な台数

種別		台数	種別	台数	種別	台数
普通 特殊	くるくるバス	5	小型乗用車	14	パワーショベル	0
	パッカー車	0	小型四輪貨物	36 (1)	軽乗用車	14
	福祉車両	3	普通貨物	5	トラクター	2
乗合バス(28・40)		2	特殊用途自動車	14	特殊軽自動車	5
普通乗用車		11	軽四貨物	40(3)	原動機付自転車	2

2 水道部局関係(計6台) ()は、うち広報活動可能な台数

普通トラック	1台	給水タンク2m ³ 及び 同1m ³ 積載用	各1基
小型四輪貨物	1台(1)	仮設給水栓資材、給 水袋等用	
軽四輪貨物	4台(2)	同上	

資料6-2 車両・船舶の調達先

1 車両※トラック協会員

三光陸運(株)	中町3-13	41-0690	大吉丸運輸(株)	港本町1-23	42-6928
碧南運送(株)	須磨町2-22	42-9111	新川急配(株)	松江町5-8	41-7155
北野運輸(株)	田尻町3-35	41-0739	碧南小型運送(株)	田尻町3-100	48-2550
丸共通運(株)	港本町1-19	48-3211			

2 船舶

大浜漁業協同組合	築山町1-70	41-0248	石川マリンサービス	道場山町5-16	42-3003
衣浦マリナー	道場山町3-21	41-2558	山崎マリン	岬町3-31	42-5189

資料6-3 緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図

1 緊急輸送道路指定拠点

番号	施設名等	区分	所在地	備考
①	碧南市役所	市	松本町28	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、イ該当
	碧南市土地改良区	指定地方 公共機関		昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
②	衣浦東部広域連合 碧南消防署	消防	港本町1-29	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、イ該当
③	碧南警察署	警察	松本町26	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、イ該当
④	日本郵便株式会社 碧南郵便局	指定地方 公共機関	栄町1-22	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
⑤	日本赤十字社愛知県支部 碧南市地区	指定地方 公共機関	山神町8-35	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
	へきなん福祉センターあいくる内 防災倉庫	備蓄倉庫		昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑥	(旧)中部電力株式会社 碧南営業所	指定地方 公共機関	田尻町4-25	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
⑦	碧南市医師会	指定地方 公共機関	天王町1-70	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ロ該当
⑧	新川中学校	集積地点	新川町1-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑨	中央中学校	集積地点	植出町5-2	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑩	大浜小学校	集積地点	浜田町1-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑪	南中学校	集積地点	春日町1-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑫	東中学校	集積地点	天神町3-88	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑬	西端小学校	集積地点	上町3-1	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑭	雨池防災倉庫	備蓄倉庫	雨池町3-18	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑮	栗山倉庫	備蓄倉庫	栗山町2-2-2	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑯	旭町防災倉庫	備蓄倉庫	旭町3-7-2	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑰	4号地耐震岸壁	集積地点	港本町	昭和55年建設省告示1321号 三、(二)、ハ該当
⑱	碧南市民病院	医療施設	平和町3-6	昭和55年建設省告示1321号 該当なし(市の判断により指定)
⑲	碧南上水道第1配水場	上水道施設	旭町1-23	昭和55年建設省告示1321号 該当なし(市の判断により指定)
⑳	碧南上水道第2配水場	上水道施設	二本木町4-25	昭和55年建設省告示1321号 該当なし(市の判断により指定)

2 緊急輸送道路指定区間

次別	路線名	起点	終点	延長(km)
第1次	国道247号	碧南市～高浜市境	港本町交差点	5.8
第1次	県道碧南半田常滑線	港本町交差点	衣浦トンネル東入口	0.7
第1次	市道港南1号線	港本町交差点	臨港道路ランプ	0.3
第1次	臨港道路東ふ頭7号本線及び支線	臨港道路ランプ	衣浦港中央ふ頭東4号岸壁	1.1
第2次	国道247号	港本町交差点	碧南市～西尾市境	2.6
第2次	県道安城碧南線	碧南市～安城市境	碧インター	3.4
第3次	市道港南1号線	臨港道路ランプ	港南町2丁目8番19地先	4.3
第3次	市道若松野田線	雨池町3丁目交差点	碧南9号踏切	2.8
第3次	県道平坂福清水線	碧南署北交差点	福清水交差点	0.6
第3次	県道道場山安城線	福清水交差点	水門橋	0.3
第3次	市道新川久沓線	水門橋	久沓公園北交差点	1.7
第3次	県道道場山安城線	久沓公園北交差点	碧南市～安城市境	4.6
第3次	県道平坂福清水線	中畑橋	碧南署北交差点	2.6
第3次	市道大道宮下線	栗山防災倉庫	作塚町1丁目1番地先	0.5
第3次	新須磨中央駅線	天王交差点	碧南9号踏切	0.2
第3次	県道岡崎碧南線	天王交差点	道場山町交差点	0.5
第3次	県道名古屋碧南線	新川交差点	道場山町交差点	0.3
第3次	県道新川町停車場線	新川駅西交差点	新川交差点	0.2
第3次	市道新川1号線	新川町2丁目2番2地先	新川駅西交差点	0.4
第3次	市道久沓出崎線	新川町2丁目2番2地先	相生町南交差点	0.2
第3次	県道西尾新川港線	鶴見町5丁目交差点	明石インター	0.9
第3次	県道名古屋碧南線	大久手交差点	松江町交差点	0.7
第3次	市道山界線	大久手交差点	中部電力(株)碧南SS	0.1
第3次	市道中央駅前線	碧南郵便局	栄町交差点	0.1
第3次	市道伏見屋神有線	霞浦町2丁目13番地先	東中学校	0.7
第3次	県道米津碧南線	鷺塚町1丁目交差点	伏見屋交差点	1.4
第3次	市道縄手鷺塚線	旭町3丁目21番地先	鷺塚町1丁目交差点	0.3
第3次	市道荒子鷺塚線	旭防災倉庫	旭町3丁目21番地先	0.1
第3次	市道市民病院線	碧南市民病院	市民病院前交差点	0.1
第3次	県道西尾知多線	西端小学校	西端小学校西交差点	0.2

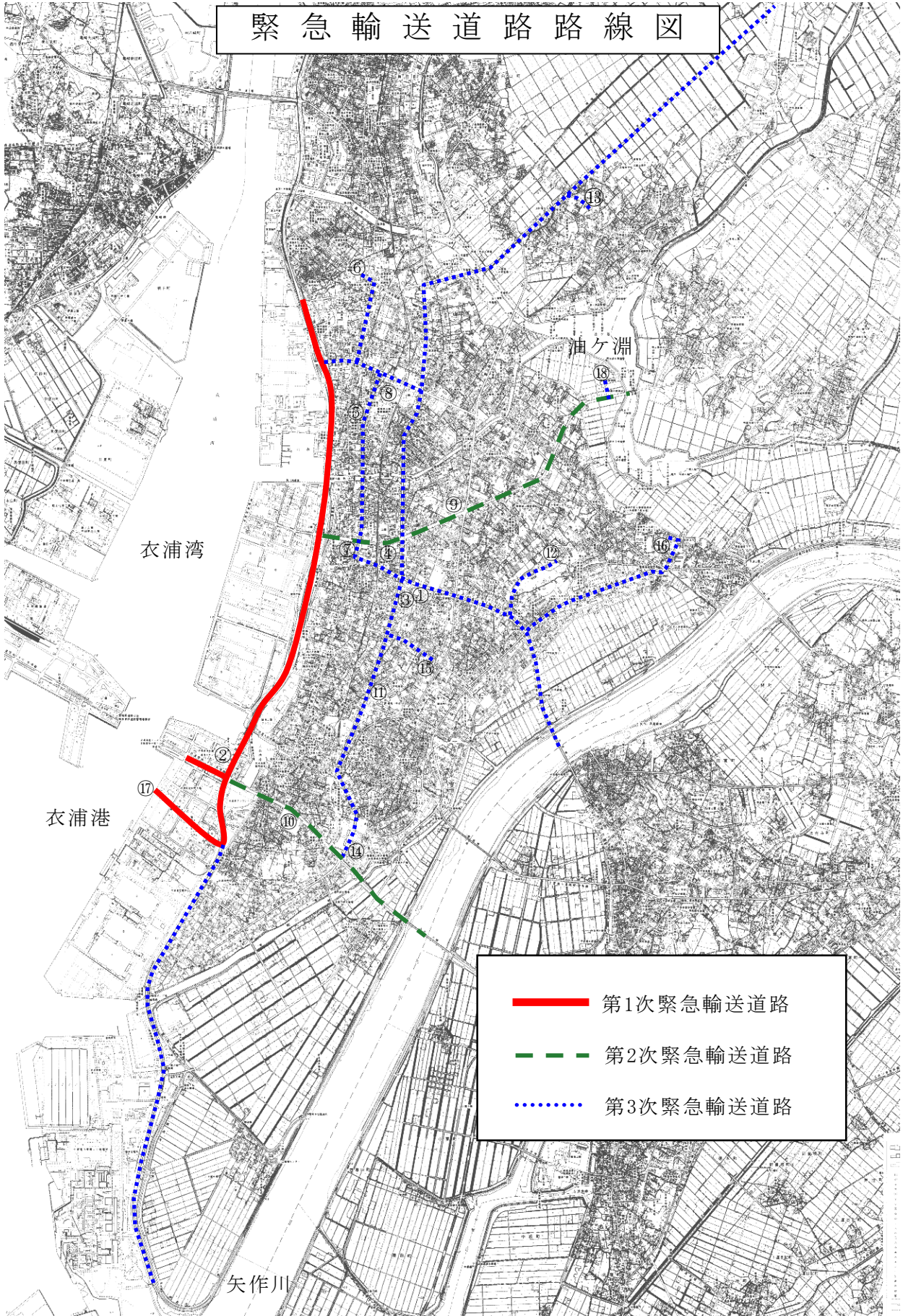
※第1次緊急輸送道路・第2次緊急輸送道路(県指定緊急輸送道路)

県地域防災計画で定められた大規模な地震が発生した場合に、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広域的な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的とした道路。

※第3次緊急輸送道路（市指定緊急輸送道路）

第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的とした道路。

3 緊急輸送道路路線図（新）



(注) ①～⑱は緊急輸送道路指定拠点を示す。

資料6-4 指定避難所までの輸送道路

No.	避難所施設名	幹線道路	幅員 (m)	支線道路	幅員 (m)
1	新川小学校体育館	市道新川1号線	9		
2	新川公民館	市道新川久沓線	18	市道山神浜尾線	6~11
3	羽久手保育園	市道新川久沓線	18	市道鶴見6号線	7
				市道相生鶴見線	5
4	碧南工業高校体育館	県道道場山安城線	16		
5	中央小学校体育館	県道碧南高浜環状線	20	市道中央小線	7
6	中央中学校体育館	県道碧南高浜環状線	20	市道山神浜尾線	7
7	保健センター	県道岡崎碧南線	18		
8	大浜公民館	県道岡崎碧南線	9		
9	大浜小学校体育館	国道247号	30		
10	南部市民プラザ	国道247号	30		
11	棚尾小学校体育館	市道中松平七線	10		
12	棚尾公民館	市道中松平七線	12		
13	前浜集落センター	市道潮見亥新田線	16	市道前浜神社線	5
14	川口農業センター	市道潮見川口線	6	市道川口棚尾橋線	7
15	日進公民館	県道米津碧南線	15	市道蒲野橋線	9
16	東部市民プラザ	県道米津碧南線	15	市道神有鴻島線	8
17	東中学校体育館	市道伏見屋神有線	7		
18	鷺塚小学校体育館	県道西尾新川港線	15		
19	鷺塚公民館	県道西尾新川港線	15		
20	荒子保育園	県道安城碧南線	20	市道荒子保育園線	6
21	西端小学校体育館	県道西尾知多線	6		
22	西端区事務所	市道大久手吹上洲先線	10	市道清水宮下住宅	5
23	農業者センター	県道道場山安城線	16	市道西中北線	5
24	勤労者体育センター	市道新川久沓線	18	市道山神浜尾線	6~11
25	新川中学校体育館	市道新川久沓線	18	市道山神浜尾線	6~11
26	新川保育園	県道道場山安城線	20	市道藪下東山線	7
				市道新川保育園線	6
27	碧南市文化会館	県道平坂福清水線	18		
28	天道保育園	県道平坂福清水線	18	市道天道保育園線	8
29	南中学校体育館	市道若松野田線	12		
30	碧南市臨海体育館	国道247号	33		
31	棚尾ふれあい館	県道岡崎碧南線	10	市道棚尾本町若宮2号線	8
32	防災の家	県道米津碧南線	15		
33	西端下区民館	市道大久手吹上洲先線	10	市道油ヶ渕7号線	4
34	西端保育園	県道西尾知多線	6	市道西端保育園線	6
35	中部公民館	県道平坂福清水線	18	市道中央駅前線	

資料 6 - 5 緊急通行車両等届出書

年 月 日	
緊急通行車両等届出書	
愛知県知事 殿 愛知県公安委員会 殿	
申請者住所 (電話)	
氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 (電話) () 局 番
	氏名
通行時間	
出発地等	出発地
	通行目的
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

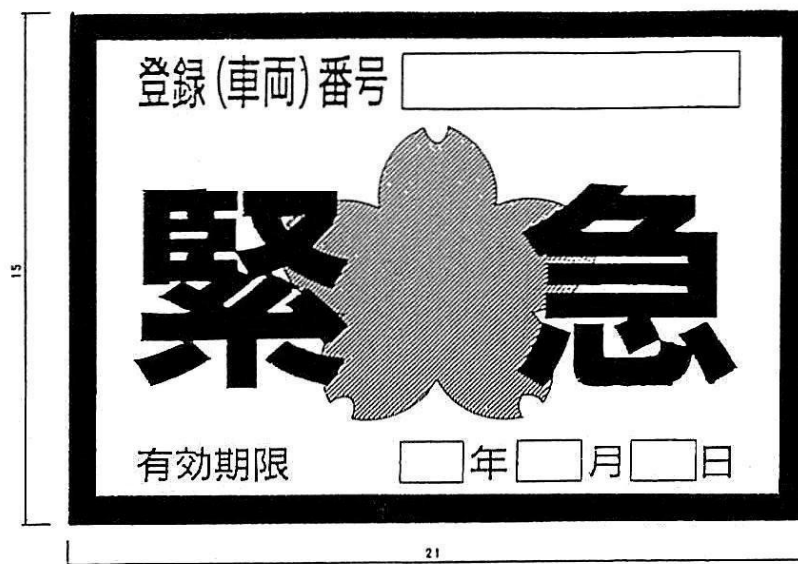
資料 6 - 6 緊急通行車両確認証明書及び標章

1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		愛知県知事 印
		愛知県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 (電話)	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

2 緊急通行車両標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤字〔登録（車両）番号〕「有効期限」、
「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する
部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

資料 6 - 7 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

<p>地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 (電話) 氏名 ⑩</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県公安委員会 印</p>		
番号標に表示されている番号	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>		
車両の用途(緊急輸送を行う車両あつては、輸送員又は品名)			
使用者		住所	() 局 番
		氏名	
出発地			
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。</p>			

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とする。

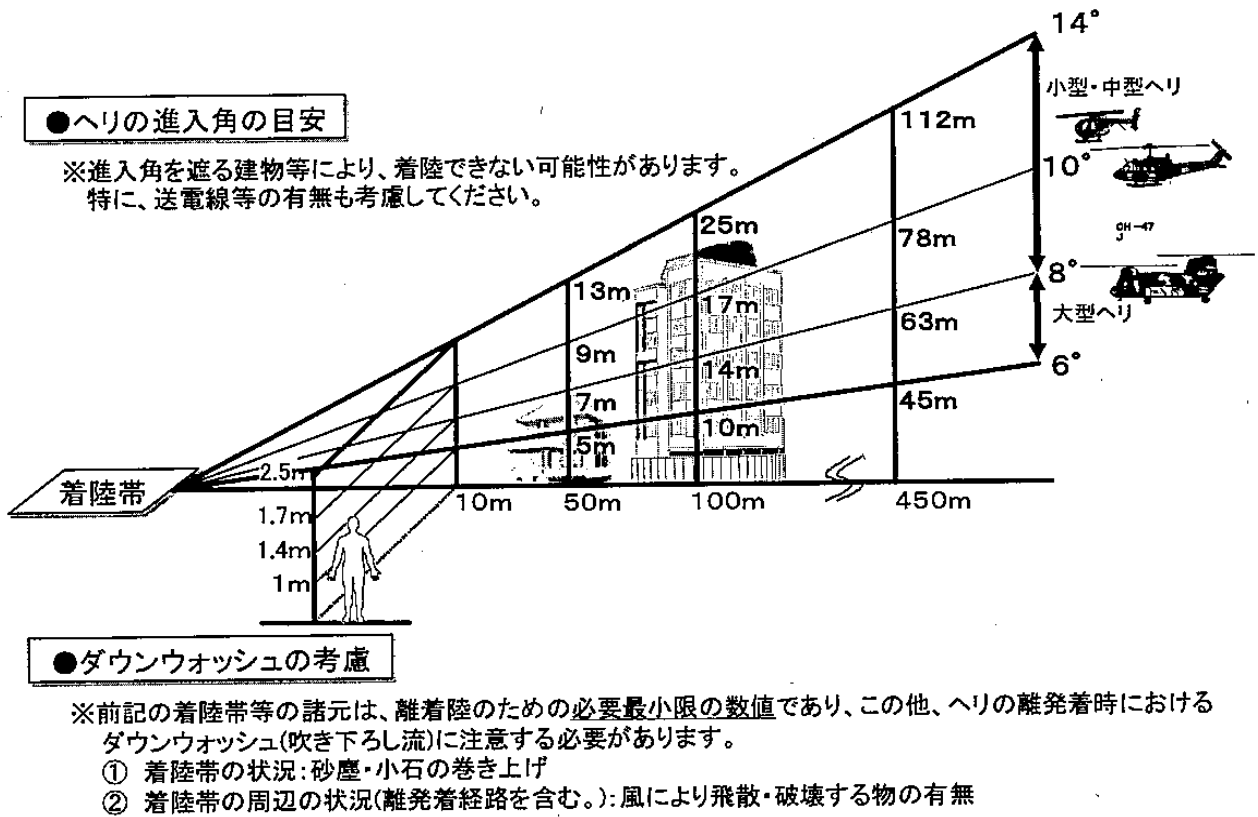
資料6-8 緊急通行車両等事前届出一覧表

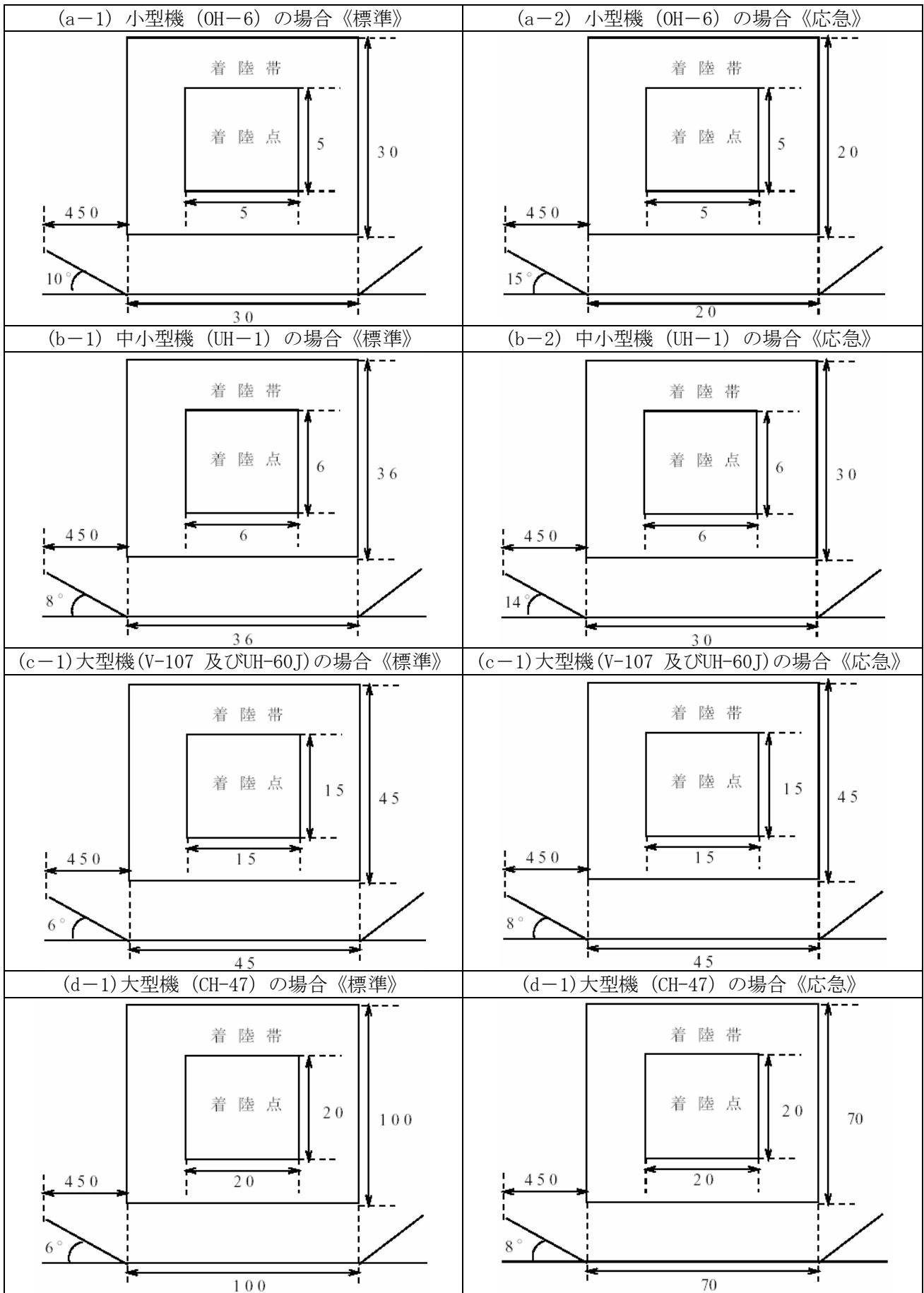
緊急通行車両等事前届出一覧表					
申請年月日		平成 年 月 日			
申請機関等					
提出先		<input type="checkbox"/> 警察本部交通規制課		<input type="checkbox"/> 警察署	
申請車両		合計 台			
申請車両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
20					

資料6-9 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所

名称	所在地	面積 (㎡) (巾×長さ)m	経度	緯度	県防災ヘリ 離着陸
西端中学校グラウンド	神田町3-10	12,480 (80×80)	137 01 01	34 54 53	不可
県立碧南高等学校グラウンド	向陽町4-12	26,061 (90×150)	136 59 51	34 52 59	可

資料6-10 着陸帯設定時における留意事項

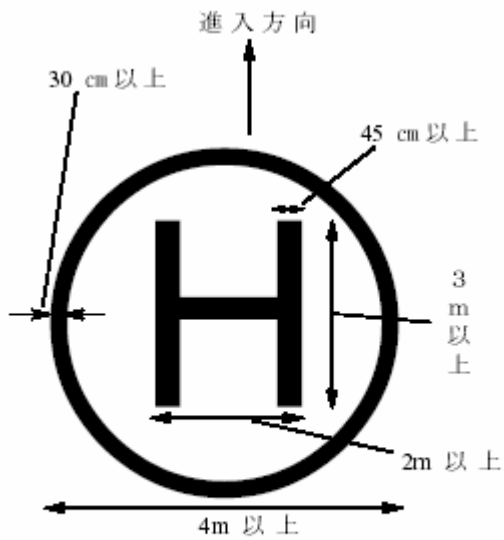




(単位：m)

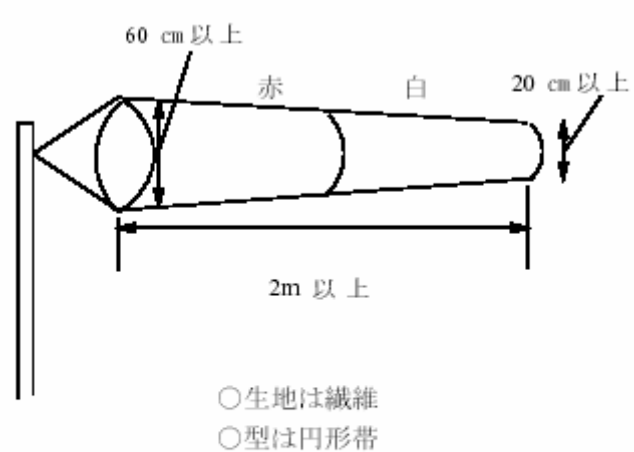
資料6-11 H記号及び吹き流しの基準

(a) ㊦記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b) 吹き流しの基準



○生地は繊維
○型は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

資料7 物資の備蓄・調達

資料7-1 食糧・生活必需品等備蓄一覧表

平成30年10月現在

名称等	アルファ米(食)	クラッカー(食)	(本) 保存水1.5L	(本) 保存水0.5L	アルミ毛布(枚)	毛布(枚)	タオル(枚)	石鹸(個)	氷砂糖(kg)	サラシラップ(本)	(本) トイレレットパーパー	(枚) おむつ(子ども用)	(枚) おむつ(大人用)	尿取りパッド(枚)	おむつ(大人用)	生理用品(枚)	担架	簡易ベッド	
市役所	650	420		1,344		116	226				111								
雨池防災倉庫	5,800	1,610		984	700	500	1,000	72	60	60	240		560	720	90				
栗山防災倉庫	7,700	6,020	470	1,608	1,000	730	1,500	216	90	90	320								
旭町防災倉庫	5,000	3,920		3,480	700	500	1,000	72	60	60	240								
へきなん福祉センターあいくる	6,500	6,020	1,270		700	500	1,000	72	60	60	240								
神田町防災倉庫	2,500	2,100		3,168	300	250	400	72	30	30	80								
碧南市民病院(コンテナ)																	6		
防災備蓄倉庫(コテナ・市内26箇所)	10,400	9,100	2,064	6,288		3,730	5,200					2,080	936	2,496	3,536		52		
指定避難所(35箇所)	1 新川小学校体育館	100	70		24	10												2	10
	2 新川公民館	100	70		24	10												2	10
	3 羽久手保育園	100	70		24	10												2	10
	4 碧南工業高等学校体育館	100	70		24	10												2	10
	5 中央小学校体育館	100	70		24	10												2	10
	6 中央中学校体育館	100	70		24	10												2	10
	7 保健センター	100	70		24	10												2	10
	8 大浜公民館	100	70		24	10												2	10
	9 大浜小学校体育館	100	70		24	10												2	10
	10 南部市民プラザ	100	70		24	10												2	10
	11 棚尾小学校体育館	100	70		24	10												2	10
	12 棚尾公民館	100	70		24	10												2	10
	13 前浜集落センター	100	70		24	10												2	10
	14 川口農業センター	100	70		24	10												2	10
	15 日進公民館	100	70		24	10												2	10
	16 東部市民プラザ	100	70		24	10												2	10
	17 東中学校体育館	100	70		24	10												2	10
	18 鷺塚小学校体育館	100	70		24	10												2	10
	19 鷺塚公民館	100	70		24	10												2	10
	20 荒子保育園	100	70		24	10												2	10
	21 西端小学校体育館	100	70		24	10												2	10
	22 西端公民館	100	70		24	10												2	10
	23 農業者コミュニティセンター	100	70		24	10												2	10
	24 勤労者体育センター																	2	
	25 新川中学校																	2	
	26 新川保育園																	2	
	27 天道保育園																	2	
	28 文化会館																	2	
	29 南中学校体育館																	2	
	30 臨海体育館																	2	
	31 棚尾ふれあい館																	2	
	32 防災の家																	2	
	33 西端下区民館																	2	
	34 西端保育園																	2	
	35 中部公民館	100	70		24	10												2	10
合計	40,950	30,850	3,084	17,448	3,400	6,566	10,326	504	300	300	1,231	2,080	1,496	3,216	3,626	128	240		

【26箇所の防災備蓄倉庫(コンテナ)】1 明石公園 2 市民図書館駐車場 3 新川小学校 4 中央中学校 5 中央小学校 6 市役所 7 臨海公園駐車場 8 中町4丁目用地 9 大浜小学校 10 前浜町 11 川口町老人憩いの家 12 若宮公園 13 棚尾小学校 14 日進小学校 15 東中学校 16 鷺塚小学校 17 神有町4丁目用地 18 踏分公園 19 西端下区民館 20 西端小学校 21 東山秋葉神社 22 保健センター駐車場 23 大浜熊野大神社 24 伏見公園 25 大浜下区コミュニティセンター 26 羽久手グラウンド

資料 7-2 資機材等備蓄一覧表

平成 30 年 10 月現在

名称等	ガソリン発電機 (2.3KW)	ガソリン発電機 (0.9KW)	プロパンガス発電機 (0.85KW)	ハイブリッド発電機 (5.0KW)	三脚付 投影機 500W	2本セット 防水型蛍光灯	組立仮設トイレ	間仕切り	組立水槽 3トン	レスキューカー	浄水機	ガスバーナーセット 炊出釜 300人用	炊出釜 100人用 ガスバーナーセット	カセットコンロ	車椅子	テント	チェンソー	救助工具セット	ウインチ	リヤカー	バルーン投光器
市役所	1	1			3									3		5					
雨池防災倉庫		1				2	6							12						2	2
栗山防災倉庫	1					2	11							19							2
旭町防災倉庫				1		2	6							12							2
へきなん福祉センターあいくる		1				2	6							12							2
神田町防災倉庫		1				1	3							6							2
碧南市民病院(コンテナ)	1																				2
防災備蓄倉庫(コンテナ・市内26箇所)	26	26	7		52	26		13				26	26	624	26	26	26	26	26	26	26
指定避難所 (35箇所)	1 新川小学校体育館	1			2	2	3	1	1	1											
	2 新川公民館	1			2	2	3	1													
	3 羽久手保育園	1			2	2	3	1													
	4 碧南工業高等学校体育館	1			2	2	3	1													
	5 中央小学校体育館	1			2	2	3	1	1	1											
	6 中央中学校体育館	1			2	2	3	1		1						1					
	7 保健センター	1			2	2	3	1													
	8 大浜公民館	1			2	2	3	1													
	9 大浜小学校体育館	1			2	2	3	1	1	1											
	10 南部市民プラザ	1			2	2	3	1													
	11 棚尾小学校体育館	1			2	2	3	1	1	1							1				
	12 棚尾公民館	1			2	2	3	1													
	13 前浜集落センター	1			2	2	3	1													
	14 川口農業センター	1			2	2	3	1													
	15 日進公民館	1			2	2	3	1													
	16 東部市民プラザ	1			2	2	3	1													
	17 東中学校体育館	1			2	2	3	1		1							1				
	18 鷺塚小学校体育館	1			2	2	3	1	1	1											
	19 鷺塚公民館	1			2	2	3	1													
	20 荒子保育園	1			2	2	3	1													
	21 西端小学校体育館	1			2	2	3	1	1	1											
	22 西端公民館	1			2	2	3	1													
	23 農業者コミュニティーセンター	1			2	2	3	1		1											
	24 勤労者体育センター	1			2	2	3	1													
	25 新川中学校	1			2	2	3	1		1							1				
	26 新川保育園	1			2	2	3	1													
	27 天道保育園	1			2	2	3	1													
	28 文化会館	1			2	2	3	1													
	29 南中学校体育館	1			2	2	3	1		1											
	30 臨海体育館	1			2	2	3	1													
	31 棚尾ふれあい館	1			2	2	3	1													
	32 防災の家	1			2	2	3	1													
	33 西端下区民館	1			2	2	3	1													
	34 西端保育園	1			2	2	3	1													
	35 中部公民館	1			2	2	3	1	1	1	1										
合計	64	30	7	1	73	61	96	137	48	7	12	26	26	688	26	35	26	26	26	28	12

資料 7-3 市内給食設備所有施設

施設名	所在地	電話	給食能力 (食)
第1 学校給食センター	小屋下町3-15	42-2504	5,400
第2 学校給食センター	〃	48-0983	3,720
羽久手保育園	鶴見町6-17	41-1475	100
天道保育園	末広町2-32	41-0077	135
築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	140
日進保育園	伏見町1-66	41-0091	150
鷺塚保育園	旭町2-25	41-1460	175

資料 8 避難地・避難所関係

資料 8-1 一時退避場所及び火災時退避場所

1 一時退避場所

災害時に一時的に命を守るために避難する場所。

	施設名	所在地	津波	洪水	高潮
新川	新川小学校校舎	新川町 2-1	○	○	○
	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○
	新川中学校校舎	新川町 1-1	○	○	○
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×
	衣浦グラウンドホテル	田尻町 1-1-9	○	△	△
	六軒町公園及びアイシン精機(株)駐車場	六軒町 4-38	○	○	○
	明石公園駐車場	松江町 3 丁目	○	○	○
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×
	稲荷社境内	松江町 1-66	○	○	○
	神明社境内	相生町 5-74	○	○	○
	山神社境内	山神町 7-26	○	○	○
	碧南工業高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
	新川町駅西駐車場	浅間町 3-18	○	×	×
	秋葉神社境内	金山町 4-6	○	×	×
	御鋸社境内	西山町 7-115	○	×	×
	住吉神社境内	住吉町 3-40	○	×	×
	斎宮社境内	千福町 3-3	○	○	○
	踏分公園	踏分町 1-101-1	○	×	×
中央	中央小学校校舎	向陽町 3-19	○	○	○
	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○
	中央中学校校舎	植出町 5-2	○	○	○
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○
	碧南市文化会館	源氏神明町 4	○	○	○
	市民病院尾城共同住宅	尾城町 5-45-1	○	○	○
	市宮向山住宅	幸町 6-11	○	○	○
	宮後公園	宮後町 3-1	○	×	×
	神明社境内	宮後町 2-25	○	○	○
	末広公園	末広町 2-23	○	○	○
	末広東公園	末広町 3-35	○	○	○
	栄公園	栄町 2-60	○	○	○
	津島神社境内	天王町 7-26	○	○	○
	野田公園	野田町 80	○	○	○
	神明社境内	源氏神明町 6	○	○	○
源氏神明公園	源氏神明町 122	○	○	○	
大浜	大浜小学校校舎	浜田町 1-1	○	○	○
	前浜集落センター	前浜町 1-80	△	△	△
	特別養護老人ホーム川口結いの家	川口町 1-178-1	△	△	△
	中部電力(株)川口寮	川口町 1-179	△	△	△
	トヨタ自動車(株) 第 1～第 4 衣浦寮 アリビオ第 5 衣浦寮	港本町 3-1	○	△	△
	トヨタ自動車(株) アリビオ寮	塩浜町 8-1-1	△	△	△
	スペクトル碧南	塩浜町 5-2-1	△	△	△
	大浜保育園園庭	本郷町 2-68	○	×	×
	荒神社境内	中町 1-62	○	○	○
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×
	大浜熊野大神社境内	宮町 5-46	○	×	×
	大浜幼稚園	浜田町 1-119	○	△	△
	児童養護施設オリーブ	江口町 3-12	△	△	△
尾棚	棚尾小学校校舎	春日町 1-5	○	○	○

	棚尾小学校グランド	春日町 1-5	○	×	×
	南中学校校舎	春日町 1-1	○	○	○
	南中学校グランド	春日町 1-1	○	×	×
	棚尾公民館	汐田町 2-28	△	△	△
	ものづくりセンター	汐田町 1-1-2	△	△	△
	ジール碧南店	栗山町 2-59-1	○	△	△
	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×
	熊野神社境内	大浜上町 1-2	○	○	○
	沢渡公園	沢渡町 194	○	×	×
	棚尾保育園園庭	汐田町 5-34	○	×	×
	八柱神社境内	弥生町 3-140	○	○	○
	DCMカーマ碧南店	弥生町 5-46	△	△	△
日進	日進小学校校舎	日進町 4-1	△	△	△
	㈱中部プラントサービス碧南寮	三宅町 4-72	△	△	△
	日新製鋼㈱碧南独身寮	鴻島町 5-33	○	△	△
	流作区民館敷地内	流作町 1-11-1	○	×	×
鷺塚	鷺塚小学校校舎	旭町 2-30	○	○	○
	鷺塚小学校グランド	旭町 2-30	○	○	○
	東中学校校舎	天神町 3-88	○	○	○
	東中学校グランド	天神町 3-88	○	○	○
	市民病院看護師住宅	尾城町 1-17	○	△	△
	市営新道住宅	新道町 2-69	○	△	△
	市営城山住宅	城山町 5-12	○	△	△
	市営笹山住宅	笹山町 3-1-1	○	△	△
	ビジネスホテルアーク	縄手町 5-94	△	×	×
	碧南市養護老人ホーム	鷺林町 4-109-1	○	△	△
特別養護老人ホーム ひまわり	鷺林町 4-109-1	○	△	△	
西端	西端小学校校舎	上町 3-1	○	○	○
	西端小学校グランド	上町 3-1	○	×	×
	西端中学校校舎	神田町 3-10	○	△	△
	市営三度山住宅	三度山町 2-7	○	△	△
	トリーハイツ西端	古川町 1-1	○	△	△
	農業者コミュニティセンター駐車場	神田町 2-6	○	×	×
	西端保育園園庭	札木町 3-202	○	×	×
	油ヶ淵地域運動広場（未整備）	湖西町 4丁目	○	×	×

※ ○：使用可 △：上層階であれば使用可 ×：浸水するため使用不可

2 火災時退避場所

火災の延焼が大規模になったときに、多くの人々が避難できる場所。
場所によっては、津波・洪水・高潮時の避難も可能。

	施設名	所在地	津波	洪水	高潮	面積 m ²
新川	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○	23,315
	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	×	×	11,497
	碧南工業高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×	18,487
	明石公園	松江町 1-1	○	×	×	20,000
中央	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○	10,390
	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○	13,664
大浜	大浜小学校グラウンド	浜田町 1-1	×	×	×	9,957
	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×	92,498
棚尾	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×	8,818
	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×	14,078
	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×	5,650
	若宮公園	若宮町 7-19	×	×	×	1,700
日進	日進小学校グラウンド	日進町 4-1	×	×	×	13,595
鷺塚	鷺塚小学校グラウンド	旭町 2-30	○	○	○	8,914
	東中学校グラウンド	天神町 3-88	○	○	○	17,299
西端	西端小学校グラウンド	上町 3-1	○	×	×	8,172
	油ヶ淵遊園地	油淵町 2-72	×	×	×	18,000

※ ○：使用可 ×：浸水するため使用不可

整備中の一時退避場所・火災時退避場所

	施設名	所在地
大浜	伊勢町公園	伊勢町 3 丁目

資料 8-2 市の指定する避難所

No	施設名	所在地	電話	構造	面積 m ²	収容可 能人員	備考	津 波	洪 水	高 潮
1	新川小学校体育館	新川町 2-1	41-0998	鉄筋 1F	1,120	560		○	○	○
2	新川公民館	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋 2F	135	67	ホール	○	○	○
3	羽久手保育園	鶴見町 6-17	41-1475	鉄筋 2F	130	65	遊戯室	○	○	○
4	碧南工業高等学校体 育館	丸山町 3-10	42-2500	鉄骨 1F	1,270	635		○	×	×
5	中央小学校体育館	向陽町 3-19	42-8700	鉄骨 1F	1,009	504		○	○	○
6	中央中学校体育館	植出町 5-2	42-3223	鉄骨 1F	1,368	684		○	○	○
7	保健センター	天王町 1-70	48-3751	鉄筋 4F	105	52	ロビー	○	○	○
8	大浜公民館	中町 1-53	42-1182	鉄筋 2F	187	93	ホール	○	○	○
9	大浜小学校体育館	浜田町 1-1	41-0990	鉄筋 1F	1,177	588		○	×	×
10	南部市民プラザ	塩浜町 7-135	42-8211	鉄筋 2F	1,158	579	アリー ナ	△	△	△
11	棚尾小学校体育館	春日町 1-5	41-0993	鉄骨 1F	1,163	581		○	○	○
12	棚尾公民館	汐田町 2-28	41-0892	鉄筋 4F	223	111	ホール	△	△	△
13	前浜集落センター	前浜町 1-80	42-9616	鉄筋 2F	348	174	大研修 室	△	△	△
14	川口農業センター	川口町 1-24-2	42-9766	鉄筋 2F	272	136	大研修 室	△	△	△
15	日進公民館	日進町 2-92	48-2678	鉄筋 2F	169	84		△	×	×
16	東部市民プラザ	照光町 5-3	46-1188	鉄骨鉄 筋 1B2F	1,143	571	ホール	○	△	△
17	東中学校体育館	天神町 3-88	41-0994	鉄筋 1F	1,135	567	アリー ナ	○	○	○
18	鷺塚小学校体育館	旭町 2-30	41-0996	鉄骨鉄 筋 1F	925	462		○	○	○
19	鷺塚公民館	旭町 2-66	48-5412	鉄筋 2F	170	85		○	○	○
20	荒子保育園	笹山町 3-29	42-0138	鉄筋 2F	162	81	ホール	○	×	×
21	西端小学校体育館	上町 3-1	48-1542	鉄筋 2F	700	350	遊戯室	○	○	○
22	西端区事務所	半崎町 3-60	-	鉄筋 1F	116	58		○	×	×
23	農業者コミュニテ ィーセンター	神田町 2-6	42-5888	鉄筋 1F	711	355	ホール	○	×	×
24	勤労者体育センター	新川町 2-1-1	41-2103	鉄筋 1F	720	360		○	○	○
25	新川中学校体育館	新川町 1-1	41-0997	鉄筋 1F	1,298	649		○	○	○
26	新川保育園	金山町 1-27-4	41-1476	鉄筋 2F	104	52		○	×	×
27	碧南市文化会館	源氏神明町 4	42-3511	鉄筋 5F	1,250	625		○	○	○
28	天道保育園	末広町 2-32	41-0077	鉄筋 2F	120	60		○	○	○

29	南中学校体育館	春日町 1-1	41-0991	鉄筋 2F	1,089	544		○	×	×
30	臨海体育館	浜町 2-3	48-5311	鉄骨鉄筋 3F	1,739	869	競技場	○	△	△
31	棚尾ふれあい館	棚尾本町 5-35	46-4746	鉄骨 2F	149	74		△	△	△
32	防災の家	鴻島町 6-67	42-8566	鉄骨 1F	82	41		○	×	×
33	西端下区民館	油渕町 1-1	-	鉄骨 1F	206	103		○	×	×
34	西端保育園	札木町 3-202	42-2566	鉄筋 2F	126	63		○	×	×
35	中部公民館	向陽町 3-48	42-8266	鉄筋 2F	145	72	ホール	○	○	○
合 計					21,924	10,954				

※ ○：使用できます △：上層階であれば使用できます ×：浸水するため使用できません
(注) 収容可能人員は、1人につき2.0㎡の面積を基準とする。

資料 8 - 3 福祉避難所

※福祉避難所とは、市の指定する避難所では生活が困難な要配慮者（介護の必要な高齢者や障害者等）に配慮した設備等のある避難所。

※福祉避難所は、災害発生当初は開設しない。避難状況に応じて市で開設を判断し、開設する場合は福祉避難所施設の管理者に開設を要請する。

No.	福祉避難所名	住所(碧南市)	電話番号	受入人数 (人)	受入場所
1	特別養護老人ホーム川口結いの家	川口町1-178-1	46-5210	6	地域集いの部屋(1F)
				6	レクリエーションルーム(4F)
2	特別養護老人ホームひまわり	鷺林町4-109-1	41-0865	20	地域交流センター(1F)
3	特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑	油渕町3-50	48-7111	6	機能訓練室(1F)
4	ふれあい福祉園ガイア	中山町1-7	48-3980	20	生活指導室、会議室 2室、プレイルーム、廊下 の一部(全て2F)
5	碧南ふれあい作業所	中山町1-16-1	46-2941	40	室内運動場(3F)
6	あおみJセンター	相生町4-110	46-8295	4	作業室(1F)
7	碧南市養護老人ホーム	鷺林町4-109-1	41-0895	2	集会室・食堂(1F)

資料9 医療・衛生関係

資料9-1 市内の医療機関

※「救」…救急病院 「病床」…収容可能病床数

名称	代表者	住所	電話	診療科目	救	病床
碧南市民病院	亀岡伸樹	平和町 3-6	48-5050	内 小 精 神内 外 整 脳 眼 皮 泌 産 婦 耳 リ 放 麻 歯 口 アレ 呼	○	7床
医療法人清風会 岡村産科婦人科	岡村 誠	沢渡町 29	41-2726	産 婦 小		
奥田医院	奥田雪雄	若宮町 4-4	41-1025	耳 小 気食		
長田医院	長田和久	源氏町 4-36	42-1200	外 消外 整外 皮		
上平医院	上平知子	野田町 52	41-4555	内 呼内 アレ		
医療法人十喜会 加藤病院	加藤丈太郎	松本町 158	41-6211	内 皮 外 泌 整外 消 外 肛外	○	2床
医療法人愛生館 小林記念病院	小林武彦	新川町 3-88	41-0004	外 整外 内 東洋医学 呼外 呼内 消内 乳外 麻	○	6床
医療法人衛寿堂 さかべ医院	坂部 慶幸	志貴町 2-86	41-1923	内 呼内 消内 循内 小		
医療法人 作塚杉浦クリニック	杉浦勇人	作塚町 3-10	42-5327	内 消内 外 肛外 皮 リ ハ		
医療法人松和会 新川中央病院	安達一眞	松江町 6-83	48-0009	脳外 整外 外 内 消内 皮	○	5床
医療法人鈴嘉会 SDC 鈴木糖尿病内科	鈴木 厚	東山町 3-72	42-5800	糖内 内		
杉浦医院	杉浦晴彦	音羽町 2-6	41-0019	内 消内 消化器内視鏡		
板倉医院	板倉尚子	浅間町 1-89	41-0900	小 内		
医療法人杉田会 にしばたクリニック	高原 理	札木町 2-74	42-2000	内 消内		
医療法人みどりの森 みどりの森クリニック	近藤浩晃	向陽町 1-41	43-3773	内 循内 消内 小 皮		
医療法人秀栄会 永井小児クリニック	永井 秀	栄町 2-69	41-0202	小		
平岩医院	平岩堅太郎	中山町 6-55	48-3434	内 循内 糖内 眼		
医療法人仁聖会 碧南クリニック	粟田聡子	植出町 1-28	48-5155	内		
医療法人 堀尾医院	堀尾 静	新川町 5-108	48-0633	外 内 肛外 皮		
医療法人従天会 山中従天医館	山中寛紀	東浦町 2-85	41-0707	内 胃腸・肝		
医療法人生成会 いくた整形外科	生田 譲	中山町 3-31	48-5655	整外 リハ		
オオノ眼科クリニック	楡 孝子	野田町 130	46-3733	眼		
医療法人 小林クリニック	小林 学	立山町 1-10	43-0388	内 小 呼内 外 整外 皮 リハ		
原田医院	原田 公	湖西町 1-50	46-3655	内 消内		
田中眼科	田中浩人	伏見町 3-21	43-5331	眼		
耳鼻咽喉科ふじうらクリニック	藤浦一喜	二本木町 2-50	43-4567	耳 アレ		
医療法人みどり もぎ内科クリニック	茂木仁志	中山町 1-25	46-6660	内 呼内		
わしづかクリニック	西中康人	旭町 4-32-1	45-2535	内 循内 アレ 小 リハ		
小町こどもクリニック	小町昭彦	三宅町 1-80	46-5885	小 アレ		

医療法人あおい皮フ科クリニック	三谷有史	白砂町 3-27	91-7201	皮 形外 アレ		
エンゼルこどもクリニック	山路和孝	沢渡町 92	45-2525	小 血内		
碧南整形外科	松本佳久	緑町 2-70	43-5800	整外 リハ リウ		
しんかわ耳鼻咽喉科クリニック	宮崎貴志	久沓町 4-64-1	42-8733	耳 アレ		
杉浦こどもクリニック	杉浦時雄	塩浜町 2-22	46-3300	小 アレ		
<p>内…内科 婦…婦人科 消…消化器科 産婦…産婦人科 リウ…リウマチ科 外…外科 精…精神科 循…循環器科 神内…神経内科 耳…耳鼻いんこう科 眼…眼科 胃…胃腸科 泌…泌尿器科 脳…脳神経外科 皮泌…皮膚泌尿器科 小…小児科 神…神経科 呼…呼吸器科 小外…小児外科 リハ…リハビリテーション科 皮…皮膚科 放…放射線科 肛…こう門科 アレ…アレルギー科 歯口…歯科口腔外科 麻…麻酔科 整…整形外科 形…形成外科 糖…糖尿病内科 肝…肝臓内科</p>						

(歯科)

診療所名	歯科医師名	住 所	電話
あさい歯科クリニック	浅井健太郎	荒子町2丁目37番地1	45-6882
あだち歯科クリニック	安達仁	松江町6丁目83番地2	43-3988
石川歯科医院	石川義人	新川町2丁目52番地	42-6996
エメラルドデンタルクリニック	高木加代子	鶴見町1丁目62番地1	91-8461
エルム歯科	佐々木俊典	金山町5丁目34番地	42-6480
エンゼル歯科	山路歩・榊原健	沢渡町94番地1	46-1012
岡田歯科	岡田徹	浅間町2丁目110番地	41-1074
おがわ歯科クリニック	小川譲	音羽町2丁目12番地	93-3160
小沢歯科医院	小沢誠	源氏町3丁目5番地	41-0273
篠田歯科	篠田了	箆田町4丁目77番地1	46-2894
かねます歯科	斉藤英延	源氏町5丁目18番地	41-0346
神谷歯科医院	神谷健史(健治)	田尻町2丁目17番地2	41-1215
衣浦歯科医院	鈴木健三	築山町3丁目78番地	48-0648
こうじま歯科	小林昭彦	鴻島町5丁目43番地	43-3877
小林歯科	小林正人	鷺林町4丁目89番地	46-8877
新須磨歯科医院	永坂澄輝	末広町3丁目47番地	42-5324
杉浦歯科医院	杉浦琢	吹上町4丁目54番地3	48-7976
すぎの木歯科クリニック	杉浦宏樹	羽根町1丁目77番地1	42-5088
すずらん歯科	水野博史(節也)	松本町77番地	41-9540
中央歯科	長田明	向陽町2丁目4番地	48-3600
鶴田歯科医院	鶴田明男	上 町2丁目4番地	48-3911
中根歯科医院	中根恒治(佑治)	東浦町4丁目61番地1	41-1278
なかまち歯科	神谷寛	中 町1丁目51番地	42-8868
林歯科医院	林直樹	照光町4丁目25番地1	48-7075
松江歯科	杉浦和明	松江町3丁目43番地	48-3400
ミシマ・矯正歯科	三島知彦	入船町3丁目57番地2	48-4181
碧歯科医院	中根逸朗	緑 町2丁目87番地	48-4343
みやち歯科	宮地秀憲	沢渡町198番地2	46-5222
盛田歯科医院	盛田裕樹(陽一郎)	石橋町3丁目107番地	42-8848
リコー歯科医院	永坂利行・直哉	栄 町4丁目82番地	42-8884
龍一歯科	杉浦龍一	道場山町2丁目30番地	42-6410
わしづか歯科	伊藤正幸	旭 町2丁目92番地	42-4433
しんかわ歯科	佐々木琢磨	鶴見町4丁目31番地	42-9363
ひろ歯科クリニック	福原広和	三度山町4丁目5番地1	41-8890

(接骨)

名称	代表者	住所	電話
長田接骨院	長田豊治	源氏町3-70	41-0549
村松接骨院	村松勝矢	築山町1-18	41-3528
杉浦接骨院	杉浦マリノ	新川町3-14	42-4796
山口接骨院	山口 晃	植出町5-1 杉浦ビル1階	48-2364
藤本接骨院	藤本安代	春日町3-76	46-5776
共生接骨院	角谷憲明	末広町3-13	41-6398
太田接骨院	太田 充	松本町59	48-6081
スミヤ接骨院	角谷竜彦	道場山町3-77	41-0388
みうら接骨院	三浦英樹	鶴見町4-82-1	48-5248
まつの接骨院	松野吉伸	白砂町2-35	48-5177
都築接骨院	都築真治	住吉町3-11	48-2322
宮地接骨院	宮地光春	中松町2-32	42-7117
さいとう接骨院	齋藤守彦	日進町2-3	48-7711
恒川接骨院	恒川秀紀	新川町3-14	42-9635
おかだ接骨院	岡田忠士	宮町7-80	46-9345
中央接骨院	水野恵介	向陽町3-30 リハ・ブルクローバー1階	48-3317
たむら鍼灸接骨院	田村 朗	池下町1-78	46-4181
あおい接骨院	鈴木健二	音羽町4-27	48-3009
絆接骨院		幸町6-35	42-3804

資料 9-2 災害拠点病院及びDMAT指定医療機関（西三河南部地域）

災害拠点病院名	所在地	電話番号	災害拠点病院の種類	DMAT指定医療機関	直近ヘリポート可能箇所	
					名称	距離(km)
岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町五所合3-1	0564-21-8111	中核	DMAT指定	病院敷地内	0.0
刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町5-15	0566-21-2450	中核	DMAT指定	双葉グラウンド	1.0
愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院	安城市安城町東広畔28	0566-75-2111	中核	DMAT指定	病院敷地内	0.0
西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原6	0563-56-3171	地域	DMAT指定	西尾市立看護専門学校グラウンド	0.2

(注) 災害拠点病院の種類について

- 1 「中核」は地域中核災害医療センターを表す。
- 2 「地域」は地域災害医療センターを表す。

資料 9-3 清掃施設（ごみ、し尿）

1 施設等

名称等		衣浦衛生組合	
所在地		広見町1-1-1	
電話		41-3479	
処理能力	ごみ	可燃ごみ	190t/日
		粗大ごみ	40t/5H
	し尿	110kl/日	

2 ゴミ収集車数

種別	ダンプカー	パワーショベル	クレーン車	パッカー車	軽トラック
台数	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>

3 し尿収集車数

所有者	3,700リットル	2,700リットル	1,800リットル	備考
東海保全(株)	1	1	3	TEL41-1970
碧南環境衛生(株)		5		TEL41-2318

資料 9-4 防疫用資機材

動力煙霧機	20台	動力噴霧機	2台	背負式噴霧器	2台
-------	-----	-------	----	--------	----

資料 10 ライフライン関係

資料 10-1 応急給水用資機材

名 称	仕 様	数 量	保管場所
緊急用貯水槽 (設置型)	貯水量8m ³ (ステンレス製)	1基	第2配水場
	貯水量16m ³ (鋼鉄製)	1基	第1配水場
緊急用給水タンク (車両積載型)	容量1m ³ (アルミ製)	1基	第2配水場
	容量2m ³ (アルミ製)	1基	第2配水場
	容量4m ³ (ステンレス製)	1基	第2配水場
配送用給水タンク	容量10リットル(ポリタンク)	934個	第1配水場(404個) 第2配水場(330個) 栗山防災倉庫(200個)
臨時 給水用水中ポンプ	ポンプ形式:RSG-400、呼び径50 出力:400W 標準吐出量:最大300L/分 全揚程10m	2台	第2配水場
臨時給水用発電機	形式:EG41T三相200V、単相15V 連続運転約5.2時間	1台	第2配水場
応急給水袋	容積6リットル(背負式)	12,525袋	第2配水場(12,000袋) 栗山防災倉庫(525袋)
臨時給水栓	蛇口4口	47個	第2配水場(22個) 栗山防災倉庫(25個)
残塩計	デジタル残塩計 比色残塩計	4台	第2配水場 デジタル残塩計(2台) 比色残塩計(1台) 水道課 比色残塩計(1台)
PH計	電極PH計	1台	第2配水場
濁度計	デジタル濁色度計	1台	第2配水場

資料 1 1 過去の災害状況

資料 1 1 - 1 災害の記録

1 過去の地震

年月日	地震名	規模(M)	震源	被害・適用
明治				
5. 3. 14	浜田地震	7. 1	島根西部（石見、浜田）	死者 552 家屋全壊 4,762 山くずれ 6,562
24. 10. 28	濃尾地震※	8. 0	岐阜、愛知	死者 7,880 家屋全壊 164,611 半壊 123,158 山くずれ 1万余 大断層（根尾谷）
27. 10. 22	庄内地震	7. 0	秋田、山形	死者 726 家屋全壊 3,858 死者 2,397 焼失 2,148
29. 6. 15	三陸地震津波	8. 5	三陸沖	死者 27,122 家屋流出全半壊 8,891 船 7,032（津波被害）
大正				
12. 9. 1	関東大震災	7. 9	関東南部	死者 99,331 行方不明 43,476 家屋全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128
14. 5. 23	但馬地震	6. 8	兵庫県北部（日本海側）	死者 428 家屋全壊 1,295 焼失 2,180
昭和				
2. 3. 7	北丹後地震	7. 3	京都、兵庫	死者 2,925 家屋全壊 12,584 焼失 3,711 断層（郷村）
5. 11. 26	北伊豆地震	7. 3	静岡東部（伊豆北部）	死者 272 家屋全壊 2,165 断層（加殿、原保）
8. 3. 3	三陸沖地震	8. 1	三陸沖	死者 3,008 家屋流出4,917 倒壊 2,364 浸水 4,329 船舶流出 7,303（津波被害）
18. 9. 10	鳥取地震	7. 2	鳥取	死者 1,083 家屋全壊 7,485 半壊 6,158 断層（鹿野、吉岡）
19. 12. 7	東南海地震※	7. 9	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀	死者 1,223 住家全壊 17,599 同半壊 36,520 非住家全壊 17,317 同半壊 24,473 流出 3,129 津波
20. 1. 13	三河地震※	6. 8	愛知南部	死者 2,306 住家全壊 7,221 同半壊 16,555 非住家全壊 9,187 同半壊 15,124 断層（深溝）
21. 12. 21	南海地震	8. 0	中部日本以西	死者 1,330 行方不明 102 家屋全壊 11,591 半壊 23,487 流出 1,451 浸水 33,093 焼失 2,598 船舶破損流出 2,991 津波
23. 6. 28	福井地震	7. 1	福井、石川、富山	死者 3,895 家屋倒壊 35,420 半壊 11,449 焼失 3,691 断層
24. 12. 26	今市地震	6. 4	栃木西北	死者 8 住家全壊 290 半壊 2,994 非住家全壊 583
27. 3. 4	十勝沖地震	8. 2	北海道南部 東北地方北部	死者 28 行方不明 5 家屋全壊 815 半壊 1,324 流出 9
35. 5. 23	チリ地震津波	8. 5	東北、北海道	死者 119 行方不明 20 家屋全壊 1,571 半壊 2,183 流出 1,259（津波被害）
39. 6. 16	新潟地震	7. 5	新潟、秋田 山形	死者 26 家屋全壊 1,960 半壊 6,610 浸水 15,297
40. 8. 3	松代群発地震	5. 4	長野県長野市松代周辺	1965 8.3～1969 12月末までに 有感地震 62,621 回負傷 15 家屋全壊 10 半壊 4 地すべり 64件
43. 2. 21	えびの地震	6. 1	宮崎、鹿児島	死者 3 負傷者 42 家屋全壊 368 半壊 636
43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7. 9	北海道南部 東北地方北部	死者 49 行方不明 3 負傷者 330 家屋全壊 673 半壊 3,004 津波
48. 6. 17	1973年6月17日根室半島沖地震	7. 4	根室半島南東沖	負傷者 26 家屋全壊 2 小津波あり、 波高は根室で約1.5m 浸水 275 船舶流出沈没 10
49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6. 9	伊豆半島沖	行方不明 29 負傷者 78 家屋全壊 46 半壊 125 御前崎に最大波高22cmの津波
50. 1. 23		6. 1	阿蘇山の北	外輪山内にある一の宮町手野地区に被害が集中し

				た。負傷 10 家屋全壊 16 半壊 7 道路損壊 11 山くずれ 14
50.4.21		6.4	大分県西部 九重山付近	負傷 19 家屋全壊 31 半壊 90 道路損壊 47 山くずれ 141 レクサイドホテルの一部崩壊
53.1.14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	伊豆半島	伊豆半島の河津町、東伊豆町、天城湯ヶ島町に被害は集中。死者 25 負傷者 205 全壊 96 半壊 616
53.6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	福島県・宮城県・宮城県沖	死者 27 負傷者 1,105 家屋全壊 581 半壊 5,180 道路損壊 813 小津波あり
57.3.21	1982年浦河沖地震	7.1	北海道浦河町西方沖	負傷者 167 家屋全壊 13 半壊 28 一部負傷 675
58.5.26	1983年日本海中部地震	7.7	青森、秋田県西方沖	死者 104 負傷者 324 家屋全壊 1,584 半壊 3,515 津波被害大
59.9.14	1984年長野県西部地震	6.8	長野県西部	死者 14 行方不明 15 負傷者 10 建物全壊 14 半壊 73 道路損壊 258 大規模な土砂崩壊流出
平成				
5.1.15	平成5年 釧路沖地震	7.5	釧路沖	死者 1 負傷者 928 建物や道路の被害あり
5.7.12	平成5年 北海道南西沖地震	7.8	北海道南西 沖奥尻島	死者 202 行方不明 29 負傷者 305 地震に加え津波による被害大 奥尻島南端の青苗地区は火災もあり壊滅状態、津波は青苗の市街地で10mを越えた所あり
6.10.4	平成6年 北海道東方沖地震	8.2	北海道東方沖	負傷者 437 家屋全壊 61 半壊 348 ライフライン特に水道施設に大きな被害
6.12.28	平成6年 三陸はるか沖地震	7.6	三陸はるか沖	死者 3 負傷者 788 家屋全壊 72 半壊 429 青森県八戸市を中心に水道、鉄道に大きな被害
7.1.17	平成7年 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大地震)	7.3	淡路島	死者 6,434 不明 3 負傷者 43,792 住家全壊 104,906、半壊144,274 道路、鉄道、港湾など各施設に甚大な被害。この地震は大都市の直下を襲ったものであり、戦後未曾有の被害。
16.10.23	平成16年 新潟県中越地震	6.8	新潟県中越地方	死者 46 負傷者 4,174 全壊住宅 2,827 半壊 12,746 地震により大規模な河道宅地の崩落が発生する地盤災害。
23.3.11	平成23年 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0 (モーメントマグニチュード)	三陸沖	死者 18,703 不明者 2,674 負傷者 6,220 全壊 126,574 半壊 272,302 一部破損 759,831 日本の観測史上最大の地震で、波高10mを超える大規模な津波が甚大な被害をもたらした。 埋立地では大規模な液状化現象が発生した。
28.4.16	平成28年 熊本地震	7.3	熊本県熊本地方	死者 251 負傷者 2,792 全壊住家 8,677 半壊住家 34,577 一部破損 162,373 火災 15 震度 7 を観測する地震が 2 回観測された初めての地震。
30.6.18	大阪市北部を震源とする地震	6.1	大阪府北部	死者 5 負傷者 361 全壊住家 14 半壊住家 327 一部損壊 44,166 最大震度6弱を大阪府大阪市北区・高槻市・枚方市・茨木市・箕面市の5市区で観測。
30.9.6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	胆振地方中東部	死者 41 負傷者 750 全壊住家 452 半壊住家 1,524 胆振地方中東部で震度7を観測。札幌市清田区では、大規模な液状化現象が発生した。

(理科年表による。)

※東北地方太平洋沖地震については、平成25年9月1日現在の消防庁資料による。

※熊本地震については、平成29年11月14日現在の消防庁資料による。

2 碧南市の災害の記録

20世紀に入ってからからの主な災害

日時	災害名	被害・摘要
1944. 12. 7 13時40分	東南海地震	震源は遠州灘の海底。震度7。 大浜、西端地区で被害が大きかった。大浜小学校の田を埋め立てて作った校庭から、10～30cmの高さに水が吹き上がる現象が確認された。昼間であったため被害は少なかった。
1945. 1. 13 3時40分	三河地震	震源は三河湾（渥美湾）中央部で、深さ20km、震動が上下動と水平動の併合震であったため被害も多く出た。 大浜、西端地区で被害が大であった。 なお、44、45年の地震で前浜新田の地盤は、45cmあまり沈下し、樋門からの自然排水はできなくなった。
1948. 9. 25	13号台風	高潮のため、各海岸、蜷川、堀川の堤防が決壊する。
1951. 10. 15	ルース台風	堀川の堤防が決壊し、下山一帯が浸水する。
1952. 6月～7月		大雨災害により、伏見屋、平七新田、油ヶ渕一帯が浸水する。
1953. 9. 24 ～9. 25	13号台風	この時は、台風と大潮の満潮時が重なった上に夜間であったために、特に被害が大きかった。 なお、台風が中心が知多半島から三河山間部を横断したため、この地方の被害は甚大であった。 蜷川、堀川の各堤防及び海岸堤防の崩決壊により、前浜、伏見屋、平七の各新田及び大浜下山一帯、油ヶ渕沿岸一帯の浸冠水により農作物が全滅、家屋の倒壊、流出も多かった。
1959. 9. 26	伊勢湾台風 (台風15号)	風速60以上の強風で、当地を襲った台風では最大なものとなった。高潮により碧南干拓の被害は、特に大きく、全滅に等しかった。
1990. 9. 19 ～9. 20	台風19号	和歌山県白浜町の南に上陸し、その後愛知県を通過し、暴風雨となった。床下浸水26田冠水 315ha畑冠水363ha被害総額750,519千円
1991. 9. 18 ～9. 19	台風18号	本州南岸の秋雨前線を刺激したため、太平洋岸各地では記録的な大雨となった。床上浸水25床下浸水320道路損壊2田冠水100ha畑冠水293ha被害総額371,544千円
1999. 6. 29 ～6. 30	梅雨前線	梅雨前線の活発化により、西三河地方にも大雨の被害をもたらした。碧南市では、総雨量が239.5mm、1時間当たりの最大降雨量61.5mmを記録した。床上浸水5棟、床下浸水96棟
2000. 9. 11 ～9. 12	東海豪雨	本州上の停滞前線に台風14号の影響で暖かく湿った空気が流れこみ、愛知県各地で大きな被害がでた。碧南市の総雨量362mm、床上浸水11棟、床下浸水175棟
2013. 8. 5 ～8. 6	集中豪雨	本州の南から流れ込んだ湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定となり、愛知県では、局地的に雷を伴った猛烈な雨が降った。碧南市では総雨量139mm、1時間当たりの最大降雨量は105mmを記録した。床上浸水5棟、床下浸水50棟

資料 1 2 条例・災害協定等

資料 1 2 - 1 碧南市防災会議条例

〔平成元年12月26日〕
〔条例第45号〕

改正 平成15年3月27日 条例第3号

碧南市防災会議条例（昭和38年碧南市条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、碧南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

（組織）

第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内で組織する。

2 会長は、市長とする。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 衣浦東部広域連合の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 連絡委員のうちから市長が任命する者
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員から市長が任命する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (10) その他特に市長が必要と認め任命する者

4 前項第1号から第6号まで及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。

2 防災会議に副会長1人を置き、会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 防災会議は、会長が招集する。

2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか防災会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第1号）

1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による第3条、第4条、第8条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の第7条における第5条の次に次の1条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

碧南市災害対策本部条例（昭和 3 8 年碧南市条例第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 7 項の規定に基づき、碧南市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか本部の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

〔平成14年6月28日〕
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、碧南市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、従事する職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 愛知県警察の警察官

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

(3) 教育長

(4) 碧南市庁内連絡会議規程(平成4年碧南市訓令第6号)第2条第2号から第6号までに規定する職員

(5) その他市長が特に必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(碧南市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 碧南市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成元年碧南市条例第60号)の一部を次のように改正する。

資料 1 2 - 4 災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

1 碧南市における災害救助法適用基準

災害救助法は、災害の程度がその市町村の区域内の人口に応じ、政令で定める基準に達したときに適用される。

本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 市内の被害状況（全壊・全焼・流失等による住家の滅失した世帯）が、80世帯以上に達したとき。
- (2) 市内の被害世帯数は、(1)の基準に達しないが、愛知県下の被害世帯が2,500世帯以上で、市内の被害世帯が40世帯以上に達したとき。
- (3) 愛知県下の被害世帯が12,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数であるとき。
（この場合の「多数」は確定数で定めておらず、各市町村の救護活動に任せられない程度の被害か否かによって判断されるべき数である。）
- (4) 被害世帯数が(1)、(2)及び(3)に達しないが、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、次のような換算を行う。

全壊＋全焼＋流失＋（半壊＋半焼）×1／2＋（床上浸水等）×1／3

2 災害救助法施行細則（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、速やかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第九条の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

（物資の保管等に関する公用令書等）

第6条 規則第一条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

（受領書）

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

（強制物件台帳）

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

（受領調書）

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

- 2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第27条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第14条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第14条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

別表第1(第5条関係)

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額		
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>1 避難所に、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所を設置するため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり 320円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季(10月から3月まで)の場合 別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することがある。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することがある。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附带工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,621,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</p>
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,080円以内とする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。</p>
	飲料水の供給	<p>飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることがで</p>	<p>飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の</p>	<p>飲料水の供給を実施</p>

		きない者に対して行うものとする。	借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	する期間は、災害発生の日から7日以内とする。																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季 (4月から 9月まで)</th> <th>冬季 (10月から 3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,300円</td> <td>30,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>23,500円</td> <td>39,200円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>34,600円</td> <td>54,600円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>41,500円</td> <td>63,800円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>52,600円</td> <td>80,300円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>52,600円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に7,700円を 加算した額</td> <td>80,300円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に11,000円を 加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季 (4月から 9月まで)</th> <th>冬季 (10月から 3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,000円</td> <td>9,700円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,000円</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,000円</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,600円</td> <td>21,200円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,500円</td> <td>26,800円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>18,500円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に2,600円を 加算した額</td> <td>26,800円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に3,500円を 加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏季 (4月から 9月まで)	冬季 (10月から 3月まで)	1人世帯	18,300円	30,200円	2人世帯	23,500円	39,200円	3人世帯	34,600円	54,600円	4人世帯	41,500円	63,800円	5人世帯	52,600円	80,300円	6人世帯 以上	52,600円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に7,700円を 加算した額	80,300円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に11,000円を 加算した額	季別 世帯区分	夏季 (4月から 9月まで)	冬季 (10月から 3月まで)	1人世帯	6,000円	9,700円	2人世帯	8,000円	12,600円	3人世帯	12,000円	17,900円	4人世帯	14,600円	21,200円	5人世帯	18,500円	26,800円	6人世帯 以上	18,500円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に2,600円を 加算した額	26,800円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に3,500円を 加算した額	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
季別 世帯区分	夏季 (4月から 9月まで)	冬季 (10月から 3月まで)																																											
1人世帯	18,300円	30,200円																																											
2人世帯	23,500円	39,200円																																											
3人世帯	34,600円	54,600円																																											
4人世帯	41,500円	63,800円																																											
5人世帯	52,600円	80,300円																																											
6人世帯 以上	52,600円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に7,700円を 加算した額	80,300円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に11,000円を 加算した額																																											
季別 世帯区分	夏季 (4月から 9月まで)	冬季 (10月から 3月まで)																																											
1人世帯	6,000円	9,700円																																											
2人世帯	8,000円	12,600円																																											
3人世帯	12,000円	17,900円																																											
4人世帯	14,600円	21,200円																																											
5人世帯	18,500円	26,800円																																											
6人世帯 以上	18,500円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に2,600円を 加算した額	26,800円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に3,500円を 加算した額																																											
			(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額																																										
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>																																									

	<p>定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>		
助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害者の救出	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>被災した住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり567,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件（1世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間 2年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p> <p>(3) 担保 連帯保証人1人</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
学用品の給与	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日</p>

	<p>たい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書(小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを用い、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>	<p>教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童1人当たり 4,200円</p> <p>中学校生徒1人当たり 4,500円</p> <p>高等学校等生徒1人当たり 4,900円</p>	<p>から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。)又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり 208,700円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり 167,000円</p>	<p>埋葬は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p>	<p>死体の処理は、災害</p>

	<p>に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p>	<p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり3,400円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり5,300円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	<p>発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
障害物の除去	<p>障害物の除去は、災害によつて土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。</p>	<p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合</p> <p>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合</p> <p>(3) 飲料水の供給の場合</p> <p>(4) 医療及び助産の場合</p> <p>(5) 災害にかかった者の救出の場合</p> <p>(6) 死体の捜索の場合</p> <p>(7) 死体の処理の場合</p>	<p>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</p>

別表第2(第15条関係)

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第3(第19条関係)

対象者	扶助金の支給基礎額
<p>法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,200円とする。 2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(協力者に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額

資料 1 2 - 5 西三河地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 9 条に規定する消防の相互応援に関し、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町の西三河地区市町並びに、尾三消防組合、幡豆郡消防組合及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町等」という。）は、火災その他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため相互に応援することを協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務及び救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合、協定市町等が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援を行う場合）

第 2 条 協定市町等は、その区域内において消防業務等が発生した場合は相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第 3 条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 消防業務の場合 普通応援及び特別応援

(2) 救急業務の場合 特別応援

2 普通応援は、協定市町等の区域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認めた場合に自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援は、協定市町等の区域内において、特殊的防ぎよを必要とする災害が発生した場合又は当該災害により事故が発生した場合に受援市町長、広域連合長及び消防組合管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援をいう。

4 前 2 項の規定による出動の範囲は、関係市町等が協議のうえ別に定める。

（応援力）

第 4 条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の所属する市町等が所有する全消防力の 4 分の 1 以内とする。

2 関係市町等は、消防業務の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、全消防力の 3 分の 1 まで応援することができる。

3 第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特別応援は、原則として応援隊の所属する市町等において支障を生じない限度で行うものとする。

（応援の方法）

第 5 条 第 2 条の規定による応援の円滑を期するため、協定市町等は、それぞれ別に定める連絡担当部を設置するものとする。

2 協定市町等は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等により連絡担当部を通じ関係市町等に要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

(2) 必要とする人員、車両及び資機材等

(3) 集結場所及び連絡担当者

(4) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第 6 条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第 7 条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（費用の負担）

第 8 条 応援に要する費用の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 特別応援の場合

ア 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は、応援隊の属する市町等の負担とする。

イ 機械器具の大破損の修理、消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関す

る費用は、その都度関係市町等において協議して定めるものとする。

(協定外の費用)

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合及び費用負担について疑義を生じた事項については、関係市町等において協議決定する。

(資料の交換)

第10条 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。ただし、当該消防力に変動が生じた際は、その都度通知するものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第11条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

ただし、新たな名称の市町等ができた場合はこの限りではない。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定は、昭和43年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和51年9月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年4月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し、記名捺印のうえ、協定市町等各1通を保管する。

平成19年4月1日

岡崎市 市長	柴田 紘一
碧南市 市長	永島 卓
刈谷市 市長	榎並 邦夫
豊田市 市長	鈴木 公平
安城市 市長	神谷 学
西尾市 市長	中村 晃毅
知立市 市長	本多 正幸
高浜市 市長	森 貞述
幡豆郡一色町長	都築 讓
同 吉良町長	山本 一義
同 幡豆町長	渡辺 靖
額田郡幸田町長	近藤 徳光
同 額田町長	鈴木 啓允
西加茂郡三好町長	久野 知英
尾三消防組合管理者	久野 知英
幡豆郡消防組合管理者	都築 讓
衣浦東部広域連合長	永島 卓

資料 1 2 - 6 水道災害相互応援に関する覚書

(趣 旨)

第 1 条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。（災害救助法等との関係）

第 2 条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第 3 条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第 4 条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第 1 号及び第 2 号の作業の期間は、原則として 7 日以内とする。

(要請の方法)

第 5 条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第 6 条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援(災害救助)である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第 7 条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 第 4 条各号に規定する応援に関する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第 1 号に要する費用については、応援期間が 2 日以内の場合、又は特別の事情

がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中(応援のための往復途中を除く。)に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表(別表第1)10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑 則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適 用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和53年3月29日

日本水道協会愛知県支部長
名古屋市水道事業管理者水道局長
尾張旭市長
日本住宅公団中部支社長
常滑市長
大府市長
愛知三島水道企業団企業長
東浦町長
美浜町長
一宮市水道事業管理者
津島市長
江南市長
小牧市長
春日村長
木曾川町長
美和町長
佐織町長
稲沢中島水道企業団企業長
海部南郡水道企業団企業長
岡崎市長
刈谷市長
安城市長
高浜市長
幸田町長
藤岡町長
足助町長
旭町長

愛知県公営企業管理者水道局長
瀬戸市長
愛知中部水道企業団企業長
半田市長
東海市長
知多市長
阿久比町長
南知多町長
武豊町長
春日井市長
犬山市長
尾西市長
岩倉市長
清州町長
七宝町長
蟹江町長
八開村長
西春日井郡東部水道企業団企業長
尾張北部水道企業団企業長
碧南市長
豊田市長
知立市長
西三河南部水道企業団企業長
額田町長
小原村長
下山村長
稲武町長

豊橋市水道事業管理者水道局長
蒲郡市長
音羽町長
小坂井町長
田原町長
渥美町長
東栄町長
富山村長
鳳来町長

豊川市長
新城宮津町長
一御赤設豊津作
市市長
根町長
羽楽根具手
村長
根町長
村長
村長
村長

立会人
愛知県衛生部長

資料 1 2 - 7 し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書

(三河、知多清掃施設連絡協議会)

(目的)

第 1 条 この協定は、三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体（以下「団体」という。）がそれぞれのし尿及びごみ処理施設（以下「施設」という。）が災害及び事故等により、施設に重大な支障が生じたとき、構成団体相互で相互援助活動を行うことによって円滑なし尿及びごみ処理を図りもって、住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第 2 条 相互援助は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になり、依頼団体と被団体との合意が整ったときに限るものとする。

(相互援助義務)

第 3 条 団体は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になった場合には被団体に援助を求めることができる。

2 援助を求められた被団体は、速やかに可能な限り援助に努めるものとする。

3 相互援助を求める団体は、別表のとおりとする。

(処理依頼の方法)

第 4 条 援助を依頼する場合は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 援助依頼者の名称

(2) 援助依頼の理由

(3) 援助依頼 し尿の種類及びごみの種類、1 日当たりの搬入量、処理依頼期間

(4) し尿及びごみ搬入責任者名と連絡先

(5) その他必要事項

(搬入条件の遵守)

第 5 条 援助依頼者は、受託者の搬入条件を遵守しなければならない。

2 搬入条件に違反した場合は、第 3 条の規定にかかわらず、受託を拒むことができる。

(管理)

第 6 条 援助依頼者は、受託者管理施設内で、受託者の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 し尿及びごみ処理に伴う経費の負担は、援助依頼者と受託者との協議によるものとする。

(協議)

第 8 条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 2 年 3 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため関係者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 年 2 月 2 3 日

中部知多衛生組合管理者
東部知多衛生組合管理者
衣浦衛生組合管理者
西尾市外三町衛生組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者
蒲郡市幸田町衛生組合管理者
逢妻衛生処理組合管理者
知多南部衛生組合管理者
刈谷知立環境組合管理者
西知多厚生組合管理者
豊田加茂広城市町村圏事務処理組合管理者
岡崎市長
刈谷市長
半田市長
東海市長
知多市長
豊田市長

平成 7 年 1 1 月 1 5 日

安城市長

資料 1 2 - 8 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第 2 条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第 3 条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

（県の役割）

第 4 条 県は、第 3 条第 5 項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第 6 条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第 7 条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成 26 年 1 月 1 日から効力を生ずるものとする。

平成 8 年 3 月 1 2 日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事	大村	秀章	常滑市長	片岡	憲彦
愛知県流域下水道管理者			常滑市公共下水道管理者		
愛知県知事	大村	秀章	常滑市長	片岡	憲彦
名古屋市長	河村	たかし	江南市長	堀	元
名古屋水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者			江南市公共下水道管理者		
	小林	寛司	江南市長	堀	元
豊橋市長	佐原	光一	小牧市長	山下	史守朗
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者			小牧市公共下水道管理者		
	石黒	拓夫	小牧市長	山下	史守朗
岡崎市長	内田	康宏	稲沢市長	大野	紀明
岡崎市公共下水道管理者			稲沢市公共下水道管理者		
岡崎市長	内田	康宏	稲沢市長	大野	紀明
一宮市長	谷	一夫	新城市市長	穂積	亮次
一宮市水道事業等管理者			新城市公共下水道管理者		
	飯田	正明	新城市市長	穂積	亮次
瀬戸市長	増岡	錦也	東海市長	鈴木	淳雄
瀬戸市公共下水道管理者			東海市公共下水道管理者		
瀬戸市長	増岡	錦也	東海市長	鈴木	淳雄
半田市長	榊原	純夫	大府市長	久野	孝保
半田市公共下水道管理者			大府市公共下水道管理者		
半田市長	榊原	純夫	大府市長	久野	孝保
春日井市長	伊藤	太	知多市長	宮島	壽男
春日井市公共下水道管理者			知多市公共下水道管理者		
春日井市長	伊藤	太	知多市長	宮島	壽男
豊川市長	山脇	実	知立市長	林	郁夫
豊川市公共下水道管理者			知立市公共下水道管理者		
豊川市長	山脇	実	知立市長	林	郁夫
津島市長	伊藤	文郎	尾張旭市長	水野	義則
津島市下水道事業			尾張旭市公共下水道管理者		
津島市長	伊藤	文郎	尾張旭市長	水野	義則
碧南市長	禰亘田	政信	高浜市長	吉岡	初浩
碧南市公共下水道管理者			高浜市公共下水道管理者		
碧南市長	禰亘田	政信	高浜市長	吉岡	初浩
刈谷市長	竹中	良則	岩倉市長	片岡	恵一
刈谷市公共下水道管理者			岩倉市公共下水道管理者		
刈谷市長	竹中	良則	岩倉市長	片岡	恵一
豊田市長	太田	稔彦	豊明市長	石川	英明
豊田市事業管理者			豊明市公共下水道管理者		
	横地	清明	豊明市長	石川	英明
安城市市長	神谷	学	日進市長	萩野	幸三
安城市公共下水道管理者			日進市公共下水道管理者		
安城市市長	神谷	学	日進市長	萩野	幸三
西尾市長	榊原	康正	田原市長	鈴木	克幸
西尾市公共下水道管理者			田原市公共下水道管理者		
西尾市長	榊原	康正	田原市長	鈴木	克幸
蒲郡市長	稲葉	正吉	愛西市長	日永	貴章
蒲郡市公共下水道管理者			愛西市公共下水道管理者		
蒲郡市長	稲葉	正吉	愛西市長	日永	貴章
犬山市市長	田中	志典	清須市長	加藤	静治
犬山市公共下水道管理者			清須市公共下水道管理者		
犬山市市長	田中	志典	清須市長	加藤	静治

北名古屋市長	長 瀬	保	東部知多衛生組合管理者		
北名古屋市公共下水道管理者			大府市長	久 野	孝 保
北名古屋市長	長 瀬	保	衣浦衛生組合管理者		
弥富市長	服 部	彰 文	高浜市長	吉 岡	初 浩
弥富市公共下水道管理者			常滑武豊衛生組合管理者		
弥富市長	服 部	彰 文	武豊町長	靱 山	芳 輝
みよし市長	小野田	賢 治	蒲郡市幸田町衛生組合管理者		
みよし市公共下水道管理者			蒲郡市長	稲 葉	正 吉
みよし市長	小野田	賢 治	逢妻衛生処理組合管理者		
あま市長	村 上	浩 司	豊田市長	太 田	稔 彦
あま市公共下水道管理者			西知多医療厚生組合管理者		
あま市長	村 上	浩 司	東海市長	鈴 木	淳 雄
長久手市長	吉 田	一 平	尾張東部衛生組合管理者		
長久手市公共下水道管理者			瀬戸市長	増 岡	錦 也
長久手市	吉 田	一 平	海部地区環境事務組合管理者		
東郷町長	川 瀬	雅 喜	蟹江町長	横 江	淳 一
東郷町公共下水道管理者			小牧岩倉衛生組合管理者		
東郷町長	川 瀬	雅 喜	小牧市長	山 下	史守朗
豊山町長	鈴 木	幸 育	知多南部衛生組合管理者		
豊山町公共下水道管理者			南知多町長	石 黒	和 彦
豊山町長	鈴 木	幸 育	尾張旭市長久手市衛生組合管理者		
大口町長	鈴 木	雅 博	尾張旭市長	水 野	義 則
大口町公共下水道管理者			刈谷知立環境組合管理者		
大口町長	鈴 木	雅 博	刈谷市長	竹 中	良 則
扶桑町長	江 戸	滿	江南丹羽環境管理組合管理者		
扶桑町公共下水道管理者			江南市長	堀	元
扶桑町長	江 戸	滿	北設広域事務組合管理者		
大治町長	村 上	昌 生	設楽町長	横 山	光 明
大治町公共下水道管理者			北名古屋衛生組合管理者		
大治町長	村 上	昌 生	北名古屋市長	長 瀬	保
蟹江町長	横 江	淳 一	尾三衛生組合管理者		
蟹江町公共下水道管理者			東郷町長	川 瀬	雅 喜
蟹江町長	横 江	淳 一	日東衛生組合管理者		
飛島村長	久 野	時 男	日進市長	萩 野	幸 三
阿久比町長	竹 内	啓 二	五条広域事務組合管理者		
阿久比町公共下水道管理者			あま市長	村 上	浩 司
阿久比町長	竹 内	啓 二	知多南部広域環境組合管理者		
東浦町長	神 谷	明 彦	半田市長	榊 原	純 夫
東浦町公共下水道管理者					
東浦町長	神 谷	明 彦			
南知多町長	石 黒	和 彦			
美浜町長	山 下	治 夫			
武豊町長	靱 山	芳 輝			
武豊町公共下水道管理者					
武豊町長	靱 山	芳 輝			
幸田町長	大須賀	一 誠			
幸田町公共下水道管理者					
幸田町長	大須賀	一 誠			
設楽町長	横 山	光 明			
東栄町長	尾 林	克 時			
東栄町公共下水道管理者					
東栄町長	尾 林	克 時			
豊根村長	伊 藤	実			
愛北広域事務組合管理者					
岩倉市長	片 岡	恵 一			
中部知多衛生組合管理者					
常滑市長	片 岡	憲 彦			

資料12-9 災害発生時における碧南市と碧南市内郵便局の協力に関する協定（市対日本郵便）

愛知県碧南市(以下「甲」という。)と碧南市内郵便局(以下「乙」という。)は、碧南市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、碧南市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項

(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 碧南市 防災担当課長

乙 日本郵便株式会社 碧南郵便局総務部課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年8月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

附則

平成10年1月16日付けで碧南市と碧南郵便局とが締結した「災害支援協力に関する覚書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 住所 碧南市松本町28番地

代表 碧南市長 禰 亘 田 政 信 印

乙 住所 碧南市栄町1丁目28番地

碧南市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 碧南郵便局長 松永 隆一 印

資料 12-10 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、協定市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次の事項を明かにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷者若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、該当情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行なおうとする市の負担とする。

（連絡担当局）

第8条 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づき応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定以外の災害時等における応援協定が適用された場合は、当該応援協定の定めるところによる。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年 1月17日から施行する。

この協定を証するため、本協定書 5 通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 12 年 1 月 17 日

碧南市

碧南市長 永 島 卓

刈谷市

刈谷市長 榎 並 邦 夫

安城市

安城市長 杉 浦 正 行

知立市

知立市長 永 田 太 三

高浜市

高浜市長 森 貞 述

資料 1 2 - 1 1 大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定（市対碧南高浜石油業協同組合）

（趣 旨）

第 1 条 碧南市（以下「甲」という。）と碧南高浜石油業協同組合（以下「乙」という。）は、広域的大規模災害時において、甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とする乙の碧南市内の組合員が所有する応急措置資器材の提供及び甲が実施する災害応急活動に供する燃料の優先供給（以下「応急措置資器材の提供等」という。）について、その円滑な運用を期するため協定を締結するものとする。

2 前項において「燃料」とは、災害活動に供する自動車用燃料、避難所・ポンプ場等の防災施設にかかる燃料、その他防災に必要な燃料等（以下「自動車用燃料等」という。）をいう。

（要 請）

第 2 条 甲は、広域的大規模災害時において応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにして応急措置資器材の提供等について要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 必要な応急措置資器材及び自動車用燃料等の種類、数量等
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲乙双方の協議の上必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応急措置資器材の提供等）

第 3 条 乙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急措置資器材の提供等を甲に対して行うものとする。

2 乙は応急措置資器材の提供等を行った場合は、甲に対して前条第 1 項第 2 号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

（補 償）

第 4 条 提供された応急措置資器材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（事業所台帳）

第 5 条 乙は、この協議に基づき応急措置資器材の提供等を行う給油所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急措置資器材及び自動車用燃料等の最大貯蔵数量を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

（実施細目）

第 6 条 この協定の実施について必要な事項は、甲の消防長と乙の長が協議して定める。

（協 議）

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定する。

附 則

この協定は平成 1 3 年 8 月 2 3 日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、この協議書 2 部を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 部を保管する。

平成 1 3 年 8 月 2 3 日

甲 碧南市長

乙 碧南高浜石油業協同組合理事長

碧南高浜石油業協同組合 碧南市内組合員

名称	所在地	電話	ファックス
<u>旭オイル(株) トップス碧南</u>	<u>碧南市鷺林町1-18</u>	<u>41-7137</u>	<u>48-4139</u>
<u>旭オイル(株) トップス中央</u>	<u>碧南市末広町3-68</u>	<u>48-2468</u>	<u>48-0720</u>
<u>旭石油店</u>	<u>碧南市伏見町2-18</u>	<u>41-1012</u>	<u>41-2711</u>
<u>油順商店</u>	<u>碧南市石橋町2-1</u>	<u>48-2552</u>	<u>48-2553</u>
<u>(資)一星商店</u>	<u>碧南市新川町6-5</u>	<u>41-1120</u>	<u>41-4633</u>
<u>(資)一星商店 北新川給油所</u>	<u>碧南市西山町5-58</u>	<u>41-4604</u>	無し
<u>大浜燃料(株)</u>	<u>碧南市港本町4-21</u>	<u>41-2666</u>	<u>42-8180</u>
<u>新美石油(株)</u>	<u>碧南市野田町121</u>	<u>41-2553</u>	<u>48-5571</u>
<u>(有)斎藤石油</u>	<u>碧南市川端町1-45</u>	<u>42-3456</u>	<u>42-3197</u>
<u>(株)杉浦林産</u>	<u>碧南市棚尾本町5-10</u>	<u>41-2906</u>	<u>41-5208</u>
<u>三河品川燃料(株)</u>	<u>碧南市浅間町5-39</u>	<u>48-2525</u>	<u>42-5589</u>
<u>(株)浜安</u>	<u>碧南市鷺塚町1-112</u>	<u>41-1494</u>	<u>41-1392</u>
<u>碧南オイルセンター(株)</u>	<u>碧南市宮後町4-19</u>	<u>41-0753</u>	<u>41-1738</u>
<u>(有)碧南石油</u>	<u>碧南市善明町3-101</u>	<u>41-3939</u>	<u>43-0480</u>
<u>(有)まるこ油店</u>	<u>碧南市六軒町3-73</u>	<u>41-1652</u>	<u>48-5654</u>
<u>ミササ石油(株)</u>	<u>碧南市吹上町4-21</u>	<u>48-1380</u>	<u>48-1122</u>
<u>三島石油</u>	<u>碧南市伊勢町1-56</u>	<u>41-1402</u>	<u>41-1402</u>
<u>山宗石油(株)</u>	<u>碧南市山神町3-84</u>	<u>41-0150</u>	<u>41-5491</u>
<u>(株)元久商店</u>	<u>碧南市道場山町3-24</u>	<u>41-2531</u>	<u>42-8355</u>
<u>山形屋商店</u>	<u>碧南市湖西町1-2</u>	<u>48-1230</u>	<u>48-3296</u>
<u>(株)吉浜石油碧南給油所</u>	<u>碧南市善明町1-9</u>	<u>41-5156</u>	<u>41-5187</u>
<u>(株)吉浜石油碧南第二給油所</u>	<u>碧南市久沓町4-110-1</u>	<u>42-0756</u>	<u>42-0618</u>

資料 1 2 - 1 2 愛知県防災行政無線局に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と碧南市（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害に際し、災害対策活動に必要な情報の収集、伝達及び一般行政事務に関し円滑な連絡を図るための愛知県防災行政用無線の端末機関（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、次のとおり協定する。なお、平成14年12月1日付けで甲及び乙との間で締結した「協定書」は廃止する。

（開設場所）

第1条 甲は、乙の区域内の次の場所に無線局を開設するものとする。

住所 碧南市松本町28

（無線局の管理運用）

第2条 乙は、愛知県防災行政用無線局運用規程（昭和49年愛知県訓令第14号。以下「運用規程」という。）及び愛知県防災行政用無線局運営要綱の規程の例により第1条に掲げる無線局の運用及び管理を行うものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ管理する無線設備に係る日常の保守及び定期点検を行うものとする。

3 甲は、甲の管理する無線設備を点検等により停止するとき又は当該無線設備に異常を認めるときは乙に通知するものとする。

4 乙は、前項と同様と同様の場合、甲に通知するものとする。

（無線管理者等の指名）

第3条 乙は、運営規程第7条及び第8条の規定の例により無線管理者、運用主任者及び通信担当者（以下「無線管理者」という。）を乙の職員の中から指名するものとする。

2 乙は、前項の規定により無線管理者を指名したときは、甲に通知するものとする。

（電波法に基づく事務手続）

第4条 第1条に掲げる無線局の変更に係る電波法（昭和25年法律第131号）に基づく申請は、乙が申請書類を作成し、甲に提出するものとする。いれに係る費用は、乙が負担するものとする。

（無線設備の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により甲と協議をするものとする。

2 甲は、第1条に掲げる無線局に対向する無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月までに文書により乙と協議をするものとする。

3 前2項に規定する無線設備を設置する場所の変更に係る費用（対向する無線局に係る無線設備の調整に係る費用を含む。）は、すべて原因者が負担するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲及び乙は、それぞれ管理する無線局の運用及び管理に係る電気料、電話料、消耗品類の購入費その他運用に伴う通常経費を負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成15年4月1日

甲 愛知県
愛知県知事 神 田 真 秋

乙 碧南市
碧南市長 永 島 卓

資料 1 2 - 1 3 災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）

碧南市（以下「甲」という。）と、衣浦東部広域連合（以下「乙」という。）とは、職員の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、碧南市地域防災計画に基づき、災害対策本部、水防本部、地震災害警戒本部並びに地震災害警戒本部準備体制（以下「災害対策本部等」という。）が設置された場合の衣浦東部広域連合職員を派遣することに関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣）

第 2 条 乙は、甲に対して、碧南市地域防災計画に定める災害対策本部等の消防部の業務を行うための職員を派遣する。

（従事業務）

第 3 条 派遣職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項の規定により設置される碧南市災害対策本部の消防部の業務
- (2) 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 2 5 条に規定する水防計画に基づき設置される碧南市水防本部の消防部の業務
- (3) 大規模地震対策特別措置法（昭和 5 6 年法律第 7 3 号）第 1 6 条の規定により設置される碧南市地震災害警戒本部及び碧南市地震災害警戒本部準備体制の消防部の業務

（派遣要請）

第 4 条 派遣を要請する甲は、災害対策本部等の設置を決定した場合は、速やかに乙に対して、要請するものとする。

（派遣期間）

第 5 条 職員の派遣期間は、甲が碧南市災害対策本部等を設置したときから廃止するまでの間。

（派遣職員の身分）

第 6 条 派遣職員は、乙及び甲の職員の身分を併せ有するものとする。

（分限及び懲戒）

第 7 条 派遣職員に対する分限及び懲戒は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（給与、旅費等）

第 8 条 派遣職員の給料、職員手当及び旅費等は、乙が負担するものとする。

（公務災害補償）

第 9 条 派遣職員の公務災害補償は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第 1 1 条 この協定の有効期間は、協定の日から 1 年とする。ただし、この協定の有効期間満了の前 1 月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 1 5 年 4 月 1 日

甲 碧南市長 永 島 卓

乙 衣浦東部広域連合長 永 田 太 三

資料12-14 災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）

碧南市（以下「甲」という。）と一般社団法人碧南市医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

3 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

4 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととする。

（医療救護）

第2条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護の実施要請を待つことができない場合は、自ら

医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。

2 医療救護は、医療救護班により実施することを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して医療救護を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する診察（トリアージを含む）と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の要否及び転送順位の決定

※後方医療機関とは、災害医療の中心となる市内・外の医療機関をいう。

(3) 死亡の確認及び検案

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護に必要な医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 医療救護を実施した場合において、医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲及び乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用 実費の額

(3) 後送医療施設及び臨時救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び臨時救護所の施設又は設備等を損傷した場合には、それらの原状回復に要する費用実費の額

（扶助金）

第8条 甲は、医療救護班の構成員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（医事紛争の措置）

第9条 医療救護において、医療救護班の構成員と傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(費用等の請求)

第10条 乙は、第7条の費用及び第8条の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成26年4月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
代表者 碧南市長 禰亘田 政信 印

乙 碧南市天王町1丁目70番地
一般社団法人 碧南市医師会
会長 杉浦 勇人 印

資料12-15 災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）

碧南市（以下「甲」という。）と碧南歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、碧南市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師、歯科衛生士等で編成する歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

4 歯科医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととする。

（歯科医療救護）

第3条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による歯科医療救護の実施要請を待つことができない場合は、自ら歯科医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処理に関して甲の指示を受けるものとする。

2 歯科医療救護は、歯科医療救護班により実施することを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して歯科医療救護を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する診断と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の要否及び転送順位の決定

※後方医療機関とは、災害医療の中心となる市内・外の医療機関をいう。

(3) 遺体の検案

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護に必要な医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 歯科医療救護を実施した場合において、歯科医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による歯科医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 歯科医療救護班が調達した医薬品等の費用実費の額

(3) 後送医療施設及び臨時救護所において行った歯科医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び臨時救護所の施設又は設備等を損傷した場合には、それらの原状回復に要する費用実費の額

（扶助金）

第8条 甲は、歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（医療紛争の措置）

第9条 歯科医療救護において、歯科医療救護班の構成員と傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（費用等の請求）

第10条 乙は、第7条の費用及び第8条の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成17年8月3日から平成18年8月2日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成17年8月3日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
代表者 碧南市長 永島 卓 印

乙 碧南市築山町3丁目78番地
碧南歯科医師会
会長 鈴木 健三 印

資料 1 2 - 1 6 災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）

碧南市（以下「甲」という。）と碧南市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医薬品及び医療関係物品（以下「物資」という。）の供給並びに薬剤師の派遣協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、碧南市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達並びに薬剤師の派遣を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量について資料の提出を要請することができるものとする。

3 甲は、災害時において医療救護等のため薬剤師の派遣を必要とするときは、乙に対して乙に属する会員（以下「会員」という。）の派遣について協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第 3 条 甲は、物資については出荷要請書（様式第 1 号）、薬剤師の派遣については薬剤師派遣要請書（様式第 2 号）により、乙に対して要請の手続きを行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書又は薬剤師派遣要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（運搬及び輸送）

第 4 条 物資の運搬及び薬剤師の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。なお、乙は必要に応じて、甲に対して運搬及び輸送の協力を求めることができるものとする。

（報告等）

第 6 条 乙は、甲の要請により物資を出荷したときは、出荷確認書（様式第 3 号）を甲に提出するものとする。

2 乙は、甲の要請により薬剤師を派遣したときは、速やかに薬剤師派遣報告書（様式第 4 号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第 7 条 甲は、この協定による物資の供給等に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

(1) 物資の代金及び運搬経費出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正価格をもって甲、乙協議して定める額

(2) 薬剤師の派遣に要した人件費及び諸経費災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

（扶助金）

第 8 条 甲は、薬剤師が物資の供給等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

（費用等の請求）

第 9 条 乙は、前 2 条の規定により費用及び扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第 1 1 条 この協定の有効期間は、平成 1 7 年 8 月 3 日から平成 1 8 年 8 月 2 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前 1 月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（実施細目）

第 1 2 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ一通を保管する。

平成17年8月3日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
代表者 碧南市長 永島 卓 印

乙 碧南市源氏町3丁目70番地
碧南市薬剤師会
会 長 長 田 妙 子 印

資料 1 2 - 1 7 災害時の放送に関する協定書（市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ）

碧南市（以下「甲」という）と株式会社キャッチネットワーク（以下「乙」という）及び、株式会社エフエムキャッチ（以下「丙」という）は、災害時の放送に関して協定を締結する。なお、甲が現在、丙を利用しておらず、将来、利用を開始する場合も含む。

第 1 条（趣旨）

この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、甲が、乙及び丙に放送を依頼する方法と、その際の乙及び丙の放送の対応、その他の緊急放送対応を定めるものとする。

第 2 条（放送の依頼）

1. 甲は、防災対策又は、応急対策を実施する上で必要が生じた場合に、乙又は、丙に対し放送の依頼をするものとする。
2. 甲は、次の事項を明らかにして依頼の手続きをするものとし、書面での伝達を基本とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 放送を依頼する理由
 - (2) 放送を希望する内容
 - (3) 放送を希望する日時
 - (4) 記載事項の問い合わせ先
 - (5) その他必要な事項
3. 乙又は丙は、甲に対し放送に必要な資料の提供を求めることができる。

第 3 条（放送の対応）

1. 乙又は丙は、放送体制が確立される場合において、甲から依頼された事項に関し、形式、内容及び日時を決定して放送するものとする。
2. 乙又は丙は、災害が碧南市を含めた広域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。
3. 甲が新たに丙の利用を開始する場合は、利用中の他市及び乙及び丙の事前承諾を要するものとする。

第 4 条（全国瞬時情報システムの対応）

1. 乙は、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という）の情報を、刈谷市の協力を得て、乙のテレビサービスを提供する市民に伝える。
2. 丙は、Jアラートの情報を、刈谷市及び安城市の協力を得て、サービス提供エリアにコミュニティFM放送波を用いて伝える。

第 5 条（ラジオの緊急割込放送）

1. 甲は、緊急を要する場合、丙のコミュニティFM波を用いた緊急割込放送を、甲が整備する自動起動ラジオの起動信号と共に、別途定める「緊急割込放送運用規定」に基づき甲の市民に放送できる。
2. 甲は、Jアラートの情報を、丙のコミュニティFM波を用いて、甲が整備する自動起動ラジオの起動信号と共に、甲の市民に放送できる。
3. 甲が緊急割込放送を新たに運用開始する場合は、利用中の他市及び丙の事前承諾を要するものとする。

第 6 条（連絡責任者）

甲、乙及び丙は、本協定書の円滑な実施を図るため、それぞれに連絡責任者を置くものとする。

第 7 条（放送料）

この協定に基づく放送に係る災害情報の放送料は、無償とする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲、乙及び、丙いずれからも何ら申し出もない場合には、同一条件を持って更に1年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

第9条（雑則）

この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

平成24年12月1日付けで碧南市と、株式会社キャッチネットワーク及び、株式会社エフエムキャッチとの間で締結した「災害時の放送に関する協定書」は、平成26年3月31日をもって廃止する。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市
碧南市長 禰亘田 政信

乙 刈谷市野田町大ヒゴ1番地
株式会社キャッチネットワーク
代表取締役社長 川 瀬 隆 介

丙 刈谷市野田町大ヒゴ1番地
株式会社エフエムキャッチ
代表取締役社長 川 瀬 隆 介

災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と碧南市災害復旧協議会（以下「乙」という。）とは、災害が発生したとき又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の巡視業務・応急復旧工事等（以下「復旧工事等」という。）の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「巡視業務」とは、災害時に市内の公共土木・建築施設に対して被災状況等を把握する業務をいう。

2 この協定において「応急復旧工事」とは、災害に際し、緊急的に機能回復し又は障害を除去しなければ市民の生活や復旧活動等に支障が生じる恐れがあると判断した場合に、甲が管理する公共土木・建築施設に対する必要かつ最低限の工事をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に復旧工事等の協力を必要とするときは、乙に対して災害復旧工事等協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 巡視業務については、甲から要請を受けた場合のほか、別に定める基準になったときは、自主的に巡視点検を行うものとする。なお、巡視業務を行う基準及び巡視業務の概要については別紙1のとおりとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、復旧工事等について積極的に協力するものとする。

2 乙は、事前に地区毎の対応者、連絡体制等の基本方針を定め、甲へ通知するものとする。

3 乙は、被災状況又は気象条件等により復旧工事等の対応が変更又は不可能となった場合は、速やかに甲に状況を報告するものとする。

（復旧工事等の実施）

第5条 乙は、甲の要請により応急復旧工事等を応諾した場合は、速やかに災害復旧工事等協力回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、甲に対して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で回答し、事後速やかに回答書を提出するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が実施した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年4月1日付けで碧南市と碧南市災害復旧協議会とが締結した「災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書」については、本協定書の締結をもって廃止するものとする。

平成29年 3月10日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 瀬 宜 田 政 信



乙 碧南市山神町二丁目72番地
碧南市災害復旧協議会
会 長 石 橋 嘉 彦



資料 12-19 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防業務に関する一部事務組合（「以下市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運行要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は、平成19年7月30日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛 知 県 知 事 神 田 真 秋

碧 南 市 長 永 島 卓

資料 1 2 - 2 0 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（市対愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会）

碧南市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、碧南市内における地震、風水害その他の災害により被害が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、碧南市内における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に応急対策を必要とするときには、乙に対してその協力を要請することができる。また、甲と乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策の内容）

第 3 条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 碧南市内の公共施設等の被災状況の調査
- (2) 碧南市内の公共施設被災等の応急対策、災害復旧のための筆界点情報の収集・復元
- (3) 登記・境界関係の相談所の開設
- (4) 平常時における碧南市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定 等
- (5) その他特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第 4 条 甲は、応急対策協力要請書（様式第 1 号）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに応急対策協力要請書を提出するものとする。

（対策の完了）

第 5 条 乙は、甲の要請により応急対策を実施し、応急対策が完了したときは、応急対策業務完了届（様式第 2 号）を甲に提出するものとする。

（協力）

第 6 条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲、乙協議のうえ、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（経費の支払）

第 7 条 甲は、乙が行った応急対策の経費については、延滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（名簿等の提出）

第 8 条 乙は、毎年 1 回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他必要と認められる事項

（人道的支援）

第 9 条 乙は災害発生時に、乙の社員や乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員に対し、被災者に対する炊き出し等の人道的支援をするよう呼びかけるものとする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第 1 1 条 この協定の有効期間は、協定の日から 1 年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前 1 月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

平成19年10月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 永島 卓

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号
社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 吉田 章

岡崎統轄支所長
理事 太田 利男

資料12-21 碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）

碧南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人碧南市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害の発生時における碧南市ボランティア支援本部（碧南市災害ボランティアセンター）（以下「災害ボランティアセンター」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合にボランティアを混乱なく円滑に受け入れ、被災住民の救援と速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に支援するため、ボランティアの受け入れ体制の整備を推進し、甲乙が連携及び協力を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの開設）

第2条 甲及び乙は、大規模な災害が発生したときは、場所等について協議の上、災害ボランティアセンターを開設する。甲は、災害ボランティアセンターに必要な資機材を確保することとし、乙は、災害ボランティアセンターを開設することとする。

（災害ボランティアセンターの運営）

第3条 災害ボランティアセンターは、被災住民からの支援希望とボランティア派遣の調整等を行う災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の活動について、各種ボランティア団体、民間団体及び災害救援団体などのボランティア支援団体（以下「関係団体」という。）へ協力の呼びかけを行う。

2 甲及び乙は、災害ボランティアセンターの運営に当たっては、ボランティア活動の迅速性及び自発性を生かせるよう、関係団体のコーディネーターの意見を可能な限り尊重するものとする。

（災害ボランティアセンターの閉鎖）

第4条 ボランティアによる災害応急活動がおおむね完了し、活動の中心が日常生活の支援に移行したときは、甲、乙、協力する関係団体で協議し、災害ボランティアセンターの閉鎖を決定する。

2 甲及び乙は、災害ボランティアセンターの閉鎖後、被災者の日常生活支援を継続していくため、コーディネーターの把握する情報を引き継ぐものとする。

（平常時の活動）

第5条 甲及び乙は、災害時に円滑な運営ができるよう、平常時から災害ボランティアセンターの啓発活動に努めるとともに、相互の事業に対し協力する。

（雑則）

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月3日から実施する。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印の上、各1部を保管する。

平成19年12月3日

（甲）碧南市松本町28番地
碧南市長 永島 卓

（乙）碧南市山神町8丁目35番地
社会福祉法人碧南市社会福祉協議会
会長 杉浦 和正

資料 1 2 - 2 2 災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、碧南市（以下「甲」という。）が碧南市地域防災計画に基づき避難所を開設するにあたり、社会福祉法人碧南市社会福祉協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（避難所の開設）

第 2 条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した施設とその範囲（別紙）を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第 3 条 甲は避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、第 2 条に関わらず、乙が特別に承認した施設とその範囲を避難所として開設することができる。その場合は、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し、開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第 4 条 避難所の管理運営は甲の責任において行う。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力する。

（費用負担）

第 5 条 避難所の開設に要した費用は、甲が負担するものとする。

（乙の免責事項）

第 6 条 避難所の開設においていかなる事故についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

（避難所の閉鎖）

第 7 条 甲は、避難所を閉鎖する際は、その施設を現状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 8 条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙双方で協議して定める。

（適用）

第 9 条 この協定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

この協定書を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通保有する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 永 島 卓

乙 碧南市山神町 8 丁目 3 5 番地
社会福祉法人碧南市社会福祉協議会
会長 杉 浦 和 正

資料 1 2 - 2 3 災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対 あいち中央農業協同組合）

碧南市（以下「甲」という。）とあいち中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の食料品・生活必需品等（以下 食料品等）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）

第 1 条 この協定は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における食料品等の供給実施に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に食料品等を必要とするときは、乙に対してその譲渡又は製造が可能な食料品等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び搬出について積極的に協力する。

（協力の限度）

第 4 条 乙が前条の規定により供給すべき食料品等の限度は、要請時において乙が調達又は製造が可能なものとする。

（要請手続）

第 5 条 甲は、出荷要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（運搬及び納品）

第 6 条 運搬は、甲又は甲が指定する者が行い、納品は、甲の指定する場所において納品確認書（様式第 2 号）を添えて行う。この場合において、甲が必要と認めたときは、乙に対して運搬及び納品の協力を求めることができる。

（支払）

第 7 条 甲は、乙が提供した食料品等の費用及び協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）については、遅滞なくその支払いを行う。

2 甲が乙に対して支払うべき費用等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前日 1 月以内に、甲、乙いずれかから何ら意思表示のないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰宜田 政信

乙 安城市御幸本町 9 番 6 号
あいち中央農業協同組合
代表理事組合長 鳥居 博幸

資料 1 2 - 2 4 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書（市対(株)三河機工）

（目的）

第 1 条 碧南市（以下「甲」という。）と株式会社三河機工（以下「乙」という。）

碧南市内に地震・風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ、仮設シャワー等（以下「仮設トイレ等」）の供給協力に関する事項について協定を締結する。

（協力要請）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が碧南市災害本部を設置し、かつ、碧南市に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。この場合において、乙の有する仮設トイレ等の所在場所、輸送用道路の状況、その他災害に係る諸状況を考慮して甲が要請するものとする。

2 甲は、災害救助法が碧南市に適用されない場合においても、特に必要とする災害が発生あるいは発生の見込みがある場合は甲が乙に対して協力を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、甲が乙に協力事項の要請を行ったとき、運搬可能な仮設トイレ等の供給について協力するものとする。

（協力の限界）

第 4 条 乙が甲の要請により供給すべき仮設トイレ等の限度は、要請時点において乙が供給可能な仮設トイレ等とする。

（要請手続等）

第 5 条 甲は、第 2 条第 1 項の要請は、甲が仮設トイレ等供給要請書（様式第 1 号）をもって乙に個別に要請するものとする。ただし、緊急時の場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（設置）

第 6 条 原則として仮設トイレ等の設置は、甲が指定した場所に乙が行う。

（費用等の支払）

第 7 条 甲は、この協定により乙が提供した仮設トイレ等の費用及び運搬に乙が要した費用については遅滞なくその支払いを行うものとする

2 甲が乙に支払う費用等については、災害発生直前時における適正価格をもって甲、乙協議して決定する。

（資料提出の要請）

第 8 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して仮設トイレ等の供給可能な品名、数量などについての資料提出を要請することができる。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第 1 0 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前日 1 月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰亘田 政信

乙 西尾市丁田町左 1 2 番地 2
株式会社 三河機工
代表取締役 齋藤 保夫

資料 1 2 - 2 5 碧南市、越前市災害時相互応援協定書

碧南市及び越前市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第 1 条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあつた応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第 3 条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から 3 号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第 4 条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第 5 条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 第 4 条第 2 項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前 2 項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第 7 条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第 8 条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、

協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成21年4月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

平成21年3月16日

愛知県碧南市 碧南市長 禰冨田 政信

福井県越前市 越前市長 奈良 俊幸

資料 1 2 - 2 6 災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書（市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会）

碧南市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県トラック協会西三河支部碧南部会（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、災害発生時等において、甲が乙に対して、物資等の緊急輸送の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害発生時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式 1 により災害の状況及び応援を要する事由等を示して文書で行う。ただし、特別の事情により、文書で要請することができないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第 3 条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する場合は、災害発生時等における物資等の緊急輸送とする。

（業務の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により要請を受けたときは、所属する協会員に対して、物資等の緊急輸送を優先的に実施させるものとする。

（業務報告）

第 5 条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第 2 号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は文書で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 4 条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、トラック協会が定める「一般貨物自動車運送事業 貸切運賃・料金表」を基として定め、乙は協会員に対して、その旨指導するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 7 条 乙は、業務の終了後、乙の協会員に対し、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するよう指導するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前 1 月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 21 年 11 月 12 日

甲 碧南市松本町 28 番地

碧南市長 禰亘田 政信

乙 高浜市碧海町二丁目 2 番地 19

社団法人愛知県トラック協会西三河支部

碧南部会

部会長 水野 昭伍

資料 1 2 - 2 7 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合）

碧南市（以下「甲」という。）と碧南電設業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の電気復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における電気復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に電気復旧工事等の協力を必要とするときは乙に対して工事の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。

（要請手続き）

第 4 条 甲は、停電等で復旧工事等が必要な場合で乙の協力が必要な場合は、口頭で乙に対して要請をする。

2 甲は、市の負担に係る工事を乙に対して依頼する際は、災害復旧工事等協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第 5 条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は、中部電力㈱と連絡調整をして、速やかに災害復旧工事等を実施する。

2 前条第 2 項による要請の場合は災害復旧工事等協力回答書（様式第 2 号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答書を提出する。

（支払い）

第 6 条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）で市の負担するものについては、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定の日から 1 年とする。ただし、協定の有効期間満了日前 1 月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰亘田 政信

乙 碧南市松本町 9 9
碧南電設業協同組合
理事長 鈴木 修

資料 1 2 - 2 8 災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事
協力会刈谷支部碧南地区）

碧南市（以下「甲」という。）と愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区（以下「乙」とい
う。）とは、災害が発生した場合の電気復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における電気復旧工事等の実施に関し
必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に電気復旧工事等の協力を必要とするときは乙に対して工事の協力を要請する
ことができる。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。

（要請手続き）

第 4 条 甲は、停電等で復旧工事等が必要な場合で乙の協力が必要な場合は、口頭で乙に対して要請
をする。

2 甲は、市の負担に係る工事を乙に対して依頼する際は、災害復旧工事等協力要請書（様式第 1 号。
以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口
頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第 5 条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は、中部電力㈱と連絡調整をして、速やかに災害
復旧工事等を実施する。

2 前条第 2 項による要請の場合は災害復旧工事等協力回答書（様式第 2 号。以下「回答書」とい
う。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答
書を提出する。

（支払い）

第 6 条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）で市の負担するものについ
ては、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格
をもって決定する。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協
議して定める。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定の日から 1 年とする。ただし、協定の有効期間満了日前 1 月以
内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から 1 年間こ
の協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰 亘田 政信

乙 碧南市松本町 9 9
愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区
地区長 新美 哲雄

資料 1 2 - 2 9 災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（市対中部電気保安協会岡崎支部）

碧南市（以下「甲」という。）及び財団法人中部電気保安協会岡崎支部（以下「乙」という。）は、碧南市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、電気の保安及び電気使用の安全確保に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気の保安及び電気使用の安全確保の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電力復旧の可否の判定及び安全な電気使用の指導について必要な協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、災害時に乙が派遣する施設で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄する資機材等を可能な限り提供する。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から災害時に備えた防災訓練及び災害時の情報伝達ルートの確保、資機材の整備、電気の安全使用等啓発活動を行うものとする。

（協力要請手続）

第4条 甲は、乙に対し災害応急対策活動を要請するときには、日時、場所及び活動業務を指定して、文書、電話等の方法により要請を行うものとする。

ただし、災害の状況が切迫し文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第2条の規定により乙が実施する災害応急活動に要する費用は、甲には一切請求しないものとする。

（損害補償）

第6条 乙は、災害応急対策活動の実施により、乙の職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲及び乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（連絡）

第8条 乙は、毎年1回、乙に関する事業所の組織図及び当該事業所の連絡先を記載した書面を甲に対し提出するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙間で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前日1月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成23年4月19日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 岡崎市竜美新町27
財団法人 中部電気保安協会
岡崎支部長 安 藤 恭 数

資料 1 2 - 3 0 災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書に付帯する覚書（市対中部電気保安協会岡崎支部）

碧南市（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会岡崎支部（以下「乙」という。）は、平成 2 3 年 4 月 1 9 日付で甲と乙が締結した災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）に付帯して、次のとおり覚書を締結する。

（災害応急対策活動の実施条件）

第 1 条 乙は、協定書第 2 条第 1 項に基づく応急対策活動を、電気事業法により中部電力株式会社が供給責任を負う低圧設備について実施する場合は、中部電力株式会社の要請により、その指揮下で支援する。

2 乙は、協定書第 2 条第 1 項に基づく応急対策活動を、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備について実施する場合は、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者の要請により、その指揮下で支援する。

3 乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者の外部委託者として甲と委託契約している供給設備についての災害応急復旧上電気工事業者の範疇となる電力設備の復旧工事に関して、手配された団体等への状況説明及び工事中の指導・助言を行い、復旧後は竣工試験、送電立会い等の支援を行う。

（要請手続き）

第 2 条 甲は、協定書第 4 条に基づく応急対策活動を乙に対して要請するとき
は、別に定める文書（様式第 1 号）で指定し、協力要請するものとする。

（費用負担）

第 3 条 乙は、応急対策活動を実施した場合の費用は、協定書第 5 条に基づき無償とする。ただし、無償の範囲は、人件費および別に定める材料（別紙 1）とする。

この覚書の締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。
平成 2 3 年 6 月 2 4 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 岡崎市竜美新町 2 7
財団法人 中部電気保安協会
岡崎支部長 安 藤 恭 数

資料 1 2 - 3 1 災害発生時等における一時待避所の使用に関する覚書

碧南市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、碧南市内に大津波警報が発表された場合又は河川の越水若しくは決壊が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の所有する施設の一部を甲の一時待避所として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（協力の要請）

第 1 条 甲は、災害時等において、甲の避難所では避難者の生命及び身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、次条に規定する施設を一時待避所として使用することを要請することができるものとする。

（協力対象施設）

第 2 条 災害時等において、一時待避所として乙が甲に可能な限り使用させる施設は、次のとおりとする。

（1）名称 △△

（2）所在地 碧南市 町 丁目 番地

（3）協力対象施設 □□

（協力の要請手続）

第 3 条 甲は、協力要請書（様式第 1 号）により、乙に対して文書をもって協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（使用期間）

第 4 条 一時待避所としての使用期間は、甲が第 1 条の規定による要請をした時から避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

（避難者への対応）

第 5 条 乙は、一時待避所を使用する避難者に対し、水道施設（便所を含む。）等を可能な限り提供する。

（備蓄品等）

第 6 条 甲は、避難者に対して必要となる用品を甲の責任において管理するものとし、当該用品は乙が認める品目及び分量内に限り、乙が管理する施設内で保管する。

2 当該用品を備蓄するために要する費用は、甲が負担するものとする。

（現状復旧等）

第 7 条 避難者が乙の一時待避所に損傷を与えたときは、甲の責任で原型復旧を行う。

（経費の負担等）

第 8 条 乙が一時待避所を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、施設の使用料は無償とする。

2 施設内において、避難者に被害等が発生した場合は、乙には責任が発生しないものとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙間で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 1 0 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前日 1 月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この覚書の締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 年 月 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 碧南市 町 丁目 番地
〇〇

災害発生時等における一時待避所の使用に関する覚書締結者一覧

No.	覚書締結者	一時待避所名	一時待避所住所 及び協力対象施設	協定締結日
1	碧南市川口町1丁目178番地1 社会福祉法人碧晴会 理事長 堀尾 静	特別養護老人ホーム川口結いの家	碧南市川口町1丁目178番地1 協力対象施設:屋外通路	平成23年6月24日
2	碧南市港南町2丁目8番地2 中部電力株式会社 碧南火力発電所長 栗山 章	中部電力株式会社川口寮	碧南市川口町1丁目179番地 協力対象施設:屋内通路	平成23年6月24日
3	碧南市玉津浦町10-1番地 トヨタ自動車株式会社 衣浦工場工務部長 大森 利雄	第1衣浦寮、第2衣浦寮、第3衣浦寮、第4衣浦寮、アリオ第5寮及びアリオ衣浦寮	碧南市港本町3丁目1番地及び碧南市塩浜町8丁目1番地1 協力対象施設:屋内通路	平成23年9月1日
4	碧南市港南町2丁目8番2 株式会社中部プラントサービス 碧南事業所 所長 小濱 清	株式会社中部プラントサービス碧南寮	碧南市三宅町4丁目72番地 協力対象施設:屋内通路	平成23年11月15日
5	碧南市田尻町1丁目1番地9 株式会社衣浦グランドホテル 代表取締役 安部 裕二	衣浦グランドホテル	碧南市田尻町1丁目1番地9 協力対象施設:屋内通路	平成23年11月29日
6	碧南市縄手町5丁目94番地 有限会社エス・ケー総合設備 ビジネスホテルアーク 取締役支配人 木村 正	ビジネスホテルアーク	碧南市縄手町5丁目94番地 協力対象施設:屋内通路	平成23年11月29日
7	碧南市吹上町4丁目50番地 鳥居土地開発株式会社 代表 鳥居 高彦	トリーハイツ西端	碧南市古川町1丁目1番地 協力対象施設:屋外通路	平成23年11月29日
8	碧南市栗山町2丁目59番地1 ジール碧南店店長 杉山 隆徳	ジール碧南店	碧南市栗山町2丁目59番地 協力対象施設:立体駐車場	平成23年11月29日
9	碧南市浜町1番地 日本金属工業株式会社 取締役衣浦製造所長 南保 由明	日本金属工業碧南独身寮	碧南市鴻島町5丁目33番地 協力対象施設:屋内通路	平成23年11月29日
10	碧南市塩浜町5丁目2番地1 スペクトル碧南 管理組合理事長 清水 敏広	スペクトル碧南	碧南市塩浜町5丁目2番地1 協力対象施設:屋内通路	平成24年4月1日
11	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人 愛生館福社会 理事長 小林 清彦	碧南市養護老人ホーム	碧南市鷺林町4丁目109番地1 協力対象施設:屋内通路及び屋上	平成25年3月19日
12	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人 愛生館福社会 理事長 小林 清彦	特別養護老人ホームひまわり	碧南市鷺林町4丁目109番地1 協力対象施設:屋内通路及び屋上	平成25年11月1日
13	碧南市油漕町3丁目50番地 社会福祉法人 長寿会 理事長 二宮 正貴	児童養護施設 オリーブ	碧南市江口町3丁目12番地 協力対象施設:屋内通路、2階特別室の一部及び屋上	平成30年8月23日
14	刈谷市日高町3丁目411番地 DCMカーマ株式会社 代表取締役社長 豊田 芳行	DCMカーマ碧南店	碧南市弥生町5丁目46番地 協力対象施設:店舗2階駐車場	平成30年11月6日

資料 1 2 - 3 2 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1)災害への対応に必要な物資の提供
- (2)災害への対応に必要な人員の派遣
- (3)負傷者等の医療機関への受入れ
- (4)被災者の一時的な受入れ
- (5)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第 3 条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり 5 つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第 4 条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第 9 条第 1 項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1)被災の状況
 - (2)第 2 条第 1 号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
 - (3)第 2 条第 2 号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
 - (4)第 2 条第 3 号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
 - (5)第 2 条第 4 号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
 - (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
 - 3 ブロック幹事団体は、第 1 項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
 - 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第 9 条第 1 項に定める代表幹事に応援を要請する。
 - 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが 2 つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
 - 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
 - 7 前 2 項に規定する応援の実施に当たっては、本条第 3 項の規定を準用する。

(応援の実施)

第 5 条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第 7 条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第 8 条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第 9 条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ 1 団体

ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1)第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取り

まとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2)被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3)ブロック幹事が行う活動の支援

(4)第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5)新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長

青山 剛

苫小牧市長

岩倉 博文

石狩市長

田岡 克介

青森市長

鹿内 博

秋田市長

穂積 志

久慈市長

山内 隆文

仙台市長

奥山 恵美子

多賀城市長

菊地 健次郎

釧路市長

蝦名 大也

伊達市長

菊谷 秀吉

北斗市長

高谷 寿峰

八戸市長

小林 眞

男鹿市長

渡部 幸男

酒田市長

阿部 寿一

塩竈市長

佐藤 昭

北茨城市長

豊田 稔

千葉市長
熊谷俊人
船橋市長
藤代孝七
袖ヶ浦市長
出口清
横須賀市長
吉田雄人
富山市長
森雅志
半田市長
榑原純夫
東海市長
鈴木淳雄
四日市市長
田中俊行
泉大津市長
神谷昇
高石市長
阪口伸六
有田市長
望月良男
玉野市長
黒田晋
松山市長
野志克仁
下関市長
中尾友昭
周南市長
木村健一郎
岩国市長
福田良彦
和木町長
古木哲夫
中間市長
松下俊男
大分市長
釘宮馨
鹿児島市長
森博幸

市川市長
大久保博
市原市長
佐久間隆義
横浜市長
林文子
新潟市長
篠田昭
金沢市長
山野之義
碧南市長
禰亘田政信
知多市長
加藤功
堺市長
竹山修身
松原市長
澤井宏文
海南市長
神出政巳
倉敷市長
伊東香織
坂出市長
綾宏
大竹市長
入山欣郎
宇部市長
久保田后子
防府市長
松浦正人
山陽小野田市長
白井博文
北九州市長
北橋健治
唐津市長
坂井俊之
八代市長
福島和敏
うるま市長
島袋俊夫

資料 1 2 - 3 3 災害時の情報交換に関する協定（市対国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、碧南市長（以下、「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第 2 条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 碧南市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 碧南市災害対策本部設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第 3 条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第 5 条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は 3 通作成し、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 7 月 20 日

名古屋市中区三の丸 二丁目 5 番 1 号
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰冨田 政信

（立会人）

名古屋市中区三の丸 三丁目 1 番 2 号
愛知県 防災局長 中野 秀秋

資料 1 2 - 3 4 碧南市、由仁町災害時相互応援協定書

碧南市及び由仁町（以下「協定市町」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 協定市町は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する協定市町の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた協定市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市町は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた協定市町が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定市町に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う協定市町の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける協定市町の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける協定市町の負担とする。

2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う協定市町の負担とする。

3 前2項の規定により難しいときは、その都度協定市町が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援を受ける協定市町に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う協定市町が負うものとする。

2 応援を受ける協定市町に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定市町との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定市町がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、

協定市町が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成23年8月8日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町長それぞれ押印の上各1通を保有する。

平成23年8月8日

碧南市松本町28番地
愛知県碧南市長 禰宜田 政信

北海道夕張郡由仁町新光200番地
北海道夕張郡由仁町長 竹田 光雄

資料 1 2 - 3 5 災害時における住居施設の使用に関する協定書（市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場）

愛知県碧南市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社衣浦工場（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、住居施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において、甲が必要と認めるときは、乙に対し、次条に規定する施設を被災者に対し、住居施設として使用することを要請することができるものとする。

（協力対象施設）

第2条 災害時等において、住居施設として乙が甲に可能な限り使用させる施設は、次のとおりとする。

（1）名称 第1衣浦寮、第2衣浦寮、第3衣浦寮、第4衣浦寮

（2）所在地 碧南市港本町3丁目1番地

（3）協力対象施設 別紙1図のとおり

（協力の要請手続）

第3条 甲は、協力要請書（様式第1号）により、乙に対して文書をもって協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（使用期間）

第4条 住居施設としての使用期間は、甲が第1条の規定による要請をした時から可能な期間とする。

（被災者への対応）

第5条 乙は、住居施設を使用する者に対し、電気、水道施設（便所を含む。）等を可能な限り提供する。

（現状復旧等）

第6条 被災者が乙の施設に損傷を与えたときは、甲の責任で原型復旧を行う。

（経費の負担）

第7条 乙が一住居施設を被災者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙間で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の前日1月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この覚書の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成23年9月1日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 碧南市玉津浦町10-1番地
トヨタ自動車株式会社
衣浦工場工務部長 大森 利雄

資料 1 2 - 3 6 災害救助物資の緊急調達に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、碧南市域において大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号）第 9 条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第 3 条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第 4 条 第 2 条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第 5 条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を 2 名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担及び支払）

第 6 条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払請求書を受領した日から 3 0 日以内に支払うものとする。

（協定書の有効期間）

第 7 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 3 0 日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに 1 年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日

甲 碧南市松本町 2 8 番地
碧南市長 禰亙田 政信

乙 市 町 丁目 番地
〇〇

災害救助物資の緊急調達に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	災害救助物資の品目	協定締結日
1	碧南市天王町2丁目1番地 ユニー株式会社ピアゴ碧南店 店長 北村 信吾	食料(弁当、パン、インスタント麺等) 衣料品(下着類、毛布、布団等) 日用品(おむつ、生理用品等) 救急用品(止血剤、鎮痛剤等) 燃料等(木炭、カセットボンベ等)	平成23年11月29日
2	碧南市東浦町6丁目17番地 ユニー株式会社ピアゴ碧南東店 店長 榊原 修	食料(弁当、パン、インスタント麺等) 衣料品(下着類、毛布、布団等) 日用品(おむつ、生理用品等) 救急用品(止血剤、鎮痛剤等) 燃料等(木炭、カセットボンベ等)	平成23年11月29日
3	名古屋市東区葵3丁目15番31号 株式会社ヤマナカ 代表取締役社長 中野 義久	食料(缶詰、インスタント麺、レトルト食品、飲料水等) 日用品(トイレトペーパー、洗剤等)	平成23年11月29日
4	碧南市中山町5丁目35番地 株式会社フード生田 代表取締役 生田 繁信	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等)	平成23年11月29日
5	岐阜県恵那市大井町180番地1 株式会社バロー 代表取締役社長 田代 正美	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等) 日用品(トイレトペーパー、洗剤等)	平成23年11月29日
6	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1 株式会社ドミー 代表取締役社長 梶川 志郎	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等) 日用品(トイレトペーパー、洗剤等)	平成23年11月29日
7	碧南市弥生町2丁目7番地 フーズアイランド碧南店 店長 神谷 博隆	食料(米、パン、インスタント麺、レトルト食品、生鮮食品、飲料水等)	平成23年11月29日
8	安城市三河安城町1丁目8番地4 株式会社スギ薬局 代表取締役社長 榊原 栄一	医薬品(胃薬、風邪薬、消毒薬) 日用品(トイレトペーパー、洗剤等)	平成23年11月29日
9	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番 ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤永 賢一	医薬品(胃薬、風邪薬、消毒薬) 日用品(トイレトペーパー、洗剤等) 食料(米、パン、インスタント麺等)	平成23年11月29日
10	名古屋市昭和区川名山町1丁目74番地 株式会社サンドラッグ東海 代表取締役社長 岡 哲也	医薬品(胃薬、風邪薬、消毒薬) 日用品(トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、歯ブラシ等)	平成23年11月29日
11	碧南市中後町3丁目18番地 株式会社エディオンエイデン碧南店 店長 岡本 健一	家電用品(ラジオ、テレビ、懐中電灯、乾電池、冷暖房器具等)	平成23年11月29日
12	碧南市東山町6丁目24番地 株式会社佐藤ホーエー家電 代表取締役 佐藤 一行	家電用品(ラジオ、テレビ、懐中電灯、乾電池、冷暖房器具等)	平成23年11月29日
13	新潟県新潟市南区清水4501-1 NPO法人コメリ災害対策センター 理事長 捧 賢一	作業関係(軍手、スコップ等) 日用品(毛布、タオル、カイロ等) 水関係(飲料水、ポリタンク等) 冷暖房機器(石油ストーブ等) 電気用品(投光機、乾電池等) トイレ関係(救急ミトイレ)	平成23年11月29日
14	碧南市玉津浦町3番地 伊藤忠製糖株式会社 代表取締役 葉山 彰	砂糖	平成26年4月1日

資料 1 2 - 3 7 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部）

碧南市、刈谷市及び高浜市（以下「甲」という。）と愛知県食品衛生協会衣浦東部支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害又は危機が発生した場合（以下「災害時」という。）における食品の衛生確保等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、食品の衛生確保を図ることにより災害時における被災者への食品の提供による食中毒の防止について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害又は危機）

第2条 この協定の対象となる地震、風水害その他の災害又は危機は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づきそれぞれの甲の災害対策本部が設置された場合

（2）その他前号と類似の災害又は健康危機が発生し、甲が乙の協力を必要とした場合

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の種類は次のとおりとする。

（1）避難所等での食品の衛生確保に関する衛生指導

（2）避難所等における炊き出しに関する衛生指導

（3）被災者、災害ボランティア、災害応急活動従事者、要援護者等のための救助物資の調達

（4）その他前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（災害救助物資の品目）

第4条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請）

第5条 甲による要請は、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協力要請書により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等の通信手段又は口頭（以下「電話等」という。）で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき第3条の業務を実施したときは、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する業務実施報告書を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の業務に使用した資機材等の経費は、甲が負担するものとする。ただし、人件費は除くものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の会員が実施した業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。ただし、当該請求は各市ごとに行うこととする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第10条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては各防災担当部局の課長、乙にあっては愛知県食品衛生協会衣浦東部支部副支部長とする。

2 甲及び乙は、緊急時における連絡先及び連絡手段等について、協議のうえ別に定めるものとし、これに変更が生じた場合は、速やかにその旨を相互に通知するものとする。

（会員名簿）

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（相互情報交換）

第13条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平

常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに、甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成24年5月10日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

甲 刈谷市東陽町1丁目1番地
刈谷市長 竹 中 良 則

甲 高浜市青木町4丁目1番地2
高浜市長 吉 岡 初 浩

乙 刈谷市大手町1丁目12番地
愛知県食品衛生協会衣浦東部支部
支部長 岡 本 巧

資料 1 2 - 3 8 碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書

碧南市及び塩竈市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第 1 条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあつせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあつた応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第 3 条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から 3 号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第 4 条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第 5 条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 第 4 条第 2 項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前 2 項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第 7 条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第 8 条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、

協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成24年7月11日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

平成24年7月11日

愛知県碧南市 碧南市長 禰亘田 政信

宮城県塩竈市 塩竈市長 佐藤 昭

資料 1 2 - 3 9 災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）

碧南市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害又は危機が発生した場合（以下「災害時等」という。）における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等に遺体搬送を迅速かつ円滑に行うため甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時等において遺体搬送の支援協力を必要とするときは、乙に対して次条に規定業務を要請することができる。

（要請内容）

第 3 条 甲は、次に掲げる業務を乙に要請する。なお、業務における活動拠点は、甲が指定する場所とする。

(1) 霊柩自動車による遺体搬送

(2) 遺体搬送に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

(3) その他前 2 号に掲げるもののほか甲から要請のあった業務

（要請の手続）

第 4 条 甲は、災害時等における遺体搬送支援協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、要請後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（業務の実施）

第 5 条 乙は、前条の要請を受けたときには、遺体搬送を迅速かつ円滑に実施するとともにその状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、特別な理由により前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及びその後の見通しを甲に連絡するものとする。

3 乙は、搬送業務等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（業務完了の報告）

第 6 条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等における遺体搬送支援協力実施報告書（様式第 2 号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、業務の実施後において速やかに報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、報告後速やかに報告書を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 第 3 条の業務に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、遺族等の要請により乙が第 3 条に規定する要請内容の範囲を超える協力を行った場合に要する経費は遺族等の負担とする。

（価格の決定）

第 8 条 甲が前条において負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第 9 条 乙は、第 7 条に規定する経費を請求する場合は、積算根拠を添付の上、甲の指定する方法により請求するものとする。

（経費の支払）

第 1 0 条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第 1 1 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 1 2 条 この協定の実施に関する甲の連絡責任者は、甲に当たっては碧南市市民協働部防災課長とし、乙の連絡者は一般社団法人全国霊柩自動車協会会長とする。

（職員の同乗）

第 1 3 条 甲は、必要に応じ乙が遺体搬送に使用する車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施するときは、必要に応じて、甲の職員の同乗を要請することができるもの

とする。

(名簿の提出)

第14条 乙は、災害時等における円滑な支援協力が図られるようにこの協定により支援協力できる乙の愛知県霊柩自動車協会の会員名簿(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(守秘義務)

第15条 乙は、遺体搬送の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(通知)

第16条 甲は、災害時等において本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、要請内容に関して重大な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間この協定有効期間を延長するものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証として、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

平成24年7月11日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 東京都新宿区四谷四丁目14番地
一般社団法人 全国霊柩自動車協会
会長 一 柳 鐸

資料 12-40 災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書

(趣旨)

第1条 碧南市(以下「甲」という。)及び〇〇(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生した場合において、災害時における要配慮者が避難を必要とする場合、避難施設として社会福祉施設等の使用に関し、災害時における要援護者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、碧南市地域防災計画に指定する避難所では、要配慮者の対応が困難な場合に、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(施設名称)

第3条 甲が乙に対し協力要請する施設は、△△(碧南市 町 丁目 番地)とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、碧南市地域防災計画に基づく要配慮者とする。

(手続等)

第5条 甲は、乙に対して第2条の規定により施設の使用の要請をする場合、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要配慮者の避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用、及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 協定の有効期限は、協定締結の日から効力を生じるものとし、当該協定の有効期限は、平成 年 月 日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲又は乙のいずれかから協定の更新について意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間を有効期限として協定を更新するものとし、以後同様とする。

(疑義の解決)

第11条 協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

(乙) 市 町 丁目 番地
〇〇

災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	社会福祉施設名	施設住所及び受入場所	協定締結日
1	碧南市川口町1丁目 178番地1 社会福祉法人碧晴会 理事長 堀尾 静	特別養護老人ホーム 川口結いの家	住所:碧南市川口町1-178-1 受入場所①:地域集いの部屋(1F) 受入場所②:レクレーションルーム(4F)	平成25年3月19日
2	碧南市鷺林町4丁目 109番地1 社会福祉法人愛生館 福祉会 理事長 小林 清彦	特別養護老人ホーム ひまわり	住所:碧南市鷺林町4-109-1 受入場所:地域交流センター(1F)	平成25年11月1日
3	碧南市油湊町3丁目 50番地 社会福祉法人長寿会 理事長 二宮 正貴	特別養護老人ホーム シルバーピアみどり苑	住所:碧南市油湊町3-50 受入場所:機能訓練室(1F)	平成25年11月22日
4	半田市椎ノ木町1丁目 8番地1 社会福祉法人ダブルエ ッチェー 理事長 石川 友次	ふれあい福祉園ガイア	住所:碧南市中山町1-7 受入場所:生活指導室、会議室2室、 プレイルーム、廊下の一部(全て2F)	平成25年12月27日
5	半田市椎ノ木町1丁目 8番地1 社会福祉法人ダブルエ ッチェー 理事長 石川 友次	碧南ふれあい作業所	住所:碧南市中山町1-16-1 受入場所:室内運動場(3F)	平成25年12月27日
6	碧南市相生町4丁目 110番地 特定非営利活動法人 ハートフルあおみ 理事長 伴 つき子	あおみJセンター	住所:碧南市相生町4-110 受入場所:作業室(1F)	平成26年3月28日
7	碧南市鷺林町4丁目 109番地1 社会福祉法人愛生館 福祉会 理事長 小林 清彦	碧南市養護老人ホーム	住所:碧南市鷺林町4-109-1 受入場所:集会所・食堂(1F)	平成26年3月28日

資料 1 2 - 4 1 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、碧南市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における廃棄物の収集運搬等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力要請することができる。

（協力に関する指示）

第2条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

（実績報告書の提出）

第3条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、実績報告書を甲に提出するものとする。

（費用の請求及び負担）

第4条 甲は、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の範囲内において甲乙協議して定めるものとする。

（防災訓練）

第5条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までの間に、甲乙いずれかから協定の更新について意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 碧南市 町 丁目 番地
〇〇

災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	協定締結日
1	碧南市平山町2丁目29番地2 衣浦再生資源事業協同組合 代表理事 神谷 進	平成25年3月19日
2	碧南市栗山町3丁目43番地 碧海環境事業協同組合 理事長 石川 信夫	平成25年3月19日
3	碧南市雨池町3丁目17番地 碧南環境衛生株式会社 代表取締役 荻谷 千万基	平成25年3月19日
4	碧南市箆田町3丁目52番地 東海保全株式会社 代表取締役 中根 鞆子	平成25年3月19日
5	碧南市相生町2丁目115番地 株式会社朋栄社 代表取締役 板倉 晃	平成25年3月19日
6	碧南市向陽町3丁目4番地 株式会社ケイシーシー 代表取締役 神谷 昌広	平成25年3月19日
7	碧南市栄町2丁目94番地 株式会社椿クリーン 代表取締役 神谷 領伸	平成29年8月23日

資料 1 2 - 4 2 災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、碧南市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿の収集運搬等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合におけるし尿について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力要請することができる。

（協力に関する指示）

第2条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、し尿の収集運搬等を行う。

（実績報告書の提出）

第3条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、実績報告書を甲に提出するものとする。

（費用の請求及び負担）

第4条 甲は、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の範囲内において甲乙協議して定めるものとする。

（防災訓練）

第5条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までの間に、甲乙いずれかから協定の更新について意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 碧南市 町 丁目 番地
〇〇

災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	協定締結日
1	碧南市雨池町3丁目17番地 碧南環境衛生株式会社 代表取締役 荻谷 千万基	平成25年3月19日
2	碧南市籠田町3丁目52番地 東海保全株式会社 代表取締役 中根 鞆子	平成25年3月19日

資料 1 2 - 4 3 西三河災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第5条の2の規定に基づき、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町（以下「西三河9市1町」という。）において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の西三河9市1町が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は原則として要請市町の負担とする。

2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度西三河9市1町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口は、西三河9市1町の防災担当主管課とする。

2 連絡担当部局は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(共同事業)

第9条 西三河9市1町は、この協定による応援を円滑に行うために、共同して防災対策を行うことができる。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、締結市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、西三河9市1町が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年7月3日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書10通を作成し、各首長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月3日

岡崎市
代表者 岡崎市長 内田 康宏

碧南市
代表者 碧南市長 禰宜田 政信

刈谷市
代表者 刈谷市長 竹中 良則

豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦

安城市
代表者 安城市長 神谷 学

西尾市
代表者 西尾市長 榊原 康正

知立市
代表者 知立市長 林 郁夫

高浜市
代表者 高浜市長 吉岡 初浩

みよし市
代表者 みよし市長 久野 知英

幸田町
代表者 幸田町長 大須賀 一誠

資料 1 2 - 4 4 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震災害が碧南市内において発生した場合に、甲が乙所属の西三河支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第2条 この協定により、甲が丙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定における自動参集
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務支援

（応急対策活動業務の基準）

第3条 応急危険度判定士による安全確認支援は「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」により登録された判定士が、「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

（協力の要請）

第4条 甲は、丙による応急危険度判定士による安全確認支援活動及び建築物の復旧に関する相談業務が必要と認めるときは、丙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
 - (2) 応急危険度判定士による安全確認支援及び復旧の相談業務の実施内容
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文章を提出する。丙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第5条 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、丙は甲から応急対策活動の協力の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

（報告）

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認支援に従事したときは、施設管理者等に対し報告する。

（補償等）

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙丙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙丙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月25日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 名古屋市中区栄4丁目3番26号昭和ビル2階
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会長 朝 岡 市 郎

地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定締結者一覧

No.	協定締結者	協定締結日
1	名古屋市中区栄4丁目3番26号昭和ビル2階 公益社団法人愛知県建築士事務所協会 会長 朝岡市郎	平成26年3月25日
2	名古屋市中区栄4丁目3番26号昭和ビル5階 公益社団法人愛知建築士会 会長 佐藤東亜男	平成26年3月25日

資料 1 2 - 4 5 災害に係る情報発信等に関する協定書

碧南市（以下、「甲」という。）とヤフー株式会社（以下、「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、効果的な防災情報の発信及び、甲の行政機能の低下を軽減させるための活動について、甲と乙が互いに協力して行うことを目的とする。

（取組み内容）

第 2 条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

(1) 乙は、甲の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

(2) 乙は、甲が提供する次の防災情報について、乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。

ア 避難所等に関する情報

イ 避難勧告、避難指示等の緊急情報

ウ 災害発生時の被害状況、ライフライン情報、ボランティア受入などの情報

エ 避難所等における救援物資に関する情報

2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

3 甲及び乙は、第 1 項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 災害発生時には、第 1 項各号に記載のない事項についても、甲と乙で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第 3 条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。（情報の周知）

第 4 条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ポータルサイト以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第 5 条 本協定締結の事実及び内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法、内容等について、甲乙別途協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとす

る。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月19日

碧南市：愛知県碧南市松本町28番地

碧南市長 禰冨田 政信

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

資料 1 2 - 4 6 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第 1 条第 1 号に定める災害時において、乙が第 2 条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第 2 3 条の 2 に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙が発行する地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 碧南市全域を収録した乙が発行する住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 碧南市全域を収録した乙が発行する広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙が行っている住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第 3 条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第 4 条 乙は、前条第 1 項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後に甲乙が別途定める時期及び方法により、添付別紙 1 に定める住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価についても第 3 条第 5 項に基づき甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管及び管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域

図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管及び管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策並びに災害復旧及び復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙が別途定める期間及び条件での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める方法により乙に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管及び管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、添付別紙2のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月20日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長 禰亘田 政信

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号

株式会社ゼンリン中部エリア統括部

統括部長 荒木 康博

資料 1 2 - 4 7 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、碧南市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第 1 号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第 4 条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に碧南市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第 5 条 乙は、第 3 条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項
(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年 5月30日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市

代表者 碧南市長 禰宜田 政信

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永井 良一

資料 12-48 災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と碧南ガス協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、碧南市地域防災計画に基づく災害時における L P ガスの供給等に関して、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「L P ガスの供給等」とは、甲が乙に要請した施設等に対し、L P ガスを優先供給することのほか、容器、供給施設、カセットコンロ、その他 L P ガスを使用する燃焼機器等の提供を含むものとする。

（要請方法）

第 3 条 災害時において、甲は、乙に対して文書により、L P ガスの供給等について協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項において、協力を要請する場合は、次の各号に規定する内容について記載すること。

- (1) 要請する項目（要請する物品の種別等）
- (2) 要請物品の数量
- (3) 引渡し場所
- (4) 引渡し日時

（業務の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、可能な限り協力を努めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第 5 条 乙は、L P ガスの供給等に係る運搬及び引渡しについて甲の指示に従うものとする。

2 甲は、L P ガスの供給等を実施する場所を指定するとともに、該当実施場所で納品確認のうえ引き取るものとする。

（費用の負担）

第 6 条 本協定により乙が実施した L P ガスの供給等に係る対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用については、災害時直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（災害対策本部への派遣）

第 7 条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に職員

を派遣することができるものとする。

(通常時の連携)

第8条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備及び防災訓練への参加等協会会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から1年以内とする。

2 有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成26年8月21日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰 亘 田 政 信

乙 碧南市志貴崎町六丁目10番地
碧南ガス協同組合
代表理事 新美 宗和

資料 12-49 災害時における応急対策の協力に関する協定

災害時における応急対策の協力に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震、台風、その他の災害（以下「災害」という。）時における下水道施設（雨水ポンプ場・汚水中継ポンプ場）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命と財産を守り、安心して安全な生活を保護するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に際し、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（緊急応急対策の内容）

第3条 前条の応急対策は、乙が当該下水道施設に納入した機械設備とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲が管理する下水道施設の被害状況調査及び緊急措置
- (2) 甲が管理する下水道施設の機能確保のための応急復旧作業
- (3) 緊急を要する応急資機材等の調達及び運搬
- (4) その他甲が必要と認める応急対策

（要請の方法）

第4条 甲は、乙に対しその協力を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭等により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策の日時、場所及び内容
- (2) 応急対策に必要な人員及び資機材
- (3) その他必要事項

（応急対策の実施）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応急対策の協力要請を受けたときは、速やかに必要な人員及び資機材を確保し、甲が行う応急対策に協力するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていない場合は、乙は、自ら協力要請された内容に基づき、応急対策を実施するものとする。

（緊急連絡体制）

第6条 乙は、災害応急対策業務を円滑に実施するため、緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の緊急連絡体制表に変更が生じたときは、速やかに変更後の緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

（応急対策の完了報告）

第7条 乙は、応急対策が完了したときは、速やかに甲に対し文書により次の各号に掲げる事項について報告するものとする。ただし、文書により報告できないときは、口頭で報告を行い、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策の日時、場所、期間及び内容
- (2) 応急対策に従事した施工業者、現場責任者、作業員及び使用した資機材
- (3) その他必要事項

(費用の負担)

第8条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前時における当該地域の適正価格を基準として算出するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第7条の完了報告により、乙の応急対策が適正と認めたときは、乙の請求により、前条の費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、応急対策に際し、それぞれの責めに帰する理由によりこの協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力の発生及び消滅)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日 甲 碧南市松本町28番地
市長 禰冨田 政信

乙 ○○○○○

No.	協定締結者	協定締結日
1	名古屋市中区栄3丁目17番12号 株式会社日立製作所中部支社 支社長 菊野 仁史	平成26年10月27日
2	名古屋市中区栄2丁目8番12号 株式会社西島製作所名古屋支店 支店長 萱場 治郎	平成26年10月27日
3	名古屋市中区大須1丁目7番11号 新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店 支店長 山田 浩	平成26年10月27日
4	名古屋市中区錦2丁目4番3号 石垣メンテナンス株式会社名古屋支店 支店長 家田 猛	平成26年10月27日
5	名古屋市中区上前津2丁目12番1号—401 株式会社ミゾタ名古屋営業所 所長 上田 哲也	平成26年10月27日
6	名古屋市中区名駅3丁目22番8号 クボタ機工株式会社中部営業所 所長 長濱 励	平成26年10月27日
7	名古屋市中区栄2丁目4番18号 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 支店長 金田 克己	平成26年10月27日

資料 1 2 - 5 0 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会碧海支部（以下「乙」という。）は、碧南市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が開設する被災者相談窓口における相談業務
- (2) その他甲又は乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時協力要請書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整等に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年

間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 2月10日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長

彌且田政信

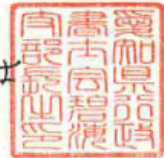


乙 安城市花ノ木町15-14

愛知県行政書士会 碧海支部

支部長

甲原 寛



災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と西三河測量設計研究会（以下「乙」という。）は、災害が発生したとき又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の橋梁緊急点検の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲が管理する橋梁の状況確認のための橋梁緊急点検の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に橋梁緊急点検の協力を必要とするときは、乙に対して橋梁緊急点検協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、橋梁緊急点検について積極的に協力するものとする。

2 乙は、被災状況又は気象条件等により橋梁緊急点検の対応が不可能となった場合は、速やかに甲に状況を報告するものとする。

（橋梁緊急点検の実施）

第4条 乙は、甲の要請により橋梁緊急点検を応諾した場合は、速やかに橋梁緊急点検協力回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、甲に対して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で回答し、事後速やかに回答書を提出するものとする。

2 橋梁緊急点検は、道路巡視により異常の認められた橋梁の被災調査を行い、通行可否及び応急復旧対策等に関する助言等を行うものとする。

3 乙は、前条に基づく橋梁緊急点検を実施した場合は、点検業務完了報告書（様式第3号）（以下「報告書」という。）に実施内容の確認できる書類、別紙1-1及び別紙1-2を添付し、甲に対して報告するものとする。

（支払）

第5条 甲は、乙が実施した橋梁緊急点検の経費（以下「経費等」という。）については、

遅滞なくその支払を行うものとする。

- 2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 之 月 之 日

甲 碧南市松本町28番地

碧南市長

禰直田政信

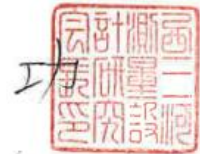


乙 刈谷市桜町一丁目10番地

西三河測量設計研究会

会長

川澄 功



災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）と碧南市上下水道工事店協同組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の復旧工事等の応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、碧南市地域防災計画に基づき、災害時における復旧工事等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に復旧工事等の協力を必要とするときは、乙に対して工事の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、復旧工事等について積極的に協力する。

（要請手続き）

第 4 条 甲は、災害復旧工事等協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（工事の実施）

第 5 条 乙は、甲の要請により工事を承諾した場合は速やかに災害復旧工事等協力回答書（様式第 2 号。以下「回答書」という。）により、甲に対して報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭で回答し事後速やかに回答書を提出する。

（支払い）

第 6 条 甲は、乙が施工した復旧工事等の経費（以下「経費等」という。）については、遅滞なくその支払を行う。

2 甲が、乙に対して支払うべき経費等については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項

については、甲、乙協議して定める。

(有効期間)


第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、協定の有効期間満了日前1月以内に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年 3月26日

甲 碧南市松本町28番地


碧南市長

永島 守 

乙 碧南市松本町147番地2

碧南市上下水道工事店協同組合

代表理事

長田 義和 

資料 1 2 - 5 3 消火活動支援及び生活用水確保に関する協定書

災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市及び衣浦東部広域連合（以下「甲」という。）と西三河生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における消火活動支援及び生活用水の確保等に関し、甲が乙に対して依頼又は発注をし、乙が承諾又は受注をした場合の取り決めとして次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 災害時において、乙の組合員が保有する大量の水と保有するミキサー車により、消火用水の輸送及び防火水槽への充水作業に係る防災活動への協力並びに生活用水の確保等の支援活動（以下「支援活動」という。）を実施する。

（実施区域）

第2条 支援活動実施区域は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市全域とする。

（支援活動の出動要請）

第3条 甲のうち支援活動を必要とする市又は衣浦東部広域連合（以下「要請市等」という。）が、乙に対して支援活動を要請する場合は、消火活動支援及び生活用水確保等に関する協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、要請市等からの支援活動実施の要請を受けた場合は、要請市等に対し、消火活動支援及び生活用水確保等に関する協力回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、要請市等に対して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で回答し、事後速やかに回答書を送付するものとする。また乙は、出動する場合は速やかに現場責任者を定め、要請市等に氏名・連絡先を報告するものとする。

（支援活動の実施報告）

第4条 乙は、支援活動を行ったときは、作業開始時間、作業終了時間及び支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに要請市等へ報告するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、支援活動の終了後、当該支援活動に要した費用を要請市等に請求するものとする。

（費用の支払）

第6条 要請市等は、前条の規定による請求があったときは、内容を乙と協議の上決定し、その費用を支払うものとする。

（災害補償）

第7条 支援活動において、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働災害保険により補償する。ただし、乙の支援活動が碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市（以下「協定市」という。）の消防団員等公務災害補償条例による損害補償の対象となる場合は、協定市はこれを補償する。

(協定期間)

第8条 この協定期間は平成30年1月22日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容で更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

(補足)

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙各署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 1月22日

甲

碧南市 刈谷市
市長 田政信 市長 竹中良則

安城市 知立市
市長 神谷学 市長 林郁夫

高浜市 衣浦東部広域連合
市長 吉岡初浩 広域連合長 田政信

乙

知立市山町御手洗2番地36
西三河生コンクリート協同組合
理事長 大嶽岩雄

資料 1 2 - 5 4 災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定書

各種災害時におけるマルチコプター(ドローン)を用いた情報収集及び情報連携に関する協定

(碧南市) (以下「甲」という。)と中部電力株式会社刈谷営業所(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、甲及び乙が、各種災害時においてマルチコプターを活用し、迅速な情報収集及び円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する被害をいう。

(2)「乙の託送供給区域」とは、碧南市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第 3 条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第 4 条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第 5 条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条及び飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第 6 条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二及び飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第 7 条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第 4 条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

二 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応に協力する。

(情報提供)

第 8 条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲及び乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施に当たっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲及び乙の協議により解決にあたるものとする。

(1) 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。

(2) 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲及び乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

(甲) 碧南市役所 市民協働部 防災課

(乙) 中部電力株式会社 刈谷営業所 配電運営課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

二 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲及び乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

平成30年3月28日

甲 碧南市
市長

乙 中部電力株式会社刈谷営業所
所長

資料 1 2 - 5 5 災害救助物資の緊急調達等に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）とDCMカーマ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、被災者等に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は原則甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担及び支払）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成30年11月6日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰宜田政信

乙 刈谷市日高町3丁目411番地
DCMカーマ株式会社
代表取締役社長 豊田芳行

資料 1 2 - 5 6 災害時における食料品・飲料品等の提供並びに談話室の管理に関する協定書

碧南市（以下「甲」という。）とマルテツフーズ㈱（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の食料品・飲料品等（以下「食料品等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、碧南市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、碧南市役所庁舎1階食堂（以下「食堂」という。）で備蓄している食料品等の提供並びに碧南市役所庁舎2階談話室（以下「談話室」という。）の管理に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、食料品等を必要とするときは、乙に対して食堂等で備蓄している食料品等の提供について協力を要請することができる。ただし、提供する食料品等は、無償で提供するものとする。

2 甲は、災害時に談話室の管理を必要とするときは、協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、食料品等の提供並びに談話室の管理について積極的に協力する。

（協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する範囲は、次に掲げるものとする。ただし、食料品については食堂等で米400kgを常時備蓄するものとする。

（1）お湯の提供が可能となる災害対応型紙カップ式自動販売機の飲料品及びお湯

（2）ペットボトル式自動販売機の飲料品

（3）食堂で備蓄している食料品等

（4）談話室の管理

（要請手続）

第5条 甲は、協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に対して要請手続を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後速やかに要請書を提出する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成34年1月31日までとする。ただし、協定期間満了前3月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成30年11月19日

甲 碧南市松本町28番地
碧南市長 禰宜田 政信

乙 愛知県知多郡東浦町緒川宗六兵41番地1
マルテツフーズ株式会社
代表取締役 五十嵐 巧

協力要請書

年 月 日

マルテツフーズ株式会社 様

碧南市長 印

災害時における食料品・飲料品等の提供並びに談話室の管理に関する協定書
第5条に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名	部	課 電話番号
電話等による 要請日時	年 月 日 () 時 分		
要請期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
要請内容			
備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

資料 1 3 様式等

資料 1 3 - 1 罹災状況調査票（罹災台帳）

（様式 1）

罹災証明第 号

罹災状況調査票（罹災台帳）

		調査日時	平成 年 月 日				
		調査員					
住所	碧南市 町 丁目 番地		世帯主氏名				
	(電話 ())						
災害原因	種 別	<input type="checkbox"/> 台風(号) <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()					
	発生日時	平成 年 月 日 時頃					
	場 所	碧南市 町 丁目 番地					
	備 考						
家族状況	世帯員氏名	続柄	生 年 月 日	性別	職業または 学年	死亡・行方不明・ 負傷の別	備 考
		世帯主	年 月 日				
家屋被害	住家の別		<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家				
	建物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コン (階建)				
	屋根種類						
	延床面積		m ²				
	被害の程度		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 一部破損				
	特記事項						
工作物被害							
その他被害							
		証明書交付日	平成 年 月 日				

資料13-2 罹災証明書交付申請書

(様式2)

罹災証明書交付申請書

平成 年 月 日

碧南市長殿

申請者 住所

氏名

印

平成 年 月 日の
のとおり証明願います。

による罹災について、次

記

1 罹災場所 碧南市

2 証明書交付理由

罹 災 証 明 書

- 1 罹災者 住所 碧南市 町 丁目 番地
氏名
- 2 罹災理由 台風 (号) 集中豪雨 地震 その他
()
- 3 罹災年月日 平成 年 月 日 時頃
- 4 罹災場所 碧南市 町 丁目 番地
- 5 罹災状況 全壊 大規模半壊 半壊 床上浸水 床下浸水 一部破損
(工作物被害)

上記のとおり、罹災したことを証明します。

平成 年 月 日

碧南市長

印

資料13-4 災害情報受信・処理票

(様式4)

災害情報受信・処理票

整理番号	
------	--

発 信 者	住所	町 丁目 番地	受 信 者	日時	月 日 時 分受信
	氏名			班名	
	電話			氏名	
情 報 内 容	発生日時	月 日 時 分			
	発生場所	町 丁目 番地			
	情報種別	<input type="checkbox"/> 住家等被災(全半壊等) <input type="checkbox"/> 道路被災 <input type="checkbox"/> 住家等浸水 <input type="checkbox"/> 道路冠水 <input type="checkbox"/> 道路復旧依頼(土木施設管理班処理) <input type="checkbox"/> 排水依頼(本部班or排水班処理) <input type="checkbox"/> 罹災調査依頼(巡視調査班処理) <input type="checkbox"/> 消毒依頼(環境班処理) <input type="checkbox"/> 汲み取り依頼(環境班処理) <input type="checkbox"/> 廃棄物処理依頼(環境班処理) <input type="checkbox"/> その他			
	処理依頼先	班	処理依頼日時	月 日 時 分依頼	
処 理 欄	処理担当班	班	担当者氏名		
	処理日時	月 日 時 分処理			
	処理の状況	<input type="checkbox"/> 処理済 <input type="checkbox"/> 処理中 <input type="checkbox"/> 処理不可(応援が必要な場合は必要人員等を記載すること)			

- (注)・情報受信者は情報を受信した場合、情報受信票を2部作成(コピー可)し、1部は本部班へ、1部は処理担当班へ提出すること。
- ・情報受信者は処理担当班が複数になる場合、処理担当班全てに情報受信票を提出すること。
 - ・処理担当班は情報受信票を受け取った場合、可能な限り速やかに処理すること。また、処理後は情報受信票に処理内容を記載して、本部班へ1部提出すること。
 - ・情報受信者及び処理担当者は必要に応じて位置図及び写真等の参考資料を添付すること。

(注) 2については、具体的に表現することが困難な場合には、「救援活動が終了するまでの間」

年 月 日

愛知県知事 殿

碧南市長

部隊等の派遣要請依頼書

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

4 その他参考となるべき事項

その他の細部については、 において調整する。

等の表現とすること。

年 月 日

愛知県知事 殿

碧南市長

災害派遣部隊撤収要請依頼書

災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。

資料 1 3 - 7 避難・地震防災応急対応実施状況報告書（市→県）

1 避難・地震防災応急対応実施状況報告書（速報用）

様式 1

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送 信 者	受 信 者	送 受 信 時 間
機 関 名 氏 名	機 関 名 氏 名	
		月 日 時 分
		月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等（該当する番号に○をつけること）
①東海地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
備 考	

（注）警戒宣言後、1時間以内に県（県民事務所経由）に報告する。

2 避難・地震防災応急対応実施状況報告書
様式2

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送 信 者	受 信 者	送 受 信 時 間
機 関 名 氏 名	機 関 名 氏 名	
		月 日 時 分
		月 日 時 分

避 難 状 況	① 避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況	
		措置事項	
地 震 防 災 応 急 対 策	② 避難の完了	避 難 場 所 名	避難人数・要救護人数
地 震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示	
	④	消防、水防その他応急措置	
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	
	⑥	施設、設備の整備及び点検	
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持	
	⑧	緊急輸送の確保	
	⑨	食糧・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備	
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置	
	備 考		

(注) 報告時期 様式1による報告後は、本様式により逐次報告するものとする。
 ・①は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに報告
 ・②は、避難に係る措置が終了した後、速やかに報告
 ・③～⑩は、それぞれの措置を実施するために必要な体制を整備したとき報告
 ・その他、経過に応じて逐次報告

資料 1 4 その他

資料 1 4 - 1 自主防災会の設立状況 (設立年月日順)

名 称		設立年月日	対象行政区
1	川口町防災会	昭和58年11月1日	川口町
2	前浜町防災会	昭和59年 2月1日	前浜町
3	神有区自主防災会	平成 8年 8月1日	神有町・天神町、池下照光町、南白山町
4	西端地区第1自主防災会	平成 9年 4月1日	大久手町、西端1区、西端2区、平山団地
5	西端地区第2自主防災会	平成 9年 4月1日	西端3区、西端4区、西端5区、宮下団地
6	西端地区第3自主防災会	平成 9年 4月1日	西端6区、西端7区、西端9区
7	西端地区第4自主防災会	平成 9年 4月1日	西端8区、西端10区、三度山団地
8	千福地区第1自主防災会	平成 9年 4月1日	千福町第1、千福町第2
9	千福地区第2自主防災会	平成 9年 4月1日	竈田町第1、竈田町第2、千福浜尾町
10	日進北部自主防災会	平成 9年 4月1日	鴻島町、伏見町、日進町、砂子、砂子第2、流作町
11	日進南部自主防災会	平成 9年 4月1日	霞浦町、東浦町、平七町、家下
12	新川北部第1自主防災会	平成 9年 4月1日	久沓町、丸山町、六軒町、田尻町
13	新川北部第2自主防災会	平成 9年 4月1日	松江町、相生町、相生鶴見町
14	新川北部第3自主防災会	平成 9年 4月1日	西山町第1、西山町第2
15	鷺塚地区自主防災会	平成10年 4月1日	鷺塚町、鷺林町、旭町
16	鷺塚住宅自主防災会	平成10年 4月1日	鷺塚住宅
17	大浜下区第1自主防災会	平成10年 4月1日	錦町、塩浜町、築山町
18	大浜下区第2自主防災会	平成10年 4月1日	西浜町第1、西浜町第2、浜田町
19	大浜下区第3自主防災会	平成10年 4月1日	伊勢若松町、入船権田町第1、入船権田町第2
20	大浜下区第4自主防災会	平成10年 4月1日	宮町第1、宮町第2、権現岬町
21	新川東部第1自主防災会	平成10年 4月1日	住吉町、浜尾鶴見町、掘方町
22	新川東部第2自主防災会	平成10年 4月1日	金山町、東山町
23	大浜上区第1自主防災会	平成11年 4月1日	大浜上町、石橋町第1、石橋町第2、中松町
24	大浜上区第2自主防災会	平成11年 4月1日	羽根町、本郷町、中町上区
25	大浜上区第3自主防災会	平成11年 4月1日	松本町、沢渡町、野田町
26	大浜中区自主防災会	平成11年 4月1日	浜寺町、音羽町、中町中区、善明町、作塚町
27	棚尾地区北自主防災会	平成12年 4月1日	春日町、栗山町、作塚沢渡町
28	棚尾地区中自主防災会	平成12年 4月1日	源氏町、志貴町、汐田町
29	棚尾地区南自主防災会	平成12年 4月1日	若宮町、弥生町、棚尾本町、志貴崎町
30	道場山区自主防災会	平成13年 4月1日	道場山町、宮後町、末広町、福清水町
31	天王区自主防災会	平成13年 4月1日	天王町第1、天王町第2、天王町第3、天王町第4
32	中山区1部自主防災会	平成13年 4月1日	尾城町、中山町、源氏神明町、向山住宅
33	中山区2部自主防災会	平成13年 4月1日	中後町、幸町第1、幸町第2、向陽町
34	鶴ヶ崎地区第1自主防災会	平成14年 4月1日	山神相生町、山神町
35	鶴ヶ崎地区第2自主防災会	平成14年 4月1日	新川山神町、浅間町、新川竈田町
36	塩浜第2自主防災会	平成17年 4月1日	塩浜町(トヨタアリビオ衣浦寮)
37	西部連合町内会自主防災会	平成24年 4月1日	二本木町、荒子町、笹山町、新道町、緑町、西部城山町
38	千福地区第3自主防災会	平成27年 4月1日	千福福清水町、千福掘方町

第 1 次非常配備 準備体制

この配備表に記載されている職員は、下記の状況が発生したときは情報に注意し、出動できる態勢をとる。

- 1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。
 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報
- 2 10 分間雨量 5 mm 又は時間雨量 10 mm 程度の強雨が降りはじめたとき。ただし、下水道班及び農水班は独自の判断で出動する。
- 3 その他防災統轄監が必要と認めたとき。

常 時 待 機	情報連絡活動	衣浦東部広域連合通信指令班
状況に応じ出動	本部班	防災課員
	広報班	経営企画課（課長、広報戦略係長）
	農水班	農業水産課（課長、土地改良係）
	土木施設管理班	土木港湾課係長以上
	下水道班	下水道課（課長、主幹、都市下水係）
	消防班	碧南消防署長、副署長

（※必要に応じ、碧南警察署へ依頼）

第1次非常配備 警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)

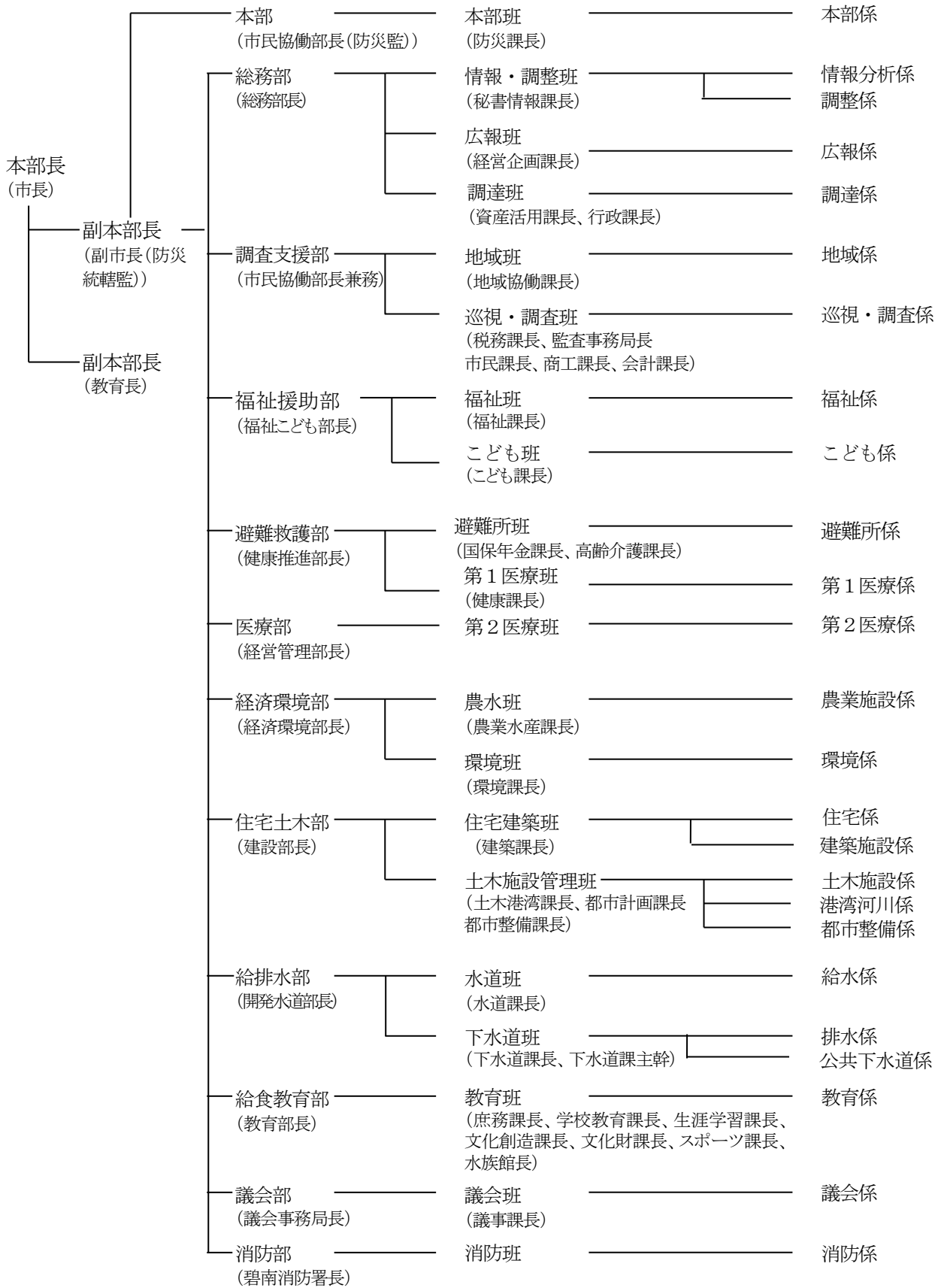
この配備表に記載されている職員は下記の状況が発生したときは、本部から指示のあるまで自宅待機とする。ただし、本部班は、自動的に出動する。

- 1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、当市において災害発生の危険性がある場合。
 (1)大雨特別警報 (2)暴風特別警報 (3)高潮特別警報 (4)波浪特別警報 (5)暴風雪特別警報
 (6)大雪特別警報 (7)大雨警報 (8)暴風警報 (9)高潮警報 (10)暴風雪警報 (11)大雪警報
 (12)洪水警報 (13)津波警報(大津波) (14)矢作川洪水警報 (15)矢作川氾濫警戒情報
 (16)土砂災害警戒情報
- 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。
- 3 碧南市において「震度4」の地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、速やかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。
- 4 その他市長が必要と認めたととき。

本部長	副本部長	部(部長)	班(◎班長・○副班長)	係(係長・係員)	所掌業務
市長	副市長 (防災統轄 監) 教育長	本部 (市民協働部長(防災監))	本部班 (◎防災課長)	本部係 (防災課員)	当該配備時における部内の所掌業務 (第3次配備表参照)
		総部務 (総務部長)	情報・調整班 (◎秘書情報課長) 広報班 (◎経営企画課長)	情報分析係 (情報統括係長) 広報係 (広報戦略係長)	
		調査支援部 (市民協働部長兼務)	地域班 (◎地域協働課長) 巡視・調査班 (◎税務課長)		
		福祉援助部 (福祉子ども部長)	福祉班 (◎福祉課長) 子ども班 (◎子ども課長)		
		避難救護部 (健康推進部長)	避難所班 (◎国保年金課長、○高齢介護課長) 第1医療班 (◎健康課長)	避難所係 (医療係長) 避難所34ヶ所 (※必要に応じて開設。開設員はP8、9のとおり)	
		医療部 (経営管理部長)	第2医療班	市民病院の非常配備体制による	
		経済環境部 (経済環境部長)	農水班 (◎農業水産課長)	農業施設係 (農業水産課員)	
		住宅土木部 (建設部長)	住宅建築班 (◎建築課長)	住宅係(建築課員) 建築施設係(建築課員)	
			土木施設管理班 (◎土木港湾課長、○都市整備課長、○都市計画課長)	土木施設係、港湾河川係、都市整備係(土木港湾・都市整備・都市計画各課員)	
		給排水部 (開発水道部長)	水道班 (◎水道課長)	給水係 (水道課員)	
			下水道班 (◎下水道課長、○下水道課主幹)	排水係 (下水道課員)	
		給食教育部 (教育部長)	教育班 (◎生涯学習課長、○庶務課長、○学校教育課長)		
		議会部 (議会事務局長)	議会班 (◎議事課長)		
		消防部 (碧南消防署長)	消防班	衣浦東部広域連合の非常配備体制による	

※災害対策本部を設置したときは、愛知県(西三河県民事務所)、碧南警察署及び関係機関に連絡すること。廃止した場合も同様とする。

碧南市災害対策本部組織図（第2次非常配備）



第2次非常配備 (=災害対策本部設置)

この配備表に記載されている職員は招集、それ以外の職員については本部から指示のあるまで自宅待機とする。

- 1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 碧南市において「震度5弱及び震度5強」の地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、速やかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。
- 3 その他市長が必要と認めたとき。

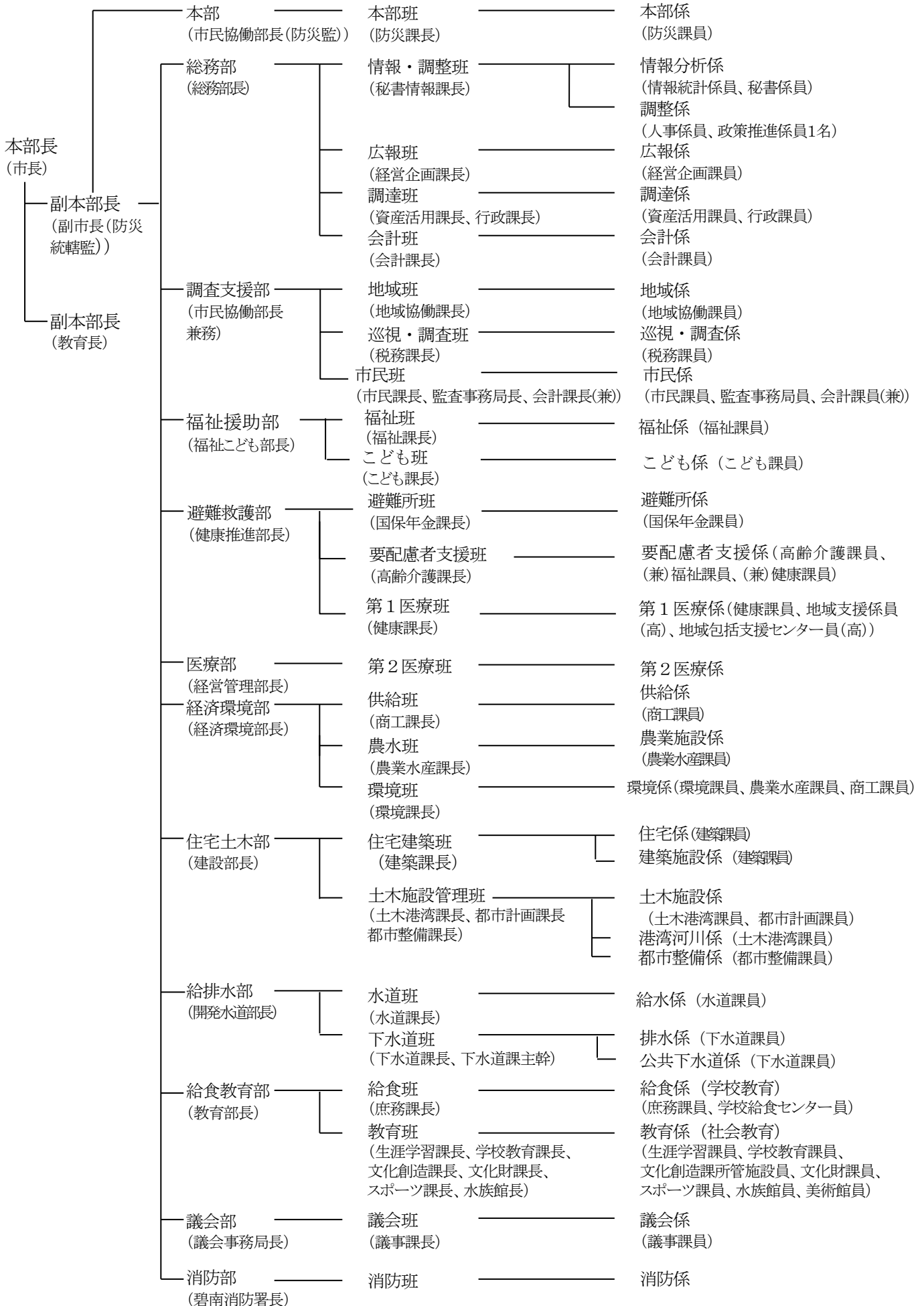
部 ◎部長 ○副部长	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係員	所掌業務	協力機関・団体
本部 ◎副市長 (防災統轄監) ○市民協働部長(防災監)	本部班 ◎防災課長	本部係 (防災計画係長)	防災課員	当該配備時における各担当の所掌業務(第3次西配備表参照)	当該配備時における協力機関・団体(第3次西配備表参照)
総務部 ◎総務部長	情報・調整班 ◎秘書情報課長	情報分析係 (情報統計係長) (秘書係長)	(総務部) 財政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保護係長 (健康推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(都市) (給排水部) 管理係長(水) (教育部) 庶務課1名 (議会部) 議事係長 ※各部から1名選出	"	"
		調整係 (人事係長)	政策推進係長	"	"
	広報班 ◎経営企画課長	広報係 (広報連絡係長)	広報連絡係員	"	"
	調査班 ◎資産活用課長 ○行政課長	調査係 (開発推進係長)	行政係長、契約検査係長、 (兼)財政係長	"	"
調査支援部 ◎市民協働部長兼務	地域班 ◎地域協働課長	地域係 (地域協働係長)	交通防犯係長	"	"
	巡視・調査班 ◎秘書課長 ○市民課長 ○商工課長 ○会計課長 ○監査事務局長	巡視係・調査係 (固定資産税係長) (管理係長)	市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、 企業経済係長、会計係長、監査係長	"	"
福祉援助部 ◎福祉こども部長	福祉班 ◎福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	(兼)保護係長、発達支援係長	"	"
	こども班 ◎こども課長	こども係 (幼保係長)	育成支援係長	"	"
避難支援部 ◎健康推進部長	避難所班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長	避難所係 (医療係長)	高齢福祉係長、介護保険係長、国保係長、年金係長、避難所34ヶ所(※必要に応じて開設、開設員はP8、9のとおり)	"	"
	第1医療班 ◎健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	庶務係長、母子保健係長 地域支援係長(高)、地域包括支援センター係長(高)	"	"

医療部 ◎経営管理 部長	第2医療班 市民病院の非常配備体制による	第2医療係		〃	〃
経済環境部 ◎経済環境 部長	農水班 ◎農業水産課長	農業施設係 (土地改良係長)	農業水産課員	当該酒造備申における各担当の所掌業務(第3次酒造備表参照)	当該酒造備申における協力機関・団体(第3次酒造備表参照)
	環境班 ◎環境課長	環境係 (ごみ減量係長)	(兼)環境保全係長	〃	〃
住宅土木部 ◎建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅係 (管理係長)	管理係員	〃	〃
		建築施設係 (建築行政係長)	建築行政係員、(兼)設備係長、(兼)設備係員	〃	〃
	土木施設管理班 ◎土木港灣課長 ○都市計画課長 ○都市整備課長	土木施設係 (道路係長) 港灣河川係 (港灣河川係長) 都市整備係 (公園緑地係長)	管理係長(土・(兼)都計・都整)、 区画整理係長、道路係員、港灣河川 係員、計画推進係員、公園緑地係 員、区画整理係員	〃	〃
給排水部 ◎開発水道 部長	水道班 ◎水道課長	給水係 (工務係長)	(兼)管理係長(水)、給水業務係長、 工務係員、配水管理事務所員	〃	〃
	下水道班 ◎下水道課長 ○下水道課主幹	排水係 (都市下水道係) 公共下水道係 (公共下水道係長)	管理業務係長、都市下水道係員、公共 下水道係員、 設備係長(建)、設備係員	〃	〃
給食教育部 ◎教育部長	教育班 ◎生涯学習課長 ○庶務課長 ○学校教育課長 ○文化財課長 ○文化創造課長 ○スポーツ課長 ○水族館長	教育係 (生涯学習係長)	教育部庶務係長 指導係長	〃	〃
議会部 ◎議会事務 局長	議会班 ◎議事課長	議会係 (議事係長)	(兼)議事係長	〃	〃
消防部 ◎消防署長	消防班 衣浦東部広域連合の非常配備体制による	消防係		〃	〃

(留意事項)

- 1 各部班等の所掌業務は上記のとおりであるが、これに固着せず部を単位として、弾力的に業務の処理にあたるよう心がけること。
- 2 各部長、班長の代理をあらかじめ定めておくこと。

碧南市災害対策本部組織図（第3次非常配備）



第3次非常配備 (=災害対策本部設置)

→全職員招集

- 1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- 2 碧南市に「震度6弱」以上の地震が発生したとき。

部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係員	所掌業務	協力機関・団体
本部 ◎副市長 (防災統轄監) ○市民協働部長(防災監)	本部班 ◎防災課長	本部係 (防災計画係長)	防災課員	1 本部員会議の記録及び決定事項の連絡 2 防災行政無線の運用統制 3 自衛隊等の派遣要請 4 自衛隊、警察、消防機関等との連絡調整 5 帰宅困難者への対応 6 災害救助法に基づく総括	
総務部 ◎総務部長	情報・調整班 ◎秘書情報課長	情報分析係 (情報統計係長)	情報統計係員 秘書係員 (総務部) 行政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉子ども部) 保護係長 (健康推進部) 地域支援係1名 (高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(都) (開発水道部) 管理係長(水) (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長 ※各部から 1名選出	1 市民からの情報受理及び連絡調整 2 各種情報の分析整理 3 被害状況等のとりまとめ・報告	
		調整係 (人事係長)	人事係員 政策推進係1名	1 西備職員の把握 2 応援者の受付及び西置計画 3 自衛隊等の受入 4 人夫などの雇用	
	広報班 ◎経営企画課長	広報係 (広報雑務係長)	経営企画課員	1 災害見舞及び調査団等の応接 2 本部長等の災害地視察 3 市民への広報 4 災害情報の公表 5 避難命令の伝達 6 記録写真の取材 7 報道機関へ情報提供	放送施設 所有団体
		調査班 ◎資産活用課長 ○行政課長	調査係 (開発推進係長)	資産活用課員 行政課員	1 災害対策予算編成及び資金運用 2 災害時損政計画の編成、政府機関と調整 3 災害関係の物品の購入及び各種契約 4 市有車両の非常西車及び西記員 5 避難住民及び救助用資材の輸送 6 応急復旧の輸送全般 7 車両の調査 8 庁舎・施設等の被害状況の調査

	会計班 ◎会計課長	会計係 (会計係長)	会計課員	1 災害に係る出納 2 義援金の受付及び出納	
調査支援部 ◎市民協働 部長兼務	地域班 ◎地域協働課長	地域係 (地域協働係長) (交通方犯係長)	地域協働課員	1 ボランティアセンター開設連絡調整 2 ボランティア団体等の支援 3 連絡委員との連絡調整 4 自主防災会との連絡調整	社会福祉 協議会 防災ボラン ティ連絡会 連絡委員 自主防災 会
	巡視・調査班 ◎税務課長	巡視係・調査係 (固定資産税 係長) (管理係長)	税務課員	1 市内巡視 2 家屋の被害調査 3 罹災者の調査 4 罹災台帳の作成 5 罹災証明書の発行	
	市民班 ◎市民課長 ○監査事務局長 ○会計課長(兼)	市民係 (市民係長) (監査係長)	市民課員 監査事務局員 会計課員(兼)	1 罹災者の相談、要望、苦情等の受付対応 2 衣浦斎園との連絡調整 3 遺体安置所の設置 4 遺体安置所までの遺体の搬送の手配 5 遺体安置所用にシート、毛布、棺、ドライアイ ス等を調達 6 警察等の行う遺体の身元確認に対する協力 7 遺体の遺族への引き渡し 8 死亡届出の受理、火葬(埋葬)の許可証の交付 9 自己の資力で埋火葬が困難な遺族に現物支給 10 身元不明遺体の対応	警察署 衣浦斎園
福祉援助部 ◎福祉子ども 部長	福祉班 ◎福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	福祉課員	1 被災者生活再建支援法に基づく調査連絡 2 災害見舞金の支給 3 義援金の配分 4 にじの学園の応急復旧	
	子ども班 ◎子ども課長	子ども係 (幼保係長)	子ども課員	1 児童福祉施設(幼稚園含む)の応急復旧	
避難支援部 ◎健康推進 部長	避難所班 ◎国保年金課長	避難所係 (医療係長)	国保年金課員	1 避難所の開設並びに維持管理 2 避難所住民の誘導及び収容	連絡委員
	要配慮者支援班 ◎高齢介護課長	要配慮者支援係 (高齢福祉係長)	高齢介護課員 福祉課員 健康課員	1 要配慮者の避難支援 2 避難所行動要支援者台帳の提供 3 要配慮者の安否確認の情報収集 4 社会福祉施設、サービス事業所の被災状況把握 5 福祉避難所との連絡調整	自主防災 会 民生委員
	第1医療班 ◎健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	健康課員 地域支援係員 (高) 地域包括支援セ ンター員	1 救護所の開設 2 罹災者の医療及び助産 3 医療関係機関との連絡調整 4 死亡の確認 5 伝染病の予防などの防疫活動 6 医薬品、医療器材、防疫資器材の確保配分	医師会 歯科医師 会 薬剤師会 赤十字奉 仕団 保健所
医療部 ◎経営管理 部長	第2医療班 市民病院の非常時備体制による	第2医療係		1 罹災者の医療及び助産 2 地域医療の応援 3 死亡の確認	
経済環境部 ◎経済環境 部長	供給班 ◎商工課長	供給係 (商工観光係長)	商工課員	1 食糧の確保供給 2 衣料等生活必需品の確保供給 3 義援物資の受付、配分 4 商工業関係の被害調査	連絡委員
	農水班 ◎農業水産課長	農業施設係 (土地改良係長)	農業水産課員	1 農業・漁業用施設の保全及び応急復旧 2 排水路等のごみ類の除去、片付け 3 農業・漁業関係の被害調査 4 諸資材の調達	排水施設 管理責任 者
	環境班 ◎環境課長	環境係 (ごみ減量係長)	環境課員 商工課1名 農業水産課1名	1 被災地のごみ、し尿等の処理及び消毒 2 医療班に対する防疫活動の協力 3 仮設トイレの設置 4 へ、獣の処理	医師会 赤十字奉 仕団 保健所

住宅土木部 ◎建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅係 (管理係長)	建築課員	1 市営住宅の保全及び応急復旧 2 応急仮設住宅の設置 3 応急仮設住宅の入所及び管理	
		建築施設係 (建築行政係長)	建築課員	1 公共施設の保全及び応急復旧 2 応急建設資材の調達 3 電気施設の保全 4 臨時電話の架設 5 被災建築物の応急危険度判定活動の実施	建築士会 建築士事務所協会
	土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ○都市計画課長 ○都市整備課長 (3係合同で対応)	土木施設係 (道路係長)	土木課員 都市計画課員 都市整備課員	1 災害による障害物の除去 2 道路、橋梁施設等の保全及び応急復旧 3 街路等の保全及び応急修理に関すること 4 急傾斜地等の保全及び応急復旧 5 道路冠水、かき崩れ調査等 6 災害応急対策事業労働者の確保 7 諸資材の調達	警察署 災害復旧協議会
		港湾河川係 (港湾河川係長)		1 河川、海岸、港湾及び漁港の保全及び応急復旧	
		都市整備係 (公園緑地係長)	都市整備課員 ※台風時等は、 土木施設係と合同で両業務を行う	1 公園、緑地等の保全及び応急復旧 2 街路樹の保全及び撤去 3 一時避難場所、広域避難場所等の確保 4 応急仮設住宅用地の確保	
給排水部 ◎開発水道部長	水道班 ◎水道課長	給水係 (工務係長)	水道課員、配水管理事務所員	1 飲料水の確保及び供給 2 応急給水栓の設置 3 配水場の保全及び応急復旧 4 配水管の保全及び応急復旧 5 給水施設の保全及び復旧 6 水道用資器材の調達	災害復旧協議会
	下水道班 ◎下水道課長 ○下水道課主幹	排水係 (都市下水係長) 公共下水係 (公共下水係長)	下水道課員	1 排水路の保全及び応急復旧 2 排水機場の保全及び応急復旧 1 公共下水道の保全及び応急復旧 2 下水道用資材の調達	警察署 災害復旧協議会
給食教育部 ◎教育部長	給食班 ◎庶務課長	給食係 (第1給食センター所長)	庶務課員 学校給食センター員	1 炊出し給食(ミルク、乾パン、麦製品等の給食を含む) 2 給食の輸送	赤十字奉仕団
	教育班 ◎生涯学習課長 ○学校教育課長 ○文化創造課長 ○文化財課長 ○スポーツ課長 ○水族館長	教育係(学校教育担当) (指導係長)	学校教育課員	1 教育施設の応急復旧 2 罹災児童、生徒の学用品の支給並びに授業受け入れ等	
		教育係(社会教育担当) (生涯学習係長)	生涯学習課員 文化創造課所管施設員 文化財課員 スポーツ課員 水族館員 美術館員	1 教育施設の応急復旧	
議会部 ◎議会事務局長	議会班 ◎議事課長	議会係 (兼議事係長)	議事課員	1 議長及び副議長の災害視察に関すること 2 議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡調整に関すること	
消防部 ◎消防署長	消防班	消防係		衣浦東部広域連合警防本部事務分掌による。 概要 1 災害現場情報の把握及び伝達 2 災害の警戒、防ぎよ及び警戒区域の設定 3 避難誘導及び避難勧告の伝達及び周知 4 管内の被害状況調査及び報告 5 人命の捜索及び救助保護 6 危険区域の巡視 7 防潮扉、水門、樋門等の操作 8 潮立、水位の巡視及び観測	警察署 海上保安署 連絡委員 消防団
		衣浦東部広域連合の非常警備体制による			